

履修要項／カタログ
履修の手引き

2012年度

<看護学部>

京都橘大学

はじめに

本学の学生は、入学から卒業までの間に、学則および履修規定に定められた科目を学習し、所定の単位を修得しなければなりません。

この「履修の手引き」は、それぞれの学生が、入学から卒業までどのような学習計画を立てるかを決定するために必要な情報をすべて掲載しているものです。

この「履修の手引き」を熟読し、それぞれの学習が計画的に進められるようにしてください。

掲示の確認を習慣に

学生のみなさんに対する連絡は、すべて掲示によって行います。掲示されたものについては各自確認されたものとして取り扱いますので、毎日の習慣として掲示情報を確認するようにしてください。なお、電話による掲示内容の問い合わせには応じません。

目 次

学部長からのメッセージ	7
京都橘大学学則	8

第1部 履修要項

第1章 学 籍

I 学生番号と学生証	25
II 学籍と学費	26
III 回生	26
IV 卒業	27
V 学籍に関する異動	27
VI 転学部、転学科および転コース	27

第2章 卒業単位

I 単位	28
II 単位の修得について	28
(1) 単位修得の流れ	
(2) 本学以外で修得した単位等の認定について	
(3) 大学コンソーシアム京都単位互換履修科目	
III 卒業に必要な単位	32

第3章 受講登録

I 受講登録に関する基本的原則と諸注意	33
II 年間受講登録制限	34
III 受講登録	34

第4章 授 業

I セメスター（学期）	36
II 授業時間	36
III 休講	36
IV 集中講義と補講、振替授業	36
V 欠席	36
VI 出席管理について	37
VII 試験およびレポート提出	37
VIII 試験に関する注意事項について	37

第5章 成 績

I 成績評価	38
II 履修辞退	38

Ⅲ 成績通知	39
Ⅳ 「G.P.A.」 Grade Point Average	39
Ⅴ 成績通知書の見方	40

第6章 海外留学

Ⅰ 交換留学	42
Ⅱ 派遣留学	42
Ⅲ 認定留学	42
Ⅳ 海外留学の手続き	43
Ⅴ 海外留学に際しての特例措置	43
Ⅵ 海外語学研修	43
Ⅶ 短期海外研修	43
Ⅷ 協定校の概要	44

第2部 諸規程

京都橘大学学費納付金規程	49
京都橘大学学位規程	54
海外留学をする者の取り扱いに関する規程	57
海外留学および海外研修プログラムにおける安全管理に関する内規	59
協定校派遣留学生および認定留学生送り出しに関する内規	61
在学中に海外留学する者の履修上の特別措置に関する内規	63

第3部－1 教育課程〈2012年度生対象〉

第1章 教育理念と到達目標

Ⅰ デイプロマ・ポリシー―教育理念と教育目標	65
Ⅱ カリキュラム・ポリシー―看護学部の教育理念と教育目標	65
(1) 京都橘大学看護学部における教育理念	
(2) 京都橘大学看護学部看護学科教育目標	
Ⅲ カリキュラムの概要	69
(1) 京都橘大学の授業科目群	
(2) 教養科目群について	

第2章 履修方法

1. 看護の本質を追究し、看護を創造する能力を育成する [区分1]	73
2. 異文化を理解し、人によりそう看護を実践できる能力を育成する [区分2]	73
3. 看護に関わる倫理を培い、倫理・道徳的態度を養う [区分3]	74
4. 多彩な学問分野に触れ、知性と感性を育成する [区分4]	74
5. 知的好奇心をもち、看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する [区分5]	74

第3章 カリキュラム

I 授業科目一覧	75
(1) カリキュラム表	
(2) 教養科目群一覧	
(3) 履修条件	
II 看護学実習の考え方	78

第3部-2 教育課程〈2009～2011年度生対象〉

第1章 教育理念と到達目標

I 教育理念と教育目標	79
(1) 京都橘大学理念	
(2) 京都橘大学看護学部における教育理念	
(3) 京都橘大学看護学部看護学科教育目標	
II 京都橘大学看護学部スタンダード	80

第2章 履修方法

1. 看護の本質を追究し、看護を創造する能力を育成する [区分1]	84
2. 異文化を理解し、人によりそう看護を実践できる能力を育成する [区分2]	84
3. 看護に関わる倫理を培い、倫理・道徳的態度を養う [区分3]	85
4. 多彩な学問分野に触れ、知性と感性を育成する [区分4]	85
5. 知的好奇心をもち、看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する [区分5]	85

第3章 カリキュラム

I 授業科目一覧	86
(1) カリキュラム表	
(2) 自由学修領域科目表	
(3) 履修条件	
II 看護学実習の考え方	89

第4部 免許・資格等

I 取得可能資格一覧	91
II 看護師／保健師国家試験受験資格	91
III 助産師国家試験受験資格（選択履修）	93
IV 教育職員（養護教諭1種）免許状課程（選択履修）	95

第5部 科目解説（カタログ）

看護の本質を追究し、看護を創造する能力を育成する [区分1]	101
異文化を理解し、人によりそう看護を実践できる能力を育成する [区分2]	101
看護に関わる倫理を培い、倫理・道徳的態度を養う [区分3]	103

多彩な学問に触れ、知性と感性を育成する [区分 4]	103
知的好奇心を持ち、看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する [区分 5]	104

第 6 部 その他

キャンパスマップ	105
教室一覧	106
臨時休講措置	108
事務局連絡先一覧	109

学部長からのメッセージ

「人によりそう看護」－これが、京都橘大学看護学部教育課程のキーワードです。

看護は生活している人々と深く関わっていく仕事です。人を深く理解し、その状況にふさわしい看護をすることが大切です。人間の尊厳を守ることが基本として、一人ひとりの生き方や考え方を真摯に受け止められる知性と、人間関係スキルと的確なケアを提供できる技が求められます。

看護は、地球上のあらゆる人々に求められています。あらゆる場で貢献できるためには、人としての成熟が私たちに必要になります。

縁あって、京都橘大学の一員になられたあなたと一緒に学びたいと思います。個人の努力ももちろん必要ですが、多くの学友や教職員と学びあい響きあう関係で1 + 1が2以上のものになることが共に学ぶ意義です。

看護学の教育課程には、チームでの演習や実習が多く、チーム活動や地域の人々への健康支援を通じて、自己と他者理解を深められるでしょう。

『履修の手引き』には、卒業までの学び方と学ぶ上での約束事が書かれています。意義ある学生時代をおくるための生活設計や学習計画に役立ちます。地図のように、常に現在地や目標に向うために活用してください。この4年間の学びの中で、成熟した人間に成長し、あなたの優しさを必要としている人々に与えられる人間に育たれることを期待します。

看護学部長 遠藤 俊子

京都橘大学学則（抜粋）

第1章 目的および自己点検・評価

（目的）

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法の規定に基づき、広く一般教養を施すとともに、深く専門の研究に根ざす学芸および技能の教授を行い、もって、教養高く情操の豊かな、健康にして社会に有為なる人材を育成することを目的とする。

（自己点検・評価）

第1条の2 本学は、その設置目的および社会的使命を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、不断の自己点検・評価を実施し、その結果に基づいて教育研究活動や管理運営等の改善・充実に努める。

2 前項の自己点検・評価の実施に関する規程は、別に定める。

第2章 学部および学科

（学部）

第2条 本学に次の学部を置く。

- 1) 文学部
- 2) 人間発達学部
- 3) 現代ビジネス学部
- 4) 看護学部
- 5) 健康科学部

（学部の目的）

第2条の2 前条に定める各学部の目的は、次の各号のとおりとする。

- 1) 文学部は、幅広い教養や専門的知識を身につけ、社会で活躍するための人材を養成する。
- 2) 人間発達学部は、コミュニケーション能力の獲得を教育の根幹に据え、多文化の理解と他者への共感の力を養い、人間関係の創造に寄与する人材を育成する。
- 3) 現代ビジネス学部は、これからの社会を展望し、新たな時代のビジネスに必要な人材を養成する。
- 4) 看護学部は、豊かな人間性とコミュニケーション能力を備え、国際的視野と深い倫理観をもった看護者を育成する。
- 5) 健康科学部は、心理、医療の各分野の専門的知識や技術を習得し、幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、新たな課題に対応できる問題解決能力を備えた人材を養成する。

（学科）

第3条 学部には次の学科を置く。

- 1) 文学部 日本語日本文学科、歴史学科、歴史遺産学科
- 2) 人間発達学部 児童教育学科、英語コミュニケーション学科
- 3) 現代ビジネス学部 現代マネジメント学科、都市環境デザイン学科
- 4) 看護学部 看護学科
- 5) 健康科学部 理学療法学科、心理学科

- 2 人間発達学部児童教育学科に保育士養成課程を置く。保育士養成課程に関する細則は別に定める。
- 3 健康科学部心理学科に通信教育課程を置く。通信教育課程に関する細則は別に定める。

(学科の目的)

第3条の2 前条第1項に定める各学部学科の目的は、次の各号のとおりとする。

- 1) 文学部日本語日本文学科は、日本語日本文学および書道の各分野において専門的な知識や技術を身につけ、知性と感性を磨き、自らの考えを豊かに表現できる人材を育成することを目的とする。
- 2) 文学部歴史学科は、歴史学を学ぶことを通して、人類の築き上げた社会の本質を根源から見極める姿勢を養い、科学的な視点にたつて様々な課題を論理的に解決することのできる人材を育成することを目的とする。
- 3) 文学部歴史遺産学科は、歴史遺産を対象とする研究をおこない、その歴史的・文化的意義を解明するとともに、歴史遺産を適切に活用した社会を創造する意欲を身につけた人材を育成することを目的とする。
- 4) 人間発達学部児童教育学科は、小学校教員、幼稚園教員、保育士を養成するとともに、多様化する社会のさまざまな教育・保育サービスに適切に対応できる人材を育成することを目的とする。
- 5) 人間発達学部英語コミュニケーション学科は、高度な英語運用能力を身につけ、文化の違いを越えて積極的に人間関係を築くコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的とする。
- 6) 現代ビジネス学部現代マネジメント学科は、営利・非営利の各組織体の運営に関する専門的な知識や技術を身につけ、あるいは救急救命に関する専門的な知識と技術を身につけた、社会に有為な人材を育成することを目的とする。
- 7) 現代ビジネス学部都市環境デザイン学科は、都市の環境と地域アメニティについての問題意識を持ち、総合的な視点から都市政策や建築設計、文化プロデュースなどを行う知識・技術を身につけた人材を育成することを目的とする。
- 8) 看護学部看護学科は、生命に対して深い畏敬の念を抱き、一般社会人としての豊かな人間性と良識を持ち、国際的な視野をもって、看護の実践を通して社会に貢献できる人材を養成する。
- 9) 理学療法学科は、理学療法に関する幅広いニーズに応えるため、確かな知識と技術を修得させるとともに、高度なコミュニケーション能力を有する理学療法士を育成する。
- 10) 心理学科は、心理学の知識やカウンセリングのスキルなどを修得し、心の問題に適切に対応のできる専門的な人材の養成をめざす。

第3章 修業年限および学生定員

(修業年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

- 2 3年次編入学生の修業年限は、2年とする。

(学生定員)

第5条 学生の定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
文学部	日 本 語 日 本 文 学 科	70名	(3年次) 5名	290名
	歴 史 学 科	90名		360名
	歴 史 遺 産 学 科	50名		200名
人間発達学部	児 童 教 育 学 科	120名		480名
	英語コミュニケーション学科	50名		200名
現代ビジネス学部	現 代 マ ネ ジ メ ン ト 学 科	130名	(3年次) 5名	530名
	都 市 環 境 デ ザ イン 学 科	130名	(3年次) 5名	530名
看護学部	看 護 学 科	95名		380名
健康科学部	理 学 療 法 学 科	60名		240名
	心 理 学 科	60名	(3年次) 5名	250名
	心 理 学 科 通 信 教 育 課 程	180名	(3年次) 180名	1,080名
計		1,035名	(3年次) 200名	4,540名

第4章 学年および休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前期(春学期) 4月1日から9月20日まで

後期(秋学期) 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

創立記念日(10月20日)

春期休業日(2月16日から3月31日まで)

夏期休業日(8月1日から9月20日まで)

冬期休業日(12月22日から翌年1月7日まで)

- 2 学長は、必要により前項第3号から第6号までの休業日を変更し、もしくは臨時に休業し、または休業日における授業等を行わせることができる。

第5章 授業科目および単位

(授業科目区分)

第9条 授業科目は、文学部、人間発達学部および現代ビジネス学部においては、その内容により、基礎科目、教養科目、キャリア科目・資格科目、専門領域科目に分ける。看護学部においては、その内容により、区分1、区分2、区分3、区分4、区分5に分ける。健康科学部理学療法学科においては、その内容により、基礎分野、専門基礎分野、専門分野に分け、心理学科においては、その内容により、基礎科目、教養科目、専門科目に分ける。別に教職に関する科目、司書および学校図書館司書教諭に関する科目、博物館学芸員に関

する科目、社会教育主事に関する科目を置く。また、外国人留学生に対する特例科目として、日本語および日本事情、日本文化に関する科目を置く。

(授業科目および単位数)

第10条 日本語日本文学科の授業科目および単位数は、別表第1、第2、第3、第4-1および別表第4-2のとおりとする。

歴史学科の授業科目および単位数は、別表第1、第2、第3、第5-1、第5-2および別表第5-3のとおりとする。

歴史遺産学科の授業科目および単位数は、別表第1、第2、第3および別表第6のとおりとする。

児童教育学科の授業科目および単位数は、別表第1、第2、第3、第7-1および第7-2のとおりとする。

英語コミュニケーション学科の授業科目および単位数は、別表第1、第2、第3および別表第8のとおりとする。

現代マネジメント学科の授業科目および単位数は、別表第1、第2、第3、別表第9-1、および別表第9-2のとおりとする。

都市環境デザイン学科の授業科目および単位数は、別表第1、第2、第3および別表第10のとおりとする。

看護学科の授業科目および単位数は、別表第11のとおりとする。

理学療法学科の授業科目および単位数は、別表第12のとおりとする。

心理学科の授業科目および単位数は、別表第13のとおりとする。

心理学科(通信教育課程)の授業科目および単位数は、別表第14のとおりとする。

第6章 履修方法

(授業日数)

第11条 毎学年の授業日数は、35週以上とする。

(授業の方法)

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の認定)

第13条 授業科目の履修は単位制とし、単位は、試験によるほか、平素の成績を考慮して認定する。成績評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第13条の2 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の3 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第13条の4 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の学修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により修得したとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学、再入学の場合を除き本学において修得した単位以外のものについては、第13条の2第1項および第2項ならびに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(その細則)

第13条の5 前3項の規定による単位認定の方法については別に定める。

(履修の方法)

第14条 学生は、所属の学部、学科およびコースによって、それぞれ次の授業科目を履修し、文学部、人間発達学部、現代ビジネス学部生、看護学部および健康科学部生は、合計124単位以上を修得しなければならない。

基礎科目

<学部学科> <必修>

文学部

日本語日本文学科 14単位

歴史学科 14単位

歴史遺産学科 14単位

人間発達学部

児童教育学科 12単位

英語コミュニケーション学科 14単位

現代ビジネス学部

現代マネジメント学科 14単位

都市環境デザイン学科 14単位

教養科目、キャリア科目・資格科目

<学部学科コース> <必修> <選択>

文学部

日本語日本文学科

日本語日本文学コース 4単位 44単位

書道コース	4単位	44単位
歴史学科		
日本史コース	4単位	36単位
世界史コース	4単位	36単位
現代史コース	4単位	36単位
歴史遺産学科	4単位	36単位
人間発達学部		
児童教育学科		
児童教育コース	2単位	22単位
幼児教育コース	2単位	24単位
英語コミュニケーション学科	4単位	36単位
現代ビジネス学部		
現代マネジメント学科		
現代マネジメントコース	4単位	36単位
救急救命コース	6単位	9単位
都市環境デザイン学科	4単位	36単位
専門領域科目		
<学部学科コース>	<必修>	<選択>
文学部		
日本語日本文学科		
日本語日本文学コース	22単位	40単位
書道コース	30単位	32単位
歴史学科		
日本史コース	28単位	42単位
世界史コース	28単位	42単位
現代史コース	28単位	42単位
歴史遺産学科	28単位	42単位
人間発達学部		
児童教育学科		
児童教育コース	28単位	60単位
幼児教育コース	26単位	60単位
英語コミュニケーション学科	52単位	18単位
現代ビジネス学部		
現代マネジメント学科		
現代マネジメントコース	22単位	48単位
救急救命コース	95単位	
都市環境デザイン学科	22単位	48単位

<学部学科>	<必修>	<選択>
看護学部		
看護学科		
区分1	8単位	
区分2	75単位	2単位
区分3	3単位	2単位
区分4	16単位	12単位
区分5	6単位	

<学部学科>	<必修>	<選択>
健康科学部		
理学療法学科		
基礎分野	13単位	13単位
専門基礎分野	27単位	4単位
専門分野	61単位	6単位
心理学科		
基礎科目	6単位	
教養科目	2単位	24単位
選択	基礎科目と教養科目で12単位	
専門科目	30単位	50単位
心理学科（通信教育課程）		
基礎科目	6単位	
教養科目	2単位	24単位
選択	基礎科目と教養科目で12単位	
専門科目	30単位	50単位

日本語教員養成科目

別表第15のとおり、日本語教員養成として38単位を履修することができる。

外国人留学生は、基礎科目および教養科目の一部として、日本語および日本事情科目16単位、日本文化演習4単位を履修することができる。

（資格取得）

第15条 卒業後の資格取得のために、次の科目を設ける。

1) 教職に関する科目

教育職員免許状授与の資格を得ようとする者は、教育職員免許法の定めるところにより所要科目の単位を修得しなければならない。（別表第16・第17・第18）

文学部

日本語日文学科	国語（中学校1種、高等学校1種） 書道（高等学校1種）
歴史学科	社会（中学校1種） 地理歴史（高等学校1種）

歴史遺産学科	社会（中学校1種） 地理歴史（高等学校1種）
人間発達学部	
児童教育学科	小学校1種、幼稚園1種
英語コミュニケーション学科	英語（中学校1種、高等学校1種）
現代ビジネス学部	
現代マネジメント学科	社会（中学校1種） 公民（高等学校1種）
都市環境デザイン学科	社会（中学校1種） 公民（高等学校1種）
看護学部	
看護学科	養護教諭1種
健康科学部	
心理学科（通信教育課程を除く）	公民（高等学校1種）

2) 司書の資格を得させるための科目

司書の資格を得ようとする者は、図書館法に基づき、本学の定めるところにより、別表第19に定める科目を履修しなければならない。

3) 学校図書館司書教諭の資格を得させるための科目

司書教諭の資格を得ようとする者は、第1号に定める科目を履修するほか別表第20に定める科目を履修しなければならない。

4) 博物館学芸員の資格を得させるための科目

博物館学芸員の資格を得ようとする者は、博物館法の定めるところにより所要科目の単位を修得しなければならない。（別表第21）

5) 社会教育主事の資格を得させるための科目

社会教育主事の資格を得ようとする者は、社会教育法の定めるところにより、所要科目の単位を修得しなければならない。（別表第22）

6) 保育士の資格を得させるための課程（保育士養成課程）

人間発達学部児童教育学科において保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の定めるところにより、所要科目の単位を修得しなければならない。（別表第23）

（保健師助産師看護師国家試験受験資格）

第15条の2 看護学部看護学科においては、保健師助産師看護師法に規定する学校として指定を受けた科目を第17条の規定により履修することによって、看護師および保健師の国家試験受験資格を得ることができる。ただし、助産師国家試験受験資格を希望する者は、第17条の規定によるほか、助産に関する科目（別表第24）を履修し、必要な単位を取得しなければならない。

（理学療法士国家試験受験資格）

第15条の3 健康科学部理学療法学科においては、理学療法士および作業療法士法に規定する学校として指定を受けた科目を第17条の規定により履修することによって、理学療法士の国家試験受験資格を得ることができる。

（単位の計算方法）

第16条 授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

授業科目の単位数は45時間の学修を必要とする内容をもつて1単位とし、授業の方法に応じ、当該授業によ

る教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- 1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 2) 実験、実習および実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 3) 第1号に規定する授業の方法と前号に規定する授業の方法を併用する場合の単位数の基準は、前2号に規定する基準を考慮して本大学が定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、諸資格の取得に関して法令により定められた授業科目の単位の算定基準については、別に定めることができる。

(通信教育課程における単位の計算方法)

第16条の2 通信教育課程の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- 1) 印刷教材により学修する2単位の授業は、「2時間の予習 + 2時間の学習 + 2時間の復習」を計15週に相当する内容を実施する。学習の中間と終了後に、単位修得試験またはレポート課題を採点し、合格者に対して「単位修得科目」として認定する。
- 2) メディア授業により履修する2単位については、15時間のメディア授業と授業の予習・復習の学習時間を合わせ、授業の中間と終了後に単位修得試験またはレポート課題を採点し、合格者に対して「単位修得科目」として認定する。
- 3) 面接授業により履修する2単位については、15時間の面接授業と授業の予習・復習の学習時間を合わせ、授業の中間と終了後に単位修得試験またはレポート課題を採点し、合格者に対して「単位修得科目」として認定する。

第7章 卒業および学士の学位

(卒業および学位)

第17条 本学に4年(第25条、第26条および第28条までの規定により入学した者はそれぞれ別に定める年数)以上在学し、所定の授業科目を履修して、その単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

文学部日本語日本文学科、歴史学科、歴史遺産学科を卒業した者には学士(文学)の、人間発達学部児童教育学科を卒業した者には学士(児童教育学)の、人間発達学部英語コミュニケーション学科を卒業した者には学士(英語コミュニケーション学)の、現代ビジネス学部現代マネジメント学科を卒業した者には学士(マネジメント学)の、現代ビジネス学部都市環境デザイン学科を卒業した者には学士(都市環境デザイン学)の、看護学部を卒業した者には学士(看護学)の、健康科学部理学療法学科を卒業した者には学士(理学療法学)の、健康科学部心理学科を卒業した者には学士(心理学)の学位を授与する。

第8章 入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、前期の始めとする。

- 2 前項にかかわらず、教育上支障がないとき、後期の始めに入学することができる。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

- 1) 高等学校を卒業した者
- 2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5) 文部科学大臣の指定した者
- 6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 7) その他本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
（入学願）

第20条 本学に入学を志願する者は、所定の期日まで入学願書の提出、その他必要な手続きをしなければならない。

（入学試験）

第21条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

（入学許可）

第22条 選抜試験に合格した者に対しては、入学を許可する。

（入学手続）

第23条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学宣誓書および在学保証書の提出、その他必要な手続きをしなければならない。

（保証人）

第24条 保証人は、父兄またはこれに代わるべき者で、独立の生計を営み、保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

学生が保証人を変更しようとするときは、新旧保証人の連署をもって、また保証人に住所氏名等の変更があったときは、その旨を直ちに届け出なければならない。

（転入学）

第25条 他大学から本学に転学を希望する者があるときは、本学に欠員がある場合に限り、選考の上これを許可することができる。

（編入学）

第26条 本学に編入学を希望する者があるときは、本学に欠員がある場合に限り、選考の上これを許可することができる。

2 文学部日本語日本文学科および現代ビジネス学部現代マネジメント学科、都市環境デザイン学科、健康科学部心理学科、心理学科通信教育課程については、3年次編入学を許可することができる。

3 編入学することができる者の資格は次のとおりとする。

- 1) 文学部、現代ビジネス学部、健康科学部にあっては、次の各号の一つに該当する者とする。
 - 短期大学を卒業した者
 - 高等専門学校を卒業した者
 - 文部科学大臣の定めた基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者

その他同等以上の資格を有する者

(単位の認定)

第27条 前2条の規定により転入学または編入学を許可された者の、前に在学した大学における履修科目とその単位については、その一部または、全部を本学における授業科目および単位数として換算または認定することができる。

(その細則)

第27条の2 前2条の規定による単位認定の方法については別に定める。

(再入学)

第28条 本学学則第34条により退学した者および第39条第1号により除籍した者が、再入学を願い出た場合許可することができる。

(その細則)

第28条の2 再入学に関する規程は、別に定める。

第9章 転学、転科、休学および退学

(転出学)

第29条 本学から他の大学に転学を希望する者があるときは、学長の許可を受けなければならない。

(転学部、転学科等)

第30条 転学部、転学科、転コースおよび転課程は原則として許可しない。ただし、特別の事情があるときは、学年の始めに限り選考の上これを許可することができる。

2 転学部、転学科、転コースおよび転課程に関する取り扱いは別にこれを定める。

(休学)

第31条 病気その他やむを得ない事由により、引続き6ヶ月以上欠席しようとする者は、保証人連署の上願い出てその許可を受けなければならない。ただし、病気の場合は医師の診断書を添えなければならない。

(休学期間)

第32条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の理由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り休学することができる。通算して休学できる期間は4年以内とする。休学の期間は在学の期間に算入しない。

(復学)

第33条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第33条の2 学生が第13条の2第2項に規定する留学（以下「留学」という）をする場合、保証人が連署した留学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 留学の期間は、在学の期間に算入する。

3 留学に関する取扱は別にこれを定める。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、その理由を具して、保証人連署の上願い出て許可を受けなければならない。

(在学限度)

第35条 在学期間は、通算8年を超えることができない。

2 編入学を許可された者の在学期間は、通算4年をこえることができない。

第10章 入学検定料、入学金および授業料

(入学検定料)

第36条 本学に入学を志望する者は、入学願書に添えて別表Aに定める入学検定料を納めなければならない。

2 入学検定料に関する規程は、別に定める。

(入学金)

第37条 入学を許可されたものは、所定の期日までに別表Bに定める入学金を納入しなければならない。

2 入学金を納めないときは、入学の許可を取り消すことができる。

3 入学金に関する規程は、別に定める。

(授業料)

第38条 学生は、別表Bに定める授業料を納入しなければならない。

2 授業料およびその他の学費に関する規程は、別に定める。

3 第1項の定めにかかわらず、本則第18条第2項に定める学生の授業料は別に定める規程によるものとする。

(除籍)

第39条 次の場合、除籍することができる。

- 1) 授業料およびその他の学費の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しない者
- 2) 休学期間が通算して4年を超える者
- 3) 在学期間が所定の年数を超える者
- 4) 外国人留学生で、法に定める在留資格を得られない者
- 5) 死亡届のあった者

2 除籍に関する規程は、別に定める。

(復籍)

第39条の2 本学学則第39条第1項第1号および第2号により除籍となったものが、復籍を願い出た場合、許可することができる。

2 復籍に関する規程は、別に定める

(授業料等の返還)

第40条 既納の入学検定料・入学金・授業料およびその他の学費は返還しない。ただし、授業料およびその他の学費については入学を辞退する旨の申し出があった場合に限り返還することがある。

(授業料等の延納)

第41条 授業料およびその他の学費を延納しなければならない事情があるときは、直ちにその旨を願い出て許可を受けなければならない。

(休学中等の学費)

第42条 休学期間中は授業料およびその他の学費を徴収しない。ただし、休学の始めまたは終わりの日の属する納期分はこの限りでない。

第42条の2 留学期間中の学費の扱いは別に定める。

(授業料の貸与)

第43条 成績優秀にして学資の支弁が極めて困難な者には、授業料を貸与することができる。

第11章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生および外国人学生

(科目等履修生)

第44条 本学における授業科目の一部を選択履修しようとする者があるときは、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

(科目等履修生の選考料、登録料および履修料)

第44条の2 科目等履修生として入学を希望する者は入学願書に添えて選考料を納めなければならない。

2 選考の結果科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに登録料および履修料を納めなければならない。

3 前年度から引続いて履修を希望する者および本学卒業生に対しては、第1項の選考料は免除する。

4 所定の期日までに登録料および履修料を納付しない場合、入学を取り消すことができる。

(科目等履修生に対する準用条項)

第44条の3 科目等履修生には第1条から第3条まで、第7条から第9条まで、第12条、第16条、第20条および第24条を準用する。

(その細則)

第44条の4 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(外国人学生)

第45条 外国人で入学を志望する者があるときは、選考の上外国人学生として入学を許可することができる。

(外国人学生に対する準用条項)

第45条の2 外国人学生には、第1条から第4条まで、第6条から第14条まで、第16条から第27条まで、第30条から第43条まで、第49条および第50条を準用する。

(その細則)

第46条 外国人学生に関する規程は、別に定める。

(聴講生)

第46条の2 本学における授業科目の一部を選択履修しようとする者があるときは、選考の上聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条の3 教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき当該他の大学または短期大学に在学する者で、本学の授業科目を履修し、その単位を修得しようとする者(以下「特別聴講学生」という。)に対し、当該授業科目の履修を許可することができる。

(外国の大学または短期大学)

第46条の4 前項の規程は、外国の大学または短期大学に在学する者で、本学に留学する場合に準用する。

(特別聴講学生の授業料等)

第46条の5 特別聴講学生に係る授業料等については、本学とその者が在学する大学または短期大学との協議により定める。

(特別聴講学生に対する準用条項)

第46条の6 特別聴講学生には、第2条から第3条まで、第7条から第9条、第12条、第16条および第24条を準用する。

(その細則)

第46条の7 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第47条 本学は、臨時に公開講座を開設することができる。

(その細則)

第48条 公開講座に関する規程は、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第49条 本学学生で特に他の学生の模範とすべき篤行のある者は、教授会の議を経てこれを表彰することができる。

(懲戒)

第50条 本学学生が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行うことができる。

懲戒は、訓告、停学および退学とする。

2 前項の退学は、次の各号の一つに該当する学生に対してのみ行うことができる。

- 1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3) 正当な理由なくして出席常でない者
- 4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第14章 職員組織

(職員)

第51条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手ならびに事務職員、教務職員、技術職員およびその他の職員を置く。

(役職)

第51条の2 本学に学長、副学長、部長、学部長、館長、所長等を置く。

(大学評議会)

第52条 本学に大学評議会を置く

評議会は、次に掲げる職員で組織する。

- 1) 学長 (議長)
- 2) 副学長
- 3) 教務部長、学生部長、入学部長、学術情報部長
- 4) 学部長
- 5) 研究科長
- 6) 総合教育センター長、教養教育推進室長、基礎教育推進室長、初年次教育・キャリア教育推進室長
- 7) 総合研究センター長、地域政策・社会連携推進センター長、女性歴史文化研究所長、看護学部看護異文化交流・社会連携推進センター長
- 8) 各学部より選出された教授各4名
- 9) 大学事務局長 (幹事)

(大学評議会の任務)

第52条の2 大学評議會は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 1) 全学の教育および研究に関する基本事項
- 2) 大学の機構、組織ならびに制度に関する事項
- 3) 教員の人事に関する事項
- 4) 入学試験に関する事項
- 5) 教学、教務に関する事項
- 6) 自己点検・評価に関する事項
- 7) 教学予算に関する事項
- 8) その他、大学の運営に関する重要事項

(学部教授会)

第53条 本学に学部教授会を置く。

学部教授会は、学部長（議長）、学部の教授、准教授、専任講師をもって組織する。

(学部教授会の任務)

第53条の2 学部教授会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 1) 学部の教育および研究に関する事項
- 2) 学部の教育課程に関する事項
- 3) 学部諸規程の改廃に関する事項
- 4) 学部長の選出に関する事項
- 5) 教員の人事に関する事項
- 6) 学生の学籍異動に関する事項
- 7) 単位認定および卒業に関する事項
- 8) 学生の指導・援助に関する事項
- 9) その他、学部の運営に関する必要な事項

第15章 附属施設

(図書館)

第54条 本学に附属図書館を置く。

附属図書館に関する規程は、別に定める。

(中略)

(医務室)

第56条 本学に医務室を置き、教職員および学生の健康管理を行なう。

第16章 補則

(細則)

第57条 この学則の実施に関し必要な細則は、別に定める。

附則

(施行)

附則 この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附則 この学則は、平成24年4月1日から適用する。

第1章 学籍

I 学生番号と学生証

本学の学生には、入学と同時に学生番号が与えられます。この番号は、試験や諸届等、学内のすべての手続きに必要となります。学生証は、あなたが本学の学生であることを証明する大切なものですので、常に携帯してください。紛失や盗難にあった場合は、速やかに学生支援課スチューデントセンターへ届け出てください。

●2012年度生以降の学生番号の仕組みは以下のとおりです。

学部生共通	学部		学科		入学年度		一連番号		
a	7	0	1	0	1	2	0	0	1

(入学年度) 西暦の下2ケタ

(一連番号) 各学科ごとに001～

(学部・学科)

7010：看護学部	看護学科
1020：文学部	日本語日本文学科
1030：文学部	歴史学科
1041：文学部	歴史遺産学科
3010：人間発達学部	児童教育学科
3020：人間発達学部	英語コミュニケーション学科
5010：現代ビジネス学部	現代マネジメント学科
5020：現代ビジネス学部	都市環境デザイン学科
9010：健康科学部	理学療法学科
9020：健康科学部	心理学科

●2011年度生までの学生番号の仕組みは以下のとおりです。

学部・学科		入学年度		一連番号		
3	1	1	1	0	0	1

(入学年度) 西暦の下2ケタ

(一連番号) 各学科ごとに001～

(学部・学科)

31：看護学部	看護学科
11：文学部	英語コミュニケーション学科
12：文学部	日本語日本文学科
13：文学部	歴史学科
14：文学部	文化財学科
15：文学部	児童教育学科
16：人間発達学部	児童教育学科
17：人間発達学部	英語コミュニケーション学科
24：現代ビジネス学部	現代マネジメント学科
25：現代ビジネス学部	都市環境デザイン学科

回生と繰り上がりますが、8回生を超えて在学することはできません。

Ⅳ 卒業

4年以上在学し、所定の要件にそって必要な単位を修得した場合、卒業となり、学士（看護学）の学位が与えられます。また、5回生の前期 Semester で卒業に必要な単位を修得した場合には、前期末日である9月20日で卒業となります。

Ⅴ 学籍に関する異動

（1）在学留学

本学「海外留学をする者の取り扱いに関する規程」の適用によって外国の大学に留学する許可を得た時には、その期間を休学扱いとせず、在学のまま留学することができます。ただし、外国へ行くのであれば何でもこの規程が適用されるという訳ではありません。留学を考えている人は、基礎教育推進室国際交流オフィスで相談してください。

（2）休学・復学

病気等やむを得ない事由で学修を継続できない場合は、許可を得て Semester 単位で休学することができます。休学願は所定の様式により学務第3課へ提出してください。病気による場合は、医師の診断書が必要です。休学した場合には、その期間が終了するまでに復学願、退学願または継続する休学願を提出して許可を得なければなりません。なお、休学中は在学期間には算入されません。また、休学の期間は1年を超えることはできません。ただし、特別の事情がある場合に限り、更に1年延長することができます。休学中の学費は免除されますが、学期の途中で休学する場合は、その期の所定の学費は納入しなければなりません。

（3）除籍

定められた期日までに学費の納入を怠り督促を受けても納入しない者、また、休学者が期間を過ぎても復学・退学・休学願を提出せず許可を得なかった場合は除籍となり、学生の身分を失います。

（4）復籍

学費の滞納により除籍となった者が、指定された期日までに学費納付金を添えて願い出、許可されれば、復籍となり、学生の身分を再び有することとなります。この場合、除籍時の学部学科、回生、修得単位などをそのまま継続することとなります。

（5）退学

病気等やむを得ない事由で退学する場合には、所定の手続きにしたがって退学願を提出して許可を得なければなりません。

（6）再入学

退学した者、または学費未納による除籍となった者が再入学を希望する場合は、審議の上、許可することがあります。詳しくは学務第3課に相談してください。

Ⅵ 転学部、転学科および転コース

入学した学部・学科で学修することが原則です。しかし、特別の事由がある者に限り、学則第30条（「特別の事情があるときは、学年の始めに限り選考の上これを許可することができる」）に基づき転学部、転学科および転コースを認める場合があります。詳しくは学務第3課に相談してください。

第2章 卒業単位

I 単位

本学の教育課程では、各科目について基準で定められている単位を修得し、卒業の要件や資格取得の要件を満たしていくという「単位制」をとっています。

本学では、大学設置基準に基づき、45時間の学習時間を1単位として計算しています。具体的には、授業15時間、自学自習時間（予習・復習時間）30時間で当該科目1単位として構成されています。ただし、科目の性格によっては、授業と自学自習時間（予習・復習時間）の時間構成が異なる場合があります。

なお、1回あたりの授業は90分を基本としていますが、これを2時間で計算しています。したがって、「前期 Semester・2単位」という授業科目は、通常、毎週1回（90分）の授業を前期 Semester中に15週行い、あわせて各自の予習・復習が行われることを意味しています。

II 単位の修得について

(1) 単位修得の流れ

単位を修得するには、まず科目の「受講登録」を行い、試験結果や平常の評価が合格点に達しなければなりません。

*学則第13条 授業科目の履修は単位制とし、単位は、試験によるほか、出席その他平素の成績を考慮して認定する。

成績評点は、100点を満点とし、60点以上を合格とする。



また、卒業するためには、4年間以上在学して、所定の分野から124単位以上を修得しなければなりません。

(2) 本学以外で修得した単位等の認定について

次の①～③に該当する場合は、あわせて60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができます。

① 入学以前に他大学等で修得した単位等の認定

学生が本学に入学する以前に他大学等で修得した単位等は、教育上有益と認められる場合に限り、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位としてみなすことができます。この単位認定は、本人の申請により行われます。申請は入学年度のみ受け付けます。

② 在学中に他大学等で修得した単位の認定および大学以外の教育施設における学修の認定

在学中に他大学等で修得した科目の単位は、60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができます。該当する科目は次のとおりです。

イ) 「大学コンソーシアム京都」単位互換履修科目（31ページ参照）

ロ) 本学と学術交流協定を締結している提携校（海外を含む）での履修科目（42ページ参照）

ハ) 「海外留学をする者の取り扱いに関する規程」に基づく認定留学による履修科目（42ページ参照）

また、大学以外の教育施設における学修も、要件を満たせば単位認定されることがあります。

③ 技能審査・検定等に合格した場合の単位認定

本学に入学以前または以後に、次の技能審査や検定に合格した場合も、本学における授業科目により修得した単位として認定されることがあります。ただし、入学以前に合格したものの申請は、入学年度のみ受け付けます。単

位認定を希望する者は所定の手続きを行ってください。

なお、対応する科目を既に修得済み、または登録中の場合は認定できません。

●単位認定可能な技能審査・検定

「技能審査・検定等に合格した場合の単位認定」は、下記のとおりです。

国際化と高度情報化が進展する社会にあって、言語の運用能力や情報処理機器の運用能力が、ますます重要になっています。認定により、さらに上級をめざし、社会的評価に耐えうる力をつけてください。

イ) 語学関係

*2012年度生以降の学生は別途掲示を確認してください。

*2011年度生以前

対 象	級・スコア等	単 位	認定科目名
実用英語 技能検定 (通称：英検)	1 級	8 単位	English Speaking、English Writing、英語 V・VI
	準 1 級	4 単位	English Speaking、English Writing
	2 級	2 単位	English Speaking
TOEIC (注1)	810以上	8 単位	English Speaking、English Writing、英語 V・VI
	730～809	4 単位	English Speaking、English Writing
	530～729	2 単位	English Speaking
TOEFL (注2) <iBT> (注3)	84以上	8 単位	English Speaking、English Writing、英語 V・VI
	61～83	4 単位	English Speaking、English Writing
	48～60	2 単位	English Speaking
国連英検	A 級	8 単位	English Speaking、English Writing、英語 V・VI
	B 級	2 単位	English Speaking

注1 IP (Institutional Program) は、認定しません。

注2 ITP (Institutional Testing Program) は、認定しません。

注3 iBT (Internet Based Test)

ロ) 情報処理技術関係

技能審査・検定等の名称（主催機関名） ※名称が変更された資格については資格名の下に旧資格名を記載	単位	認定科目名
Microsoft Office Specialist検定 WORD 旧MOUS一般 (マイクロソフト社)	1 単位	※ 情報科学Ⅰ 情報科学Ⅱ 情報リテラシーⅠ～Ⅳ
Microsoft Office Specialist検定 EXCEL 旧MOUS一般 (マイクロソフト社)	1 単位	
Microsoft Office Expert検定 EXCEL 旧MOUS上級 (マイクロソフト社)	2 単位	
Microsoft Certified Application Specialist検定 WORD (マイクロソフト社)	1 単位	
Microsoft Certified Application Specialist検定 EXCEL (マイクロソフト社)	1 単位	
日商PC検定試験（データ活用） 2 級 (日本商工会議所)	2 単位	
日商PC検定試験（文書作成） 3 級 (日本商工会議所)	1 単位	
情報検定 情報活用試験 2 級 旧情報処理活用能力検定 2 級 (専修学校教育振興会)	2 単位	
パソコン検定 2 級 (パソコン検定協会 事務局)	2 単位	
NTTインターネットコミュニケーションズ インターネット検定 .comMaster★★ (ドットコムマスター ダブルスター) (NTTコミュニケーションズ インターネット検定事務局)	2 単位	
CGエンジニア検定CG部門 2 級 旧画像情報技能検定 CG検定 2 級 (財団法人 画像情報教育振興協会：CG-ARTS協会)	2 単位	
CGエンジニア検定画像処理部門 2 級 旧画像情報技能検定 画像処理検定 2 級 (財団法人 画像情報教育振興協会：CG-ARTS協会)	2 単位	
マルチメディア検定エキスパート (2 級) 旧画像情報技能検定 マルチメディア検定 2 級 (画像情報教育振興協会：CG-ARTS協会)	2 単位	
基本情報技術者試験 (独立行政法人 情報処理推進機構)	4 単位	
情報セキュリティアドミニストレータ試験 (独立行政法人 情報処理推進機構)	4 単位	
ITパスポート試験 旧初級システムアドミニストレータ試験 (独立行政法人 情報処理推進機構)	4 単位	
情報検索基礎能力試験 (情報科学技術協会)	1 単位	
DTP検定 Ⅲ種 ビジネスDTP (DTP検定事務局)	1 単位	

※以下の手順で認定科目を決定する。

情報科学Ⅰ・Ⅱの単位を未修得の場合、これらの単位を優先的に認定する。

(2009～2011年度生対象)

3 単位以上認定された場合は情報科学Ⅰ・Ⅱに加え、情報リテラシーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳとして超過分を認定する。

情報科学Ⅰ・Ⅱの単位を修得済みの場合、情報リテラシーⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳに上記一覧に定められた単位数に基づき単位認定を行う。

ハ) 簿記関係

(2009～2011年度生対象)

技能審査・検定等の名称（主催機関名）	単位	認定科目名
簿記3級（日本商工会議所）	2単位	簿記演習Ⅰ
簿記2級（日本商工会議所）	4単位	簿記演習Ⅰ・Ⅱ

ニ) 数学関係

技能審査・検定等の名称（主催機関名）	単位	認定科目名
実用数学技能検定2級（財団法人日本数学検定協会）	2単位	数学演習Ⅰ
実用数学技能検定準1級（財団法人日本数学検定協会）	4単位	数学演習Ⅰ・Ⅱ

ホ) 日本語表現関係

技能審査・検定等の名称（主催機関名）	単位	認定科目名
日本語検定3級（NPO法人日本語検定委員会）	2単位	日本語表現Ⅰ
日本漢字能力検定準1級（財団法人日本漢字能力検定協会）	2単位	日本語表現Ⅱ
話しことば検定2級（NPO法人日本語話しことば協会）	2単位	

●申請手続き

イ) 資格取得が入学以前の場合（入学年度のみ）

申請窓口 学務第3課

申請期限 入学年度4月の受講登録訂正期間の第1日目まで

* 検定合格証（写し）の添付が必要

ロ) 資格取得が在学中の場合

申請窓口 学務第3課

申請期限 前期セメスター期間 6月末日まで

後期セメスター期間 1月末日まで

* 検定合格証（写し）の添付が必要

(3) 大学コンソーシアム京都単位互換履修科目

1994年度から開始された京都地区における大学間の単位互換制度は、協定参加大学の提供する授業を相互に履修することができる制度です。本学でも毎年、単位互換履修生として、他大学の授業を履修している学生がいます。

本学での取り扱いは、基本的にどこの大学のどのような科目であっても相手校が受講を認めれば、履修することができます。合格した科目は、本学の科目として単位が別表のように認定されることになっています。大学によっては履修登録等の日程や条件が異なり、希望しても履修できない場合があります。この結果をうけて、本学の受講登録を変更することはできませんので、通学時間等十分考慮して履修計画をたてる必要があります。単位互換授業の詳細な内容は掲示により行います。

Ⅲ 卒業に必要な単位

●科目構成

卒業に必要な科目は「要卒科目」と呼ばれ、次の分野に大別できます。



第3章 受講登録

I 受講登録に関する基本的原則と諸注意

(1) 受講登録とは

受講登録とは、各年度当初の定められた期間に、その年度に受講しようとする科目を登録するものです。受講登録は、すべて登録者本人の責任で行います。登録事項に間違いがあった場合、本人がその責を負います。また、登録していない科目の受講はできません。

(2) 参考とする資料

受講科目の決定にあたっては、この「履修の手引き」を熟読し、履修計画を立てた上で、各年度ごとに改訂される「webシラバス」、「時間割」などを参考にしながら、慎重に行ってください。同時に、メンターやゼミの教員の指導も参考にしてください。

(3) 「正誤表」の確認

本誌および「webシラバス」、「時間割」等に変更事項が発生した場合は、学務第3課の掲示板に「正誤表」を貼り出します。受講登録前に必ず確認をするようにしてください。この場合、学務第3課の掲示板の内容が最も正しいものとなります。特に赤で訂正された内容に注意してください。

(4) カリキュラム表

本誌および「webシラバス」に記載されているカリキュラム表は、該当する入学年度生対象のものを参照してください。

(5) 回生配当

各科目には履修できる回生が決められています(配当回生)。各自の回生より上回生に配当された科目を履修することはできません。しかし、特定の科目を除いて、上回生は下の回生の科目を履修することができます。長期的な計画を立てて登録してください。

(6) 重複履修

同一学期の同一講時に、2つ以上の科目を重複して登録することはできません。また、すでに単位を修得済みの科目を、もう一度登録することはできません。

(7) クラス指定科目

主に必修科目は学修するクラスを指定(登録済)しています。登録画面、学生時間割で確認してください。

(8) 週2回授業

時間割の「期間」欄に「前2」「後2」と書かれた科目は、週2回授業が行われるものです。

(9) 受講登録の時期

後期科目についても、前期に一括して登録しなければなりません。

(10) 集中講義の登録

集中講義は「時間割」の最終ページに載せています。登録漏れのないように注意してください。集中講義で同一日の同一講時に、2つ以上の科目を履修することはできません。

(11) 英検などの単位認定

本学以外で取得した単位や、英検などの検定合格が本学単位として認定されます。認定を希望する人は、29ページを参照の上、学務第3課まで申し出てください。

Ⅱ 年間受講登録制限

年間受講登録制限は、 Semester制の趣旨にのっとり、学生にゆとりと系統性のある履修計画を立てられるように、各回生ごとに登録できる単位数の上限を設けているものです。この単位数を超えて登録することは原則としてできません。

なお、養護教諭1種免許状取得に必要な科目のうち定められたもの（下表「年間受講登録制限より除外する科目」参照）、技能審査・検定等に合格した場合に認定する単位（29ページ参照）及び、大学コンソーシアム京都単位互換履修科目（31ページ参照）は、年間受講登録制限単位数の上限の対象外とします。

年間受講登録制限単位数の上限

	1回生	2回生	3回生	4回生
上限単位数	58	58	56	60

年間受講登録制限より除外する科目

区 分	科 目 名
教職に関する科目	教職入門、教育原論、教育心理学、教育制度論 教育課程研究、道徳教育の理論と方法、特別活動論、教育方法の研究、 教育相談、生徒指導論、教職実践演習*、養護実習
教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	日本国憲法
養護に関する科目	学校保健、養護概説、精神保健

※2009年度生以前は「教職総合演習」

年間受講登録制限単位数の加算措置

年度末のG.P.A.（累計）に応じ、次年度の年間受講登録上限単位数が加算されます。（ただし、4回生以上は適用外）

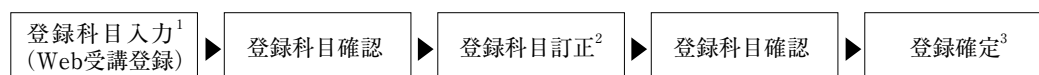
G.P.A. 3.3以上 + 8単位

G.P.A. 3.0以上 + 4単位

Ⅲ 受講登録

（1）受講登録のながれ

受講登録は以下の手続きで行うこととなりますが、その全ての手続きは学生自身の責任において行われるものです。「指定された期間に登録・訂正・確認ができなかった」などの責任も全て学生自身の責任となりますので、この履修の手引きや学年暦、掲示や配布物による登録関係の連絡事項に十分注意して間違いのないように行ってください。



1. 在学生は3月、新入生は4月に実施。
2. 登録科目訂正期間は後期にも設定されています。
3. その年度の登録確定は5月です（ただし、後期の登録訂正分を除く）。

(2) 受講登録の方法 (Web受講登録)

大学のホームページから登録を行います (本学発行のIDとパスワードが必要になります)。

登録の前に、受講登録申請をする科目を「シラバス」などで確認し、本誌巻末の受講登録控に記入しておきます。

シラバスとは、授業科目要項のことで、授業の計画や内容の概略を各回ごとに記したものです。シラバスは、京都橋大学ホームページで確認することができます。

Web上での具体的な登録方法は、本学HPからリンクしているポータルサイトを参照してください。

(3) 受講登録の日時

日時、受付時間等詳細は、掲示にて確認してください。

(4) 学生時間割表の確認

受講登録申請した科目が正確に登録されているかを確認するため、定められた期間中に、「学生時間割表」で登録科目に誤りがないか確認してください。確認は以下の方法で可能です。

きちんと確認し、訂正する場合には、登録訂正期間中に行ってください。

1) ポータルサイトでの時間割照会

「学生時間割表」の情報をポータルサイトで確認することができます。(ログインが必要です)

2) 学生時間割表の出力

学務第3課カウンター左隣の証明書発行用端末から各自の「学生時間割表」を取り出すこともできます。

(5) 受講登録訂正

受講登録期間中に登録した科目を定められた範囲内で、一定の期間中に限って、訂正 (追加・削除) することができます。

1) 登録訂正時期

前期：4月中旬頃

後期：9月下旬頃

※詳細な日程は別途掲示します。

2) 登録訂正範囲

①前期 登録訂正の範囲

履修を指定されている科目、定員設定 (抽選対象) 科目の登録訂正はできません。

また、受講者数が極めて多い (200名以上) 科目の追加登録、受講者数が15名以下の科目の削除もできません。

②後期 登録訂正の範囲

履修を指定されている科目、定員設定 (抽選対象) 科目、通年科目の登録訂正はできません。

また、受講者数が極めて多い (200名以上) 科目の追加登録、受講者数が15名以下の科目の削除もできません。

3) 受講登録訂正方法

Web受講登録画面上で、登録訂正内容を入力してください。

4) 「学生時間割表」確認期間

前期：4月下旬頃

後期：10月上旬頃

※詳細な日程は別途掲示します。

第4章 授 業

I セメスター（学期）

1年を2セメスターに分け、4月1日から9月20日までを前期セメスター（春学期）、9月21日から3月31日までを後期セメスター（秋学期）としています。授業は各15週、年間35週（ガイダンス、集中講義等を含む）を原則としています。

授業科目はこれによって、原則的に各セメスターで完結します。開講形態としては、週2回の授業を行うものと、週1回行うものとに大別されます。

ただし一部科目は、通年制をとるものがあります。

II 授業時間

授業は原則として、月曜日から金曜日まで行い、土曜日は行いません。（ただし、図書館等大学の業務は一部行っています。）

1講時	2講時	3講時	4講時	5講時	6講時
9：00～10：30	10：45～12：15	13：00～14：30	14：45～16：15	16：30～18：00	18：10～19：40

III 休講

大学または授業担当教員のやむを得ない事由により、授業を休講することがあります。休講連絡は掲示板・本学ポータルサイトで行います。なお、携帯電話からは、<http://m.tachibana-u.ac.jp>より休講情報を確認できます（ポータルサイトへのログインが必要です）。

休講の掲示がなく、授業開始後30分以上経過しても授業担当教員が入室しない場合は、学務第3課に連絡して指示を受けてください。休講についての電話照会には応じません。

なお、臨時休講措置は108ページを参照してください。

IV 集中講義と補講、振替授業

集中講義	特別に一定の連続した期間や、土曜日ごと等に集中して授業を行う科目があります。
補 講	休講となった授業の補填等、授業担当教員の判断で補講を行います。
振替授業	授業担当教員の判断で通常の授業のかわりに、他の催し等への参加をもって授業への出席とみなすものです。

*集中講義、補講および振替授業についての詳細は、掲示で連絡します。

V 欠席

授業を欠席する場合、必要であれば自分の意志でその理由等について担当教員に報告し、指導を受けてください。欠席の扱いについては科目によって異なりますが、わずかな欠席でも単位修得が認められない科目もあります（シラバス参照）。

欠席理由の担当教員への連絡には「欠席連絡票」を利用してください。「欠席連絡票」は学務第3課窓口にあります。

VI 出席管理について

入学時に出席管理用の学生証を配布しています。授業に出席した時には、カードリーダーによる出席確認を行ってください。

学生証に関する質問等は、下記へ申し出てください。

- ・ 授業時に忘れた場合や出席・欠席の情報の間違い → 科目担当教員
- ・ 紛失や破損・磁気不良（読み取りが出来ない等） → 学生支援課

なお、各科目担当教員の判断により、カードリーダー利用に加えて、別の方法で出席確認を実施する場合があります。

VII 試験およびレポート提出

それぞれの授業においては、授業内に試験が行われたり、レポートの提出が指示されたりします。

また全ての試験は授業内に行われることとなります。これにともなって、追試験・再試験も行われませんので注意してください（英語ⅠA～ⅣBを除く）。

レポートの提出については、授業中に担当教員に直接提出する場合や指定された場所（研究室や教務ゾーン前レポートボックスなど）に提出する場合、あるいは学務第3課窓口へ提出する場合など、提出場所や方法にいくつかの種類がありますので注意が必要です。

VIII 試験に関する注意事項について

授業中に行われる試験については、以下の点に注意して受験するようにしてください。

- 1) 座席を指定された科目については、指定された席で受験のこと。
座席表は、教室入り口に掲示します。（座席を指定しない場合もあります。）
- 2) 学生証の提示を指示された場合は、机の上に写真面を上へ提示すること。忘れた場合は、監督者に申し出、指示に従うこと。
- 3) 試験場では、筆記用具と許可された持込物件以外は机の上に置かないこと。その他は鞆等に収納すること。
- 4) 試験開始後の入室、退室については、試験監督者の指示に従うこと。
- 5) 不正行為を行ったと認められる場合は、該当する学期のすべての受講登録科目を0点とします。
- 6) 上記の他、試験場では試験監督者の指示に従うこと。

第5章 成績

I 成績評価

(1) 成績は、点数により評価する科目と、合否のみで判定し合格すれば単位が認められる科目の2種類の評価方法があります。評点は100点満点で、60点以上が合格で単位が認められます。59点以下の科目は不合格であり単位は認められません。

なお、成績評価の基準は「試験*1」「小テスト*2」「授業中課題*3」「授業中発表等」「参加度」などがあります。それぞれの科目における成績評価の基準は、シラバスに記載されていますので参考にしてください。

*1 「試験」・・・授業のまとめとして実施するテスト

*2 「小テスト」・・・授業中、適宜実施される小テストなど

*3 「授業中課題」・・・授業中、担当者の指示により提出を求められる課題、レポート、コミュニケーションペーパーなど

評価方法	評点	グレード	ポイント	合否	G.P.A.対象の有無
点数による評価	100～90	S	4	合格	G.P.A.計算対象
	89～80	A	3	合格	
	79～70	B	2	合格	
	69～60	C	1	合格	
	59～0	D	0	不合格	
合否による評価	なし	P ⁽¹⁾	なし	合格	G.P.A.計算対象外
	なし	F ⁽¹⁾	なし	不合格	
評価外	なし	W ⁽²⁾	なし	履修辞退	G.P.A.計算対象外

注(1)：合否のみによる判定で、「P」は合格 (Pass)、「F」は不合格 (Fail) です。

注(2)：受講登録していたが、合理的な理由により途中で履修辞退 (Withdrawal) した科目です。

(2) 成績証明書には、「S」「A」「B」「C」のグレード表示と「P」の合格科目のみが記載されます。不合格科目や履修辞退科目は、科目名や「D」「F」「W」の表示は記載されません。

(3) 入学前に他大学等で修得した単位の認定や在学中に他大学等で修得した単位、および技能審査・検定等を単位認定した場合は、認定の種類に応じて「N」「H」「T」等で表示します。その際、点数が表示される場合は、G.P.A.の計算対象となります。

II 履修辞退

履修の途中で、履修を継続できない特別の理由が生じた場合、下記の条件で履修辞退を認めることがあります。許可された場合は、受講登録科目は、「履修辞退」扱いとなり、「成績通知書」には「W」と表示されます。「履修辞退」科目は、G.P.A.の計算対象外となります。

「履修辞退」の申請要領は、下記のとおりです。

(1) 申請理由 以下の理由により、受講が困難となる場合を原則とします。

- ① 病気・事故による入院または加療
- ② 日時を指定された通院
- ③ 実習・介護等体験・インターンシップと集中講義との日程重複

- (2) 申請期間 各 Semester、学年暦上の授業終了日まで（土曜集中科目を含む）
- ※ 集中講義（夏期集中、秋期集中、冬期集中、春期集中）については、各集中講義期間の最終日まで申請を受け付けます。
 - ※ 具体的な日程については、Semester毎に掲示にて通知します。
 - ※ 土・日・祝日は受け付けません。
- (3) 受付時間 教務部窓口時間（109ページ参照）
- (4) 提出先 学務第3課
- (5) 申請書類 ①所定の申請書（学務第3課設置）
- ②学生時間割表
 - ③病気等が辞退理由の場合は診断書
- ※ 辞退理由を証明する書類の添付が必要です。

Ⅲ 成績通知

成績は、前期終了後（9月下旬）と後期終了後（3月中旬）に通知します。証明書自動発行機にて「成績通知書」を各自出力し確認してください。Web上で確認することも可能です。なお、父母への通知は、3月と9月に郵送します。

卒業年次生の卒業判定結果は、2月末に郵送で各自に通知します。成績は、Web上で確認することも可能です。

Ⅳ 「G.P.A.」 Grade Point Average

成績通知書には、各 Semesterごとに修得した単位数と、修得単位数の合計を各分野ごとに表示しています。また、グレードをポイントに換算した「G.P.A.」も表示しています。

「G.P.A.」は、Grade Point Average の略で、「学業成績の水準」のことです。修得単位数の水準を知るうえで参考になるものです。

- 「G.P.A.」算出の計算式は、次のとおりです。

$$\frac{S\text{の単位数} \times 4 \text{ポイント} + A\text{の単位数} \times 3 \text{ポイント} + B\text{の単位数} \times 2 \text{ポイント} + C\text{の単位数} \times 1 \text{ポイント} + D\text{の単位数} \times 0 \text{ポイント}}{S \sim D\text{までの単位数の合計}}$$

- 「G.P.A.」の計算例を示すと下記のとおりです。

[例]

Sの成績を得た科目の単位数・・・10 単位×4ポイント=40	⇒ G.P.A. = $\frac{124}{52} = 2.38 \approx 2.3$
Aの成績を得た科目の単位数・・・16 単位×3ポイント=48	
Bの成績を得た科目の単位数・・・12 単位×2ポイント=24	
Cの成績を得た科目の単位数・・・12 単位×1ポイント=12	
Dの成績を得た科目の単位数・・・2 単位×0ポイント=0	
計 52 単位	計 124

修得単位数に成績のグレードに与えられたポイントをかけた合計を全科目の単位数合計で割ったものが「G.P.A.」です。

全科目が「S」の場合、「G.P.A.」は「4.0」になります。

1 履修した科目ごとの単位・成績（素点およびグレード）・履修年度が記載されるエリア

履修したすべての科目（合格科目・不合格科目・履修辞退した科目）の単位・成績（素点およびグレード）・履修年度および学期が表示されます。

2 修得した単位を区分ごとに集計し記載するエリア

卒業に必要な単位数に加えて、各自が修得した単位が分野系列ごとに集計して記載されます。なお、分野系列は以下のとおりです。

区分1：「看護の本質を追究し、看護を創造する能力を育成する」分野における卒業要件単位数、および各自の修得単位数が記載されます。

区分2：「異文化を理解し人によりそう看護を実践できる能力を育成する」分野における卒業要件単位数、および各自の修得単位数が記載されます。

区分3：「看護に関わる倫理を培い、倫理・道徳的態度を養う」分野における卒業要件単位数、および各自の修得単位数が記載されます。

区分4：「多彩な学問分野に触れ、知性と感性を育成する」分野における卒業要件単位数、および各自の修得単位数が記載されます。

区分5：「知的好奇心をもち、看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する」分野における卒業要件単位数、および各自の修得単位数が記載されます。

卒業判定欄…卒業回生（4回生以上）を対象に、卒業見込み判定を記載します。卒業見込み判定は、修得済み単位および履修中科目単位により行います。卒業見込み者には「△」で、卒業不可者には「×」で表示します。

3 免許・資格の取得状況を表示するエリア

本学において取得が可能な資格の取得状況を記載します。判定欄に「△」が記載されている資格が、取得見込み資格です。

4 セメスターごとのG.P.A.を表示するエリア

各自の入学から成績通知書作成時点までのセメスターごとのG.P.A.を表示します。

5 成績疑義の照会

通知された成績について「成績疑義」という照会制度があります。これは各自の不合格科目の結果について疑義を提示し、再確認を求める制度です。しかしこれは、あくまで当該科目が「不合格」の場合、つまり成績評価が「59点以下」の場合に限って行うことができ、与えられた点数についての不服申し立て等については受け付けません。

なお、成績疑義の照会期間はその都度定められ、公示されますので、期間内に必要な照会手続きを行ってください。

第6章 海外留学

本学では海外留学を通じて、学生が国際的視野を広め、異文化理解を深めることを期待して「海外留学制度」を設けています。

本学の留学制度は交換留学、派遣留学、認定留学の3つに分けられています（留学に関する規程は57ページ以降参照）。なお、海外留学に関する業務は基礎教育推進室国際交流オフィス（学務第2課）で取り扱っています。

I 交換留学

本学と交換留学協定を締結している大学へ1年間留学する制度です。留学期間は在学期間に算入され、留学期間中に修得した単位は、60単位を上限として本学の卒業に必要な単位として認定されますので、4年間で卒業が可能です。ただし、4回生時に留学する場合は、帰国後にさらに修学が必要となる場合があります。

交換留学協定締結大学

国名	大学名	人数
オーストラリア	ラ・トロープ大学	2
韓国	カトリック大学	2
	慶州大学	1
	慶熙大学	1
カナダ	オカナガン大学	1
中国	西北大学	1

交換留學生の募集は、その都度掲示で通知します。応募時にTOEFLスコア等一定の書類が必要となりますので、前期中に実施される留学ガイダンスに参加して、早期から準備することが必要です。

II 派遣留学

本学と留学協定を締結している大学へ1年間留学する制度です。留学期間は在学期間に算入され、留学期間中に修得した単位は、60単位を上限として本学の卒業に必要な単位として認定されますので、4年間で卒業が可能です。ただし、4回生時に留学する場合は、帰国後にさらに修学が必要となる場合があります。

III 認定留学

本学の海外協定校以外の大学でも1年間正規留学することができます。各自で手続きをして決めた留学を、大学が審査・認定するという形をとるため「認定留学」と呼びます。この場合も、留学期間は在学期間に算入され、留学期間中に修得した単位は、60単位を上限として本学の卒業に必要な単位として認定されますので、4年間で卒業が可能です。ただし、4回生時に留学する場合は、帰国後にさらに修学が必要となる場合があります。

認定基準は、本学海外協定校と同等、またはそれ以上のレベルの大学であることが必要です。また留学先の大学で語学以外の正規科目を1科目以上履修し、単位を取得する必要があります。認定留学中は、本学の一部学費が免除されます。このケースで留学を希望する者は、事前に具体的な資料を揃えて、基礎教育推進室国際交流オフィス（学務第2課）で指導を受けてください。

Ⅳ 海外留学の手続き

海外留学に関する学生指導は、基礎教育推進室国際交流オフィス（学務第2課）で行っています。国際交流オフィス（学務第2課）では、海外の大学に関する資料収集、情報提供等を行うほか、留学希望者に対する個別相談も随時行っています。また、留学に関する奨学金制度や成績、学籍、帰国後の履修等に関する相談も行います。

出願の受け付けは、基礎教育推進室国際交流オフィス（学務第2課）で行います。「留学志願票」等、本学所定の書類の他に、留学先大学が設けている語学レベルの基準に達していることを証明する書類（TOEFLスコア等）が必要です。

海外留学制度の適用を受けて海外留学した学生は、帰国後直ちに帰国報告の諸手続きを行わなければなりません。「留学終了届」の他に留学先大学で取得した成績証明書等の必要な書類を揃えて手続きを行ってください。指定された期日に遅れたり、書類上の不備があった場合、単位の認定が認められないばかりでなく、正規留学が1年前に遡って取り消される場合もありますので注意してください。

Ⅴ 海外留学に際しての特例措置

本学の海外留学制度の適用を受けて留学する場合、海外の教育制度の違いによって生じる、主として受講登録に関する諸問題については、特例措置をとっています。

●受講登録期間の猶予

海外に留学した者は、翌年の5月31日までに帰国して、所定の手続きを行えば、帰国年度の受講登録が認められます。4月から5月31日までの不在期間は、担当教員の了解が得られれば欠席扱いとならない場合があります。

Ⅵ 海外語学研修

海外語学研修は、正課の外国語教育を補完するため、主として1カ月程度の期間、特別講座としてあるいは提携大学の語学プログラムを利用して実施されるものです。また、長期留学をめざす学生にとっては、その準備段階としても役立つものとなります。語学研修は1回生から参加できます。募集説明会は掲示で通知します。

- 英語語学・文化研修 ●中国語学研修 ●韓国語学研修

Ⅶ 短期海外研修

短期海外研修は、学科やコースが主催し、授業等で説明される書や文化財等を現地で実際にふれることや、看護、学校教育、救急救命の海外の実情および実践を学ぶことなどを目的に実施されるものです。研修期間はいずれも10日間程度です。

- 書道コース中国研修（書道コースのみ） ●東アジア文化財研修（歴史遺産学科・歴史学科のみ）
●「国際看護学Ⅱ」海外研修（看護学科のみ） ●「学校調査Ⅲ（海外）」「学校調査Ⅳ（海外）」海外研修（児童教育学科のみ） ●「救急救命実習Ⅵ」海外研修（救急救命コースのみ）

*英語コミュニケーション学科で実施するSAP等については、第2部「教育課程」の英語コミュニケーション学科のページを参照。

VIII 協定校の概要 (2011年現在)

La Trobe University

所在地	オーストラリア・メルボルン
創立	1967年
学生数	約26,000名
TOEFLスコア	PBT550点以上またはiBT80点以上。
留学種類	交換留学 (1年間/双方2名)
奨学制度	留学先大学の授業料
URL	http://www.latrobe.edu.au/



University of California, Santa Cruz

所在地	アメリカ合衆国・カリフォルニア州・サンタクルーズ
創立	1965年
学生数	約15,000名
留学種類	SAP派遣、英語語学研修 (短期)
URL	http://www.ucsc.edu/



University of California Davis

所在地	アメリカ合衆国・カリフォルニア州・デービス
創立	1905年
学生数	約30,000名
留学種類	SAP派遣、英語語学研修 (短期)
URL	http://www.ucdavis.edu/



Lesley University

所在地	アメリカ合衆国・マサチューセッツ州・ケンブリッジ
創立	1909年
学生数	約12,000名
TOEFLスコア	500点以上。
留学種類	デュアルディグリー、派遣留学 (1年間/若干名)
奨学制度	本学授業料、教育充実費相当額の奨学金支給
URL	http://www.lesley.edu/



City College of San Francisco

所在地	アメリカ合衆国・カリフォルニア州・サンフランシスコ
創立	1935年
学生数	約110,000名
留学種類	SAP派遣、英語語学研修（短期）
URL	http://www.ccsf.edu/NEW/



Okanagan College

所在地	カナダ・ブリティッシュコロンビア州・ケローナ、他
創立	1965年
学生数	約4,500名
TOEFLスコア等	交換留学の場合、推薦条件TOEFLPBT450点以上。550点程度が望ましい。またはTOEICスコア450点以上
留学種類	交換留学（1年間／双方1名）、SAP派遣、英語語学研修（短期）
奨学制度	交換留学生の場合、留学先大学の授業料全額免除
URL	http://www.okanagan.bc.ca/



The University of Queensland

所在地	オーストラリア・クイーンズランド州・ブリスベン
創立	1909年
学生数	約38,000名
留学種類	SAP派遣、英語語学研修（短期）
URL	http://www.uq.edu.au/



Australian Catholic University

所在地	オーストラリア・ブリスベン他
創立	1991年
学生数	約12,000名
留学種類	「国際看護学Ⅱ」海外研修による派遣
URL	http://www.acu.edu.au/



The University of Stirling

所在地	スコットランド・スターリング
創立	1967年
学生数	約9,000名
留学種類	SAP派遣
URL	http://www.stir.ac.uk/



Leeds Metropolitan University

所在地	イングランド・リーズ
創立	1992年
学生数	約30,000名
留学種類	英語語学研修（短期）
U R L	http://www.lmu.ac.uk/



The University of Waikato

所在地	ニュージーランド（北島）・ハミルトン
創立	1964年
学生数	約13,000名
留学種類	SAP派遣
U R L	http://www.waikato.ac.nz/



西北大学

所在地	中華人民共和国・西安市
創立	1902年
学生数	約16,000名
留学種類	交換留学（1年間／双方1名）
奨学制度	留学先大学の授業料・寮滞在費免除、毎月600元の支給
U R L	http://www.nwu.edu.cn/



南開大学

所在地	中華人民共和国・天津市
創立	1919年
学生数	約22,000名
留学種類	中国語学研修（短期）
U R L	http://www.nankai.edu.cn/



中国伝媒大学（南広学院）

所在地	中華人民共和国・南京市
創立	2004年
学生数	約10,600名
留学種類	特別聴講学生の受入れ
U R L	http://www.cuc.edu.cn/



淡江大学

所在地	中華民国（台湾）・淡水鎮など
創立	1950年
学生数	約27,000名
留学種類	特別聴講学生の受入れ、日本語教育実習生派遣、日本語TA派遣（1年間／大学院生1名）
URL	http://www.tku.edu.tw/



慶熙大学（国際教育院）

所在地	大韓民国・ソウル市
創立	1949年
学生数	約23,000名
留学種類	交換留学（1年間／双方1名）、韓国語学研修
奨学制度	交換留学生の場合、留学先大学の授業料免除
URL	http://www.kyunghee.edu/



慶州大学

所在地	大韓民国・慶州市
創立	1987年
留学種類	交換留学（1年間／双方1名）、特別聴講学生の受入れ
奨学制度	留学先大学の授業料免除、寮滞在費免除
URL	http://www.gju.ac.kv/



カトリック大学

所在地	大韓民国・ソウル市・富川市
創立	1855年
学生数	約8,500名
留学種類	交換留学（1年間／双方2名）、韓国語学研修
留学制度	留学先大学の授業料免除、寮滞在費免除
URL	http://www.catholic.ac.kr/



York University

所在地	カナダ・オンタリオ州・トロント
創立	1959年
学生数	約50,000名
留学種類	英語語学研修（短期）、SAP派遣
URL	http://www.yorku.ca/



京都橘大学学費納付金規程（抜粋）

（取扱の基礎）

第1条 京都橘大学の学費納付については、学則第36条から第43条までの規定によるほか、この規程に定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において学費とは、入学検定料（学則第36条）、入学金（学則第37条）、授業料（学則第38条第1項）のほか、学生が納付すべき全ての納付金をいう。

1の2 学則第38条第2項にいう「その他の学費」は、文学部、人間発達学部英語コミュニケーション学科、文化政策学部および現代ビジネス学部現代マネジメント学科現代マネジメントコース、健康科学部心理学科においては教育充実費、文学部児童教育学科、人間発達学部児童教育学科、現代ビジネス学部現代マネジメント学科救急救命コース、現代ビジネス学部都市環境デザイン学科、看護学部および健康科学部理学療法学科においては、教育充実費および実験実習料とする。

2 前2項に定めるもののほか、教育実習費、博物館実習費、その他実習費、課程履修費等を学費として徴収することがある。

3 学則第13条の2第2項に規定する留学のうち、海外留学をする者の取扱に関する規程第2条第1号に規定する派遣留学生の場合、在籍料を徴収する。

3の2 在籍料は1学期につき、20,000円とする。

4 科目等履修生が納付すべき履修料等、聴講生が納付すべき聴講料、特別聴講学生の授業料等は別に定める。

（学費納付期日）

第3条 学費は、次のように納付しなければならない。ただし、納付期日が金融機関休業日の場合、翌営業日を納付期日とする。

(1) 前期分 4月30日まで

(2) 後期分 10月31日まで

2 健康科学部心理学科通信教育課程においては、下記のとおりとする。

(1) 前期分 4月27日まで

(2) 後期分 10月27日まで

3 編入学、転入学等を許可された者の学費納付期日は、その都度定める。

4 教育実習費、博物館実習費、その他実習費等の納付期日は、その都度定める。

5 本条第1項に定める期日において、当該期相当額を超える学費を次期学費の預かり金として、納付を認めることがある。

（納付額）

第4条 学費はすべて入学を許可された年度において納付すべきものとされた額を、その者の在学中毎年度納付すべきものとする。ただし、入学金を除く。

2 入学検定料、入学金、授業料等は次のとおりとする。

(1)

【全学部共通】

(単位：円以下同じ)

入学検定料	推薦入試、一般入試(大学入試センター試験利用を除く)、編入学、海外帰国生徒、社会人、AO入学制度	35,000
	通信教育課程入試 一般入試(大学入試センター試験利用の者)	10,000
	外国人留学生	15,000

※京都橘高等学校卒業見込者の出願については、入学検定料を免除する。

【文学部】

英語コミュニケーション学科、日本語日本文学科、歴史学科

区 分	入学金	授業料	教育充実費	合計
入学時(前期)	200,000	417,000	125,000	742,000
後 期	—	417,000	125,000	542,000
初年度納付金合計額	200,000	834,000	250,000	1,284,000

歴史遺産学科、文化財学科

区 分	入学金	授業料	教育充実費	合計
入学時(前期)	200,000	417,000	125,000	742,000
後 期	—	417,000	145,000	562,000
初年度納付金合計額	200,000	834,000	270,000	1,304,000

児童教育学科

区 分	入学金	授業料	教育充実費	実験実習料	合計
入学時(前期)	200,000	447,000	125,000	25,000	797,000
後 期	—	447,000	145,000	25,000	617,000
初年度納付金合計額	200,000	894,000	270,000	50,000	1,414,000

【人間発達学部】

児童教育学科

区 分	入学金	授業料	教育充実費	実験実習料	合計
入学時(前期)	200,000	447,000	125,000	25,000	797,000
後 期	—	447,000	145,000	25,000	617,000
初年度納付金合計額	200,000	894,000	270,000	50,000	1,414,000

英語コミュニケーション学科

区 分	入学金	授業料	教育充実費	合計
入学時（前期）	200,000	424,500	125,000	749,500
後 期	—	424,500	125,000	549,500
初年度納付金合計額	200,000	849,000	250,000	1,299,000

【文化政策学部】

文化政策学科、現代マネジメント学科

区 分	入学金	授業料	教育充実費	合計
入学時（前期）	200,000	417,000	125,000	742,000
後 期	—	417,000	145,000	562,000
初年度納付金合計額	200,000	834,000	270,000	1,304,000

【看護学部】

看護学科

区 分	入学金	授業料	教育充実費	実験実習料	合計
入学時（前期）	250,000	550,000	150,000	125,000	1,075,000
後 期	—	550,000	150,000	125,000	825,000
初年度納付金合計額	250,000	1,100,000	300,000	250,000	1,900,000

【現代ビジネス学部】

現代マネジメント学科現代マネジメントコース

区 分	入学金	授業料	教育充実費	合計
入学時（前期）	200,000	417,000	125,000	742,000
後 期	—	417,000	145,000	562,000
初年度納付金合計額	200,000	834,000	270,000	1,304,000

現代マネジメント学科救急救命コース

区 分	入学金	授業料	教育充実費	実験実習料	合計
入学時（前期）	200,000	417,000	125,000	75,000	817,000
後 期	—	417,000	145,000	75,000	637,000
初年度納付金合計額	200,000	834,000	270,000	150,000	1,454,000

都市環境デザイン学科

区 分	入学金	授業料	教育充実費	実験実習料	合計
入学時（前期）	200,000	417,000	125,000	25,000	767,000
後 期	—	417,000	145,000	25,000	587,000
初年度納付金合計額	200,000	834,000	270,000	50,000	1,354,000

【健康科学部】

理学療法学科

区 分	入学金	授業料	教育充実費	実験実習料	合計
入学時（前期）	250,000	550,000	150,000	125,000	1,075,000
後 期	—	550,000	150,000	125,000	825,000
初年度納付金合計額	250,000	1,100,000	300,000	250,000	1,900,000

心理学科

区 分	入学金	授業料	教育充実費	合計
入学時（前期）	200,000	417,000	125,000	742,000
後 期	—	417,000	145,000	562,000
初年度納付金合計額	200,000	834,000	270,000	1,304,000

心理学科通信教育課程

区 分	入学金	授業料	合計
入学時（前期）	30,000	140,000	170,000
後 期	—	140,000	140,000
初年度納付金合計額	30,000	280,000	310,000

- (2) 看護学部在籍する学生のうち、『助産学実習』の履修を登録した者については、助産師関係科目履修費として、150,000円を、その登録した年度の後期学費と同時に徴収する。
- (3) 文学部児童教育学科および人間発達学部児童教育学科以外の学部・学科に在籍する学生のうち、小学校教員免許課程に関する教職科目の履修を登録した者については、小学校教員免許関係科目履修費として、100,000円を、最初に登録を行った年度の後期学費と同時に徴収する。
- (4) 健康科学部心理学科通信教育課程の5年次以降は、在籍料を50,000円とする。
- 3 学則第30条に定める転学部、転学科及び転コースに関する納付金は、以下のとおりとする。
- (1) 選考を受けようとする者が納付すべき試験料は、学則第36条第1項に定める入学検定料の2分の1の額とする。
- (2) 入学金は、徴収しない。
- (3) 転学部、転学科および転コースの許可を受けた者の学費は、許可される学部、学科またはコースの受入回生の、当該年度の学費とする。
- 4 2年次以降の授業料は、次の方式で算定した額に改訂するものとし、納付金合計額は、改訂された授業料に教育充実費および実験実習料を加えたものとする。
- *前年度授業料+定額40,000円
- 5 第2条第2項に定める学費の額は、それぞれの実習費の募集要項に定める額とする。
- (後期入学者の学費)
- 第4条の2 後期に入学を許可された者の学費は、入学年度は、その年度の入学金と後期分の学費とする。
- 2 翌年度以降の学費は、第4条第4項により算定した額とする。

（入学検定料の特例）

第4条の3 以下の各号に係る出願の場合の入学検定料は、当該入試の募集要項に定める額とする。

- (1) 一般入試（大学入試センター試験利用を除く。）において、複数日程併願、複数学部または複数学科併願の場合
- (2) 一般入試（大学入試センター試験利用を除く。）と同時に大学入試センター試験利用一般入試出願の場合

（学費年額の特例）

第5条 5年次以上の者で、その年度の前期において卒業単位修得となる者の当該年度学費は前期分のみとする。ただし、後期入学者で後期において卒業単位修得となる場合の学費は、その年度の後期分学費を納付するものとする。

（学費の延納）

第6条 特別の事由により学費の延納を願い出る者は、所定納付期限前に延納願を提出しなければならない。

- 2 学費納付延期は、前期分にあつては7月31日まで、後期分にあつては1月31日までとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、願出により、前期分にあつては8月31日、後期分にあつては2月15日を限りに延納を認める。
- 3 延納を許可された者の学費の納付は一括払込とする。ただし、事情により延納許可期間内で分割納付を認めることがある。

4 （削除）

（除籍の時期）

第7条 （削除）

（復学者の学費）

第8条 休学した者が復学を許可された場合は、その期の所定の学費を納付しなければならない。

（臨時の定め）

第9条 （削除）

（事務主管）

第10条 この規程に関する事務の主管は、経理課とする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則 この規程は、1978年10月1日から施行する。

附則 この規程は、2012年4月1日から施行する。

京都橘大学学位規程（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規程は、学校教育法第68条の2第1項および同第2項ならびに学位規則（昭和28年文部省令第9号）の定めるところにより、京都橘大学（以下「本学」という。）が授与する学位についての必要事項を定める。

（学位の種類）

第2条 本学学位は、本規程に基づきこれを授与する。

2 学位は、博士、修士および学士とし、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

文学研究科	博士後期課程	博士（文学）
文学研究科	博士前期課程	修士（文学）
文学研究科	修士課程	修士（文学）
文化政策学研究科	博士後期課程	博士（文化政策学）
文化政策学研究科	博士前期課程	修士（文化政策学）
看護学研究科	修士課程	修士（看護学）
文学部	日本語日本文学科	学士（文学）
文学部	歴史学科	学士（文学）
文学部	歴史遺産学科	学士（文学）
人間発達学部	児童教育学科	学士（児童教育学）
人間発達学部	英語コミュニケーション学科	学士（英語コミュニケーション学）
現代ビジネス学部	現代マネジメント学科	学士（マネジメント学）
現代ビジネス学部	都市環境デザイン学	学士（都市環境デザイン学）
看護学部	看護学科	学士（看護学）
健康科学部	理学療法学科	学士（理学療法学）
健康科学部	心理学科	学士（心理学）

（学位の名称）

第3条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を付記する。

（学位授与の要件）

第4条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学学部の卒業要件を満たした者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院修士課程および博士前期課程に標準修業年限以上在学し、所定の授業科目を30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位請求論文を提出し、その審査および最終試験に合格した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院博士後期課程に3年以上在学し、所定の授業科目を文学研究科は16単位以上、文化政策学研究科は4単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位請求論文を提出し、その審査および最終試験に合格した者に授与する。

4 本学大学院博士課程を修了しない者であっても、博士の学位請求論文の審査および最終試験に合格し、かつ本学大学院博士課程を修了したと同等以上の学力を有すると認められた者に授与する。

（修士の学位授与の申請および提出）

第5条 修士の学位の授与を申請する者は、学位授与申請書に学位請求論文4部を添えて学長に申請しなければならない。

2 学位授与を申請することができる者は、修士課程の在学者で、すでに所定の単位を修得した者、または学位請求論文審査終了までに所定の単位を修得することができる者と認められた者に限る。

(博士の学位授与の申請および提出)

第6条 博士の学位の授与を申請する者は、次の各号のいずれかによる。

(1) 第4条第3項に該当する者は、学位授与申請書に学位請求論文、論文目録各4部を添えて学長に申請しなければならない。

(2) 第4条第4項に該当する者は、学位授与申請書に学位請求論文、論文目録各4部、住民票記載事項証明書、履歴書、研究業績一覧各2部、写真1葉ならびに別表1による予備審査手数料を添えて学長に申請しなければならない。

2 いったん受理した文書、学位請求論文および予備審査手数料は返還しない。

(研究課題および提出条件)

第7条 修士課程および博士課程において学位請求論文を提出しようとする者は、研究課題についてあらかじめ指導教授の承認を受けなければならない。

2 第4条第3項の要件に該当する者が博士の学位請求論文を提出しようとする場合は、提出予定年度の学年暦に示された期日までに予備論文を提出し、研究科会議の定める予備審査委員会による審査に合格しなければならない。ただし、在学中に予備論文を提出し審査に合格している場合は、再度の提出は必要としない。

3 所定の学費が未納の場合には、学位請求論文は提出できない。

(博士の学位請求論文の受理)

第7条の2 第4条第4項の要件に該当する者から博士の学位請求論文が提出された場合は、学長は当該研究科会議に送付する。

2 研究科会議は、送付を受けた博士の学位請求論文の受理についての審査ならびに議決を行う。なお、この審査は研究科会議の中から2名以上の委員を選定して行う。

3 前項の規程により博士の学位請求論文を受理したときは、学位の申請者にその旨を通知し、別に定める審査手数料を納入させる。いったん納められた審査手数料は返還しない。

(学位請求論文の提出方法)

第8条 博士および修士の学位請求論文は、学年暦に示された期日までに提出しなければならない。

2 提出する博士の学位請求論文には、要旨を添付しなければならない。

3 修士の学位請求論文は、大学院委員会が認めた研究成果をもってこれに代えることができる。

(学位論文審査委員会)

第9条 博士または修士の学位請求論文の審査は、研究科会議の定める審査委員会がこれを行う。

2 審査委員会は、研究指導担当教員(主査)と当該論文に関連のある授業科目担当の教員(副査)2名とをもって構成する。ただし、研究科会議が必要と認めたときは、他大学の大学院または研究所等の教員(所員)を審査委員に加えることができる。

(学位請求論文の審査および最終試験)

第10条 審査委員会は、博士および修士の学位請求論文審査および最終試験を行う。最終試験は、学位請求論文を中心とし、これに関連する科目について、口頭試問の方法によって行う。ただし、必要に応じて筆記試

験を行うことができる。

2 審査委員会は、学位請求論文の審査ならびに最終試験の結果を研究科会議に報告する。

(論文審査および最終試験の期間)

第11条 修士の学位請求論文の審査および最終試験は、当該学生の在学期間中に終了しなければならない。

2 博士の学位請求論文の審査および最終試験は、申請を受理してから1年以内に終了することを原則とする。

(研究科会議の審議)

第12条 研究科会議は、審査委員会の報告に基づき、学位請求論文および最終試験の可否について議決する。

2 前項の議決は、研究科会議構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数の賛成がなければならない。

3 研究科会議が前項の議決をしたときは、研究科長は、学位請求論文の内容、最終試験の結果および学位授与の可否についての意見を学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、前条の報告に基づいて大学院委員会を召集し、その審議を経て、博士および修士の学位の授与の可否を決定する。

(記録の保存)

第14条 本学は、博士および修士の学位を授与した時は、論文の審査および試験または学力確認の結果の要旨その他の必要事項を記録した学位授与記録簿を作成し、これを保存する。

(学位論文の保存)

第15条 博士および修士の論文審査に合格した学位論文は、本学図書館において製本保管する。

(博士論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与した時は、授与した日から3か月以内にその論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨を公表する。

(博士論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その論文を印刷公表する。ただし、学位の授与を受ける前にすでに印刷公表した時は、この限りでない。

2 前項の規定により博士論文を公表する時は、本学審査博士論文である旨を明記しなければならない。

(報告)

第18条 本学は、博士の学位を授与した時は、授与した時から3か月以内に、所定の学位授与報告書を文部科学大臣に提出する。

(学位の取消し)

第19条 学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、または、その名誉を汚辱する行為があったときは、次に規定する各機関の議を経て、学長は学位を取り消すことができる。

(1) 学士の学位にあっては、大学評議会

(2) 修士および博士の学位にあっては、大学院委員会

2 前項の議決をする場合は、当該各機関構成員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の過半数の賛成がなければならない。

(その他)

第20条 この規程に定めていない事項については、大学評議会または大学院委員会の定めるところによる。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。ただし、学士の学位に関する条項については大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 第2条の改正は、平成20年度入学生から適用し、平成19年度以前の入学生については、なお従前の例による。文化政策学部文化政策学科ならびに文化政策学部現代マネジメント学科について、改正後の学則に関わらず、両学科に在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続する。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 第2条の改正は、平成22年度入学生から適用し、平成21年度以前の入学生については、なお従前の例による。文学部英語コミュニケーション学科ならびに文学部児童教育学科について、改正後の学則に関わらず、両学科に在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 第2条の改正は、平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前の入学生については、なお従前の例による。文学部文化財学科について、改正後の学則に関わらず、当該学科に在籍する学生が在籍しなくなる日までの間、存続する。

海外留学をする者の取り扱いに関する規程（抜粋）

（趣 旨）

第1条 本学の学生が在学中、海外に留学する場合の取り扱いは、別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。

（定 義）

第2条 この規程において「留学」とは、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 外国の大学において、当該大学との協定に基づき、交換留学生または派遣留学生として、教育を受けるもの（以下、「協定校派遣留学生」という。）
- (2) 本大学の許可を得て、外国の大学またはこれに相当する高等教育機関において教育を受けるもの（以下、「認定留学生」という。）

（留学する者の要件）

第3条 留学できる者は、次の各号の全てに該当する者でなければならない。

- (1) 本学に1年以上在籍した者
- (2) 派遣先大学の受入れ条件に合致する者
- (3) 保証人の同意が得られる者
- (4) 留学に要する費用を賄える財政能力のある者
- (5) 心身ともに留学生活に耐え得る健康を有する者

（留学期間の扱い）

第4条 留学期間は在学期間に算入する。

（留学期間中の学費）

第5条 協定校派遣留学生および認定留学生の留学期間中の学費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 協定校派遣留学生のうち交換留学生の留学期間中の学費は、これを納めなければならない。

(2) 協定校派遣留学生のうち派遣留学生からは、留学期間中、本学学費を徴収しない。ただし、在籍料を徴収する。

(3) 認定留学生からは、留学期間中、本学授業料を徴収しない。ただし、留学を開始する日及び終了する日が属する学期の学費は全額徴収する。

2 在籍料については、別に定める。

(留学に関する手続き)

第6条 留学しようとする者は、予め次の書類を提出しなければならない。

- (1) 本学所定の留学願
- (2) 本学所定の海外留学計画書
- (3) 本学所定の誓約書
- (4) 留学先となる外国の大学等が発行する入学許可証、または受入書

2 留学を終えた者は、帰国後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 本学所定の留学終了届
- (2) 本学所定の海外留学報告書
- (3) 留学先の大学等が発行する在学期間または在籍期間を明記した証明書
- (4) 前号の大学等が発行した成績証明書等

(留学期間)

第7条 留学できる期間は、2年以内とする。この期間を伸長することはできない。

(留学中に取得した単位の認定)

第8条 留学期間中に取得した授業科目の単位は、本学で取得すべき授業科目の単位として認定することができる。ただし、その単位は最高60単位を越えることはできない。

(留学の取り消し)

第9条 次の各号に該当する場合は留学を取り消すことがある。

- (1) 修学の実があがらないと認められる者
- (2) 学生査証が認められない者
- (3) その他、学生としての本分に著しく反した者

(留学の許可等)

第10条 留学の許可、留学期間の伸長、単位の認定および留学の取り消しは、大学評議会の議を経て、学長が行う。

(留学に際しての受講登録上の特別措置)

第11条 留学年度の開始、終了時期の国際的な差異により起こる履修上の特別措置は別に定める。

(事務主管)

第12条 この規程に関する事務主管は、学務第2課とする。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 この規程は、1990年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、2010年10月1日から施行する。

海外留学および海外研修プログラムにおける安全管理に関する内規（抜粋）

（趣旨）

第1条 この内規は、本学「海外留学をする者の取扱に関する規程」第2条による留学、正規カリキュラムとして実施される留学、単位認定の対象となる海外における研修等に参加する学生（以下、「派遣学生」という。）の、海外留学および海外研修プログラム（以下、「プログラム」という。）参加にあたって求められる責任を明確にするために必要な事項を定める。

（海外研修プログラムの種類）

第2条 この内規でいうプログラムとは、以下のものを指す。

- (1) 交換留学
- (2) 派遣留学
- (3) 認定留学
- (4) S A P（セメスター・アブロード・プログラム）
- (5) 英語文化研修
- (6) 中国語学研修
- (7) 韓国語学研修
- (8) 書道コース中国研修
- (9) 東アジア文化財研修
- (10) 日本語教育実習
- (11) 「国際看護学Ⅱ」
- (12) 「救急救命実習Ⅵ」
- (13) 「学校調査Ⅲ（海外）」「学校調査Ⅳ（海外）」
- (14) 「海外インターンシップ」

（自己責任の原則）

第3条 プログラム参加に際する安全管理は、参加学生の自己責任を原則とする。

- 2 派遣学生は、自らの安全を守るため、主体的に自覚と責任を持ち、適切な判断と行動をとらなければならない。
- 3 本学はプログラムの準備から完了までの間、派遣学生に対して安全管理に係る方策および指導を行う。

（遵守事項）

第4条 派遣学生は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) プログラム開始まで
 - ① 「海外留学計画書」（別紙様式1）を提出すること（本学において渡航および宿舎等を準備するものを除く。）
 - ② 渡航地域に関する現地情報を得ること。（治安・保健衛生・交通・通信等の事情）「外務省・海外渡航関連情報」の「各国・地域情勢」において、「渡航の是非を検討してください」の表記およびそれ以上のレベルが表示されている国・地域への渡航は原則として禁止する。
 - ③ 派遣学生はプログラムの開始に先立ち、自らの健康状態を十分に把握し、健康の保持に努めなければならない。健康への重大な不安が解消されない場合や医師が反対する場合は、プログラム参加を止めなければならない。

- ④ 派遣学生が疾病により医師の治療を受けている場合には、プログラムにおける円滑な学修の可能性について、出発前に本学の医務室あるいは学生相談室に相談しなければならない。本学が必要と認めた場合には、診断書を提出しなければならない。
- ⑤ 本学は上記の事項を確認し、安全管理上問題があると判断した場合は、たとえプログラム開始後であっても、プログラムの変更や中止、帰国等を指示することがある。
- (2) プログラム期間中
- ① プログラム期間中、派遣学生は以下のことを守らなければならない。
- (a) プログラム実施に関する本学の決定や指示には必ずしたがうこと。
- (b) 滞在国・地域の法律・法規を遵守し、公序良俗に反する行為をしないこと。
- (c) プログラム期間中は受入先大学等の規則を遵守すること。
- (d) 自動車・自動二輪車の運転は行わないこと。
- ② 派遣学生が上記に記された事項を守らず、あるいは本人の素行が著しく不良であると本学が判断する場合や参加者個別の事情により学修に専念できないと本学が判断する場合、プログラム途中での帰国を命じる場合がある。なお、これらのことにより必要となる費用については、すべて参加者本人の負担とする。
- ③ 以下の場合に派遣学生が被る学籍上、教務上、あるいは金銭上等の不利益に関して、本学はその責を負わない。
- (a) プログラム途中での帰国を命じる場合
- (b) 派遣学生本人の故意または不注意あるいは予測し得ない事態により事故や災害、疾病等が発生した場合
- (c) 緊急事態等の発生によって、本学がプログラムの変更あるいは中止を決定、指示した場合
- ④ 同一国に3か月以上滞在するプログラムの場合、最寄りの在外日本大使館または総領事館（在外公館）へ「在留届」を提出しなければならない。
- ⑤ プログラム期間中、派遣学生は定期的に本学と連絡をとり、また、現地における住所・連絡先の変更があった場合はすみやかに報告しなければならない。また、プログラム期間中に他所へ移動する場合は、事前にその旅行計画と緊急時の連絡先を本学に届出なければならない。
- (3) プログラム終了後
- ① プログラム終了後は速やかに帰国しなければならない。
- ② 帰国後1週間以内に留学終了届を本学に提出し、その後、速やかに単位認定申請、受講登録等の必要な手続を行わなければならない。
- ③ 交換留学、派遣留学、認定留学の場合は、帰国後1か月以内に本学に留学報告書（別紙様式2）を提出しなければならない。

（海外旅行保険への加入）

第5条 派遣学生は、出発以前に必要な海外旅行保険に加入する。

（事務主管）

第6条 この内規に関する事務主管は、学務第2課とする。

（改廃）

第7条 この内規の改廃は、教務委員会の議を経て、教務部長が行う。

附 則 この内規は2004年8月1日から施行する。

附 則 この内規は2010年10月1日から施行する。

協定校派遣留学生および認定留学生送り出しに関する内規（抜粋）

（目 的）

第1条 この内規は、本学「海外留学をする者の取り扱いに関する規程」（以下「留学規程」という。）第2条に基づき、外国の大学に留学する学生を取り扱う際に必要な事項を定める。ただし、海外大学との協定により、個別特例事項が定められている場合には、その協定の定めが優先されるものとする。

（留学の定義）

第2条 この内規でいう留学とは、「留学規程」第2条の各号に該当する場合をいう。

（留学期間および留学期間の扱い）

第3条 留学できる期間は2年以内とする。この期間を延長することはできない。

2 留学期間は在学期間に算入する。

（留学生の種類）

第4条 留学生の種類は次の通りとする。

(1) 「協定校派遣留学生」：「留学規程」第2条第1項によって留学する者。

この場合、協定による交換留学生もこれに含むものとして扱う。

(2) 「認定留学生」：「留学規程」第2条第2項によって留学する者

（出願資格）

第5条 留学生となるためには、次の事項に該当する者でなければならない。

(1) 留学の開始時点において、本学に少なくとも1年以上在学し、最低30単位以上の単位を取得している者。

(2) 保証人の同意が得られる者。

(3) 留学が支障なく達成できるために、十分な外国語能力および財政能力を有する者

（学納金）

第6条 協定校派遣留学生および認定留学生の留学期間中の学費は、次の各号のとおりとする。

(1) 協定校派遣留学生のうち交換留学生の留学期間中の学費は、これを納めなければならない。

(2) 協定校派遣留学生のうち派遣留学生からは、留学期間中、本学学費を徴収しない。ただし、在籍料を徴収する。

(3) 認定留学生からは、留学期間中、本学授業料を徴収しない。ただし、留学を開始する日及び終了する日が属する学期の学費は全額徴収する。

2 在籍料については、別に定める。

（奨学金）

第7条 削除

（留学手続・諸届出）

第8条 出願者は、「留学規程」第6条に定める書類の他、下記のものを提出しなければならない。

(1) 留学計画書

(2) 外国の大学において履修予定の科目およびその内容を示す資料

(3) TOEFLスコア等、外国語能力を証明できる書類

（選考方法）

第9条 留学生の選考は、書類審査の他、必要な場合には面接、筆記などの試験を課す。

2 留学生の選考は、基礎教育推進室が行なう。

(留学生の決定)

第10条 留学生の決定は、基礎教育推進室の選考結果をもとに大学評議会が審議し、学長がこれを行なう。

第11条 決裁後の事務処理は、基礎教育推進室が行なう。

(留学の延長、帰国の延期)

第12条 留学が1年を越える場合は「継続留学願」を、また規程の期日までに帰国できない場合は「帰国延期願」を、それぞれ1年目終了の1か月前までに提出し、許可を受けなければならない。

(帰国後の指導)

第13条 留学が終了し帰国した場合は、直ちに所定の留学終了届を提出しなければならない。

2 帰国留学生は、TOEFLや英語検定等留学の成果を示せる各種資格や検定試験を受けるよう指導する。

(単位の認定)

第14条 留学期間中に留学先大学で取得した単位を、本学で取得したものとして単位認定を希望するものは、基礎教育推進室の指導を得て、所定の書類を学務第2課に提出しなければならない。

2 所定の「単位認定願」には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 履修科目の成績証明書
- (2) 履修科目の時間数および単位数を証明する文書
- (3) 履修科目の授業内容等を説明できる資料
- (4) その他、必要と判断される資料

3 単位の認定に関する規程は別に定める。

4 単位認定の判定は、基礎教育推進室が作成した資料をもとに、大学評議会がこれを行なう。

(留学に伴う履修登録上の特例措置)

第15条 留学年度の開始、終了時期の国際的な差異により起こる、履修登録上の特例措置については、別に定める。

(留学の取り消し)

第16条 「留学規程」第2条に該当する留学生として不相当と認められた場合、または同第9条に該当すると認められた場合は、同第10条により留学を取り消す。この場合、支給した奨学金は全額返還させることとする。

(事務主管)

第17条 この内規に関する事務主管は、学務第2課とする。

(改 廃)

第18条 この内規の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則 この内規は、1995年1月15日から施行する。

附 則 この内規は、2010年10月1日から施行する。

在学中に海外留学する者の履修上の特別措置に関する内規（抜粋）

（趣 旨）

第1条 この内規は、「海外留学をする者の取り扱いに関する規程」第11条の規程に基づき、その履修上の特別措置について定める。

（帰国後に受講する講義の取り扱い）

第2条 履修科目登録手続上の措置として、前期科目および通年科目については5月31日までは登録を認める。また、5月31日までは欠席扱いとしない。ただし、帰国後あらかじめ担当教員の承諾を得なければならない。（以下削除）

（継続履修の許可）

第3条 通年科目の年度を越えた継続履修は、当該科目担当教員の許可を得、大学評議会の審議を経た上で、また所定の手続きを行った場合に限り認めることができる。なお、継続履修の認められる科目は、担当教員が同一であることを要しない。

- 2 留学した学年度の前期に履修した通年の開講科目が、帰国した学年度において不開講その他の理由により前項の継続ができない場合は、大学評議会がその措置を決定することができる。
- 3 継続履修の方法については別途定める。

（事務主管）

第4条 この内規に関する事務主管は、学務第2課とする。

（改 廃）

第5条 この内規の改廃は、教務委員会の議を経て、教務部長が行う。

附 則 この内規は、1990年8月1日から施行する。

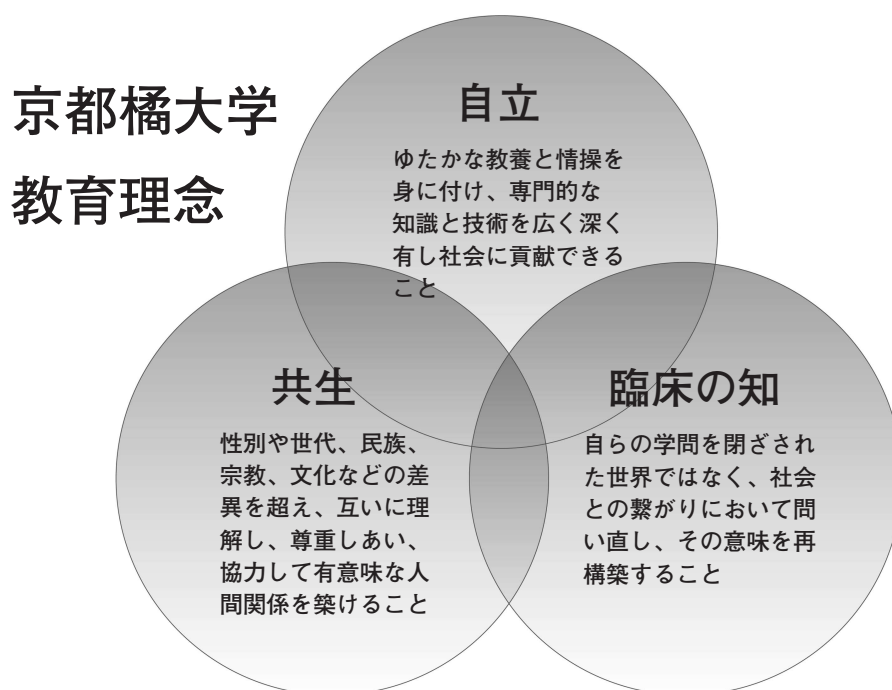
附 則 この内規は、休学による海外就学者には適用しない。

附 則 この内規は、2010年10月1日から施行する。

第1章 教育理念と到達目標

I ディプロマ・ポリシー—京都橘大学の教育理念と教育目標

京都橘大学は「自立」・「共生」・「臨床の知」を教学理念としています。この教学理念における「自立」とは、ゆたかな教養と情操を身につけ、専門的な知識と技術を広く深く有し、社会に貢献できることです。「共生」とは、性別や世代、民族、宗教、文化などの差異を越え、互いに理解し、尊重しあい、協力して有意義な人間関係を築けることです。「臨床の知」とは、自らの学問を閉ざされた世界ではなく、社会との繋がりにおいて問い直し、その意味を再構築することです。すなわち、京都橘大学の理念は、一人ひとりが自立し、互いを尊重しながら、実践的な学問の追究ができる人材を養成することです。



これを大学の「ディプロマ・ポリシー」と言います。日本の多くの大学は、ディプロマ・ポリシーを設定し、卒業時に求められる学生像を、学生のみならず社会全体に公開するようになってきました。

大学が学生のみならず社会に対して、「私たちはこのような目標を立てて教育活動を展開します。本学での学びを通じて学生たちはこのように成長し、社会へと巣立っていきます」という約束のようなものが、「ディプロマ・ポリシー」です。

II カリキュラム・ポリシー—看護学部の教育理念と教育目標

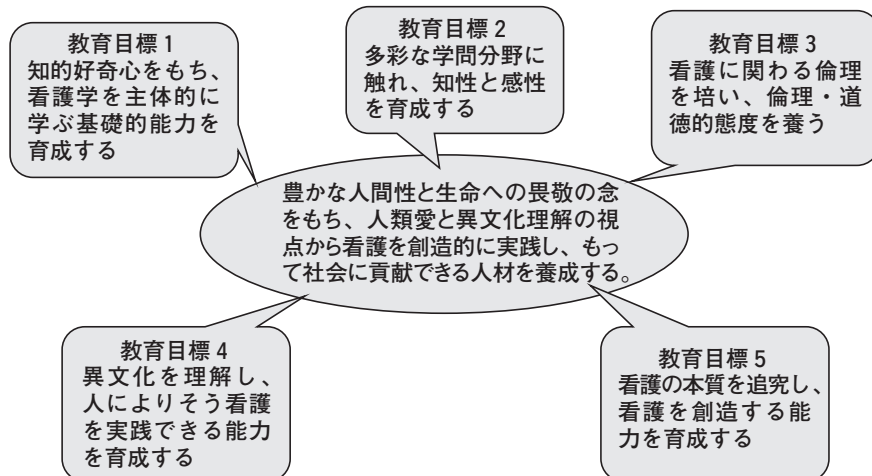
(1) 京都橘大学看護学部における教育理念

京都橘大学看護学部の教育理念は、豊かな人間性と生命への畏敬の念をもち、人類愛と異文化理解の視点から看護を創造的に実践し、もって社会に貢献できる人材を養成することです。

(2) 京都橋大学看護学部看護学科教育目標

1. 知的好奇心をもち、看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する。
2. 多彩な学問分野に触れ、知性と感性を育成する。
3. 看護に関わる倫理を培い、倫理・道徳的態度を養う。
4. 異文化を理解し、人によりそう看護を実践できる能力を育成する。
5. 看護の本質を追究し、看護を創造する能力を育成する。

看護学部の教育理念と教育目標



(3) 各学年の到達目標

1 回生

1. 主体的に学ぶ姿勢を身につける。
2. 歴史や文化、芸術に触れ、教養と感性を磨く。
3. 倫理規範を学ぶことができる。
4. 生命について考えることができる。
5. 物事の善悪を見極める能力を育むことができる。
6. 自らの心身と生活に関心がもてる。
7. 自他との関係性の中で自己を見つめることができる。
8. 自らを取り巻く環境を理解できる。
9. 人によりそう看護の基礎を学ぶ。
10. 相手を理解する対話能力を育む。
11. 看護の基本概念（人間、健康、環境、看護）を学ぶ。
12. 看護とは何かを考える（看護とは何かを問い続ける）。

2 回生

1. 学問的関心をもち、主体的に学びを深めることができる。
2. 歴史や文化、芸術に触れ、教養と感性を磨く。
3. 生命倫理を学ぶ。
4. 他者の世界観（宇宙観）を理解できる。
5. 人によりそう看護を学ぶ。
6. 現象を看護学的視点から、把握・理解できる。

3 回生

1. 自ら問題や課題を見出し、それを解決するための方法を考えることができる。
2. 自ら積極的に歴史や文化に触れ、教養と感性を磨く。
3. 看護倫理を学ぶ。
4. ケアリング倫理を学ぶ。
5. 人によりそう看護を体験できる。
6. 文化を考慮したケアを体験できる。
7. 自らの看護実践を振り返り、それを客観的に評価できる。
8. 身近に看護専門職としての役割モデルを見出すことができる（教員、臨地実習指導者等）。

4 回生

1. 自ら問題や課題を見出し、それを解決することができる。
2. 学んだ教養や感性を生かすことができる。
3. 倫理観に基づいた実践ができる。
4. 人によりそう看護を実践できる。
5. 文化を考慮した看護を実践できる。
6. コーディネート能力を育むことができる。
7. 自らの看護実践を通して、看護学的知見を得る。
8. マネジメント能力を育むことができる。

卒業生の特性

人によりそう看護を創造し実践できる人



Ⅲ カリキュラムの概要

看護学部のカリキュラムは、看護系大学における教育課程として、資格取得とリベラルアーツを有機的に関連させ、看護学の視点に立った保健師・助産師・看護師の三職種統合教育を目指しています。本学看護学部の教育課程全般においては、このような専門分野の特性に応じた教育科目を体系的に理解できる構成と内容になっています。また、「人によりそう看護」を基軸に科目を構成し、教育目標・回生ごとの到達目標と科目群を対応させたカリキュラム構成となっています。

カリキュラム表				
学年到達目標	1回生	2回生	3回生	4回生
看護の本質を追究し、看護を創造する能力を育成する 【区分1】	看護学原論Ⅰ		看護研究演習Ⅰ	看護研究演習Ⅱ 総合看護学実習 看護学原論Ⅱ
異文化を理解し人によりそう看護を実践できる能力を育成する 【区分2】	人によりそう看護の応用を理解	人によりそう看護を支える教育・管理を理解	看護管理学Ⅰ 看護教育学Ⅰ	看護管理学ⅡA** 看護管理学ⅡB** 看護教育学Ⅱ**
	災害看護学Ⅰ	災害看護学Ⅱ*自由 国際看護学Ⅰ		国際看護学Ⅱ**
	人によりそう看護の展開を理解	実践看護学実習Ⅰ 実践看護学実習Ⅱ	実践看護学実習Ⅲ1~5	助産学実習*自由 助産技術学*自由 高度実践看護論**
	対象と環境の相互作用を理解	実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ 実践看護学Ⅰ・Ⅱ	実践看護学演習Ⅲ 実践看護学Ⅲ-1・2	
	プライマリケア論	プライマリケア実習Ⅰ	プライマリケア実習Ⅱ	プライマリケア実習Ⅲ
	ヘルスプロモーション ヘルスプロモーション演習	ヘルスケアシステムⅠ・Ⅱ	ヘルスケアシステムⅢ*自由	
異文化コミュニケーション論 家族看護学 フィジカルアセスメント演習Ⅰ・Ⅱ フィジカルアセスメントⅠ・Ⅱ ライフサイクル論実習 ライフサイクル論	対象の理解		助産診断学*自由	
看護に関わる倫理を培い、倫理・道徳的態度を養う 【区分3】	哲学概論、倫理学概論、道徳教育の理論と方法の3科目の中から選択必修	生命医療・倫理	看護倫理Ⅰ	看護倫理Ⅱ*自由
多彩な学問分野に触れ、知性と感性を育成する 【区分4】	教養入門、英語ⅠA~ⅣB、情報科学Ⅰ・Ⅱ、論理的思考、統計学基礎論は必修科目、12単位分を選択必修*			
知的好奇心をもち、看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する 【区分5】	キャリア開発演習Ⅰ・Ⅱ(看護)	キャリア開発演習Ⅲ・Ⅳ(看護)	キャリア開発演習Ⅴ(看護)	キャリア開発演習Ⅵ(看護)

※p.70の「教養科目群について」を参照すること

(1) 京都橘大学の授業科目群

京都橘大学の授業科目群は、専門科目（各学部・学科の専門領域に関する科目群）・教養科目（学部学科を問わず、社会人として将来求められるであろう基本的な知識や素養を修得する科目群）・基礎科目（大学での学修活動に参加するに当たって必要とされる基本的な知識や素養、スキル）・キャリア科目（卒業後、社会人として自立していく準備として、将来設計や職業観の構築、社会のルールやマナーの修得を目指す科目群）・資格関連科目（資格取得にあたって履修が法律などで定められている科目群）の5種類に分かれます。

(2) 教養科目群について

京都橘大学の教養科目群は7つの教育目標を掲げ、みなさんが卒業後、社会人として自立していくにあたっての、目指すべき方向を示しています。

学生のみなさんは、それぞれの科目群や科目の持つ目標や役割をきちんと理解し、学びに参加し、卒業後、社会人として精神的にも経済的にも自立していけるよう、成長を実現して欲しいと、私たちは強く願っています。

【京都橘大学の教養科目群の7つの教育目標】

- ① 市民、社会人として必要とされる知識や教養の獲得
- ② 生涯にわたって知的関心をもって学んでいく姿勢の確立
- ③ 市民、社会人として必要とされる道徳観や人間性の獲得
- ④ グローバル化した世界にあった異なる文化、価値観の中に生きる人々を理解し共生していく能力
- ⑤ 自身の人生や社会、世界が直面する課題を解決していく能力
- ⑥ 正しい情報を入手し、論理的に分析し、正しい判断を行う能力
- ⑦ 他人の意見を正しく理解し、かつ、自分の意見、考え方を正確に伝える能力

京都橘大学の教養科目群は、みなさんが科目を履修するに当たって、どのような領域のことを学ぶのかイメージしやすいよう、テーマごとに4領域に分類されています。

さらに、それぞれの領域は2分野（合計で8分野）に整理されています。

教養科目（4領域8分野）

	【人間と知の伝達】領域		【人間と文化】領域
A	《現代の思想》分野	C	《外国語と文化理解》分野
B	《メディアと情報》分野	D	《歴史・文化》分野

	【人間と社会】領域		【人間と自然】領域
E	《法律・行政・政治》分野	G	《健康・こころ・からだ》分野
F	《経済・経営・社会》分野	H	《自然と環境》分野

A【人間の知と伝達】領域 《現代の思想》分野

哲学、思想、宗教についての基礎的な知識を身につけて、自らの生き方に役立つ世界観をひとりひとりが構築できるようになることを目指しています。

『人間とは?』『人生とは?』『世界とは?』といった問いに取り組んできた先人たちのものの考え方や分析の仕方を修得していくことで、論理的にものごとを考える力を身につけることを目指します。

また、さまざまなものの考え方や価値観、宗教観、倫理観を学んでいくことは、異なる文化をもつ人々と共生し、異なる価値観をもった人々との交流ができる人間性を獲得することを目指します。

B【人間の知と伝達】領域 《メディアと情報》分野

情報が発信者から受信者に伝達される際のメディア（媒体）について理解を深め、情報化社会において必要な知識を身につけることを目指しています。

メディアの特性を知ることによって、情報の正しい受け取り、つまり、送り手の意図や伝え方、また、受け取る側の認識や態度によってさまざまに変化する情報を、さまざまな場面において適切に処理できる力を養います。

また、情報の正しい受信力や発信力は、異なる考えを持った人と共生するために、情報を冷静に分析し、他人の意見を理解できる力を獲得することを目指します。

C【人間と文化】領域 《外国語と異文化理解》分野

グローバル化する日本社会の中で生活を送るために必要な語学の能力、および外国の文化を理解して日本と海外との相互理解を促進するために必要な知識・教養を身につけることを目指します。

それを通じて、異なった意見にも耳を傾けて理解し、独断ではなく多面的に思考して自己の意見を形成する力を修得します。さらに、日本社会における異なった文化や価値観を持った人々の共生のために必要な世界観を獲得します。

D【人間と文化】領域 《歴史・文化》分野

ますます複雑化する現代社会を生き抜くために必要な基礎的教養として、歴史に関する入門的知識を修得するとともに、日本の歴史や文化の中心である京都を題材として、伝統文化や歴史遺産、古典から現代までの文学についての基礎的な知識の修得を目指します。

それらを通じて、物事や出来事を考える際にその歴史的な根元まで立ち返って考えるという思考方法、目先の物質的欲望に惑わされず、文化的価値や伝統を尊重する態度を身につけます。このような姿勢を修得することで、私たちは、社会に出てから、さまざまな諸問題に対処する際に、表面ではなくその本質を洞察するという態度を身につけることができます。

E【人間と社会】領域 《法律・行政・政治》分野

法律、行政、政治に関わる基礎的な知識を身につけ、身近に起こる出来事について、「社会的なルール」を基準に評価することのできる思考力を養います。

また、成熟した市民として、裁判や選挙など、社会で定められた手続きに沿って、社会にはたらきかけていく実行力を身につけます。そのうえで、国際社会の中で異なる文化をもつ人々と共生し、人権に配慮しつつ、市民として責任ある行動をとることのできる人間性の確立を目指します。

F【人間と社会】領域 《経済・経営・社会》分野

経済、経営、会計の基礎知識を修得することで、私たちの暮らしを支えるさまざまな活動を理解するとと

もに、社会の一員として生活を営むために必要な、分析力や論理的思考力を獲得します。

また、現代の社会全体が抱える諸問題を多角的に分析できる広い視野を身につけ、他者の立場に配慮しながら、自ら進んでその解決に乗り出すことのできる人間性を身につけることを目指します。

G【人間と自然】領域 《健康・こころ・からだ》分野

日々の生活を振り返り、「健康」の意味を考えることを通じて、人間の心身の仕組みと働きの基礎を理解します。

これらの知識は、長い人生を生きていく上で、自分や家族、社会の幸福や健康を維持・増進していくための必要な力となります。

H【人間と自然】領域 《自然と環境》分野

自然と環境の仕組みについて総合的に理解し、自然科学の基本的知識を身につけます。

それを通じて、災害対策、地球温暖化問題や放射能汚染の問題など、環境にまつわる地球規模の課題の解決に向けた取り組みについて考え、「自然」との共生を軸に据えた、これからの時代にふさわしい世界観・倫理観・文明観・人間性の獲得を目指します。

第2章 履修方法

教育目標と科目群を対応させることで、系統的に看護学を教授します。このことから、学生が体系的に看護学を理解できるようになっています。

教育目標ごとの科目を以下に概観します。

1. 看護の本質を追究し、看護を創造する能力を育成する。[区分1]

この目標を達成するために、「看護学原論Ⅰ」（2単位）、「看護学原論Ⅱ」（1単位）、「看護研究演習Ⅰ」（1単位）、「看護研究演習Ⅱ」（2単位）、「総合看護学実習」（2単位）を必修科目として設定しています。

2. 異文化を理解し、人によりそう看護を实践できる能力を育成する。[区分2]

この教育目標は5つの下位目標で構成されており、体系的に学習していく事ができるようになっています。下位目標は次の5つです。

- 1) 対象を理解する。
- 2) 対象と環境の相互作用を理解する。
- 3) 人によりそう看護の展開を理解する。
- 4) 人によりそう看護の応用を理解する。
- 5) 人によりそう看護を支える教育・管理を理解する。

またこの中で設定されている科目の中には、人間のライフサイクルを基盤に構成されたものが含まれており、該当する科目に関しては、それぞれの専門性を持った教員が、オムニバス形式で講義を行います。

- 1) **対象を理解する**では、「ライフサイクル論」（4単位）、「ライフサイクル論実習」（1単位）、「フィジカルアセスメントⅠ」（4単位）、「フィジカルアセスメントⅡ」（4単位）、「フィジカルアセスメント演習Ⅰ」（1単位）、「フィジカルアセスメント演習Ⅱ」（1単位）、「異文化コミュニケーション論」（1単位）、「家族看護学」（1単位）を必修科目として、また「助産診断学」（4単位）を自由選択科目として設定しています。
- 2) **対象と環境の相互作用を理解する**では、「ヘルスプロモーション」（2単位）、「ヘルスプロモーション演習」（1単位）、「ヘルスケアシステムⅠ」（2単位）、「ヘルスケアシステムⅡ」（2単位）、「プライマリケア論」（2単位）、「プライマリケア実習Ⅰ」（2単位）、「プライマリケア実習Ⅱ」（3単位）、「プライマリケア実習Ⅲ」（1単位）を必修科目として、さらに「ヘルスケアシステムⅢ」（2単位）を選択必修科目として設定しています。
- 3) **人によりそう看護の展開を理解する**では、「実践看護学Ⅰ」、「実践看護学Ⅱ」、「実践看護学Ⅲ-1」、「実践看護学Ⅲ-2」（各4単位）、「実践看護学演習Ⅰ」、「実践看護学演習Ⅱ」、「実践看護学演習Ⅲ」、「実践看護学実習Ⅰ」、「実践看護学実習Ⅱ」、「実践看護学実習Ⅲ-1」、「実践看護学実習Ⅲ-2」、「実践看護学実習Ⅲ-3」、「実践看護学実習Ⅲ-4」、「実践看護学実習Ⅲ-5」（各2単位）を必修科目として設定しています。また選択必修科目として「高度実践看護論」（2単位）、自由選択科目として「助産技術学」（4単位）、「助産学実習」（8単位）を設定しています。
- 4) **人によりそう看護の応用を理解する**では、「災害看護学Ⅰ」（1単位）、「国際看護学Ⅰ」（2単位）を必修科目として、さらに、「国際看護学Ⅱ」（2単位・海外研修を含む）を選択必修科目として、「災害

看護学Ⅱ」（1単位）を自由選択科目として設定しています。

- 5) 人によりそう看護を支える教育・管理を理解するでは、「看護管理学Ⅰ」、「看護教育学Ⅰ」（各2単位）を必修科目として、さらに「看護管理学ⅡA」、「看護管理学ⅡB」、「看護教育学Ⅱ」（各2単位）を選択必修科目として設定しています。ただし、助産師国家試験受験資格を取得しようとする者は、「看護管理学ⅡB」を必修と設定しています。

3. 看護に関わる倫理を培い、倫理・道徳的態度を養う。[区分3]

この目標を達成するために基礎となる、「哲学概論」、「倫理学概論」、「道徳教育の理論と方法」（各2単位）の中から2単位以上を選択必修として設定しています。さらに学びを深めるために、「生命・医療倫理」（2単位）、「看護倫理Ⅰ」（1単位）を必修科目とし、「看護倫理Ⅱ」（1単位）を自由選択科目として設定しています。

4. 多彩な学問分野に触れ、知性と感性を育成する。[区分4]

「教養入門」（2単位）を必修科目として設定しています。外国語能力育成のために「英語ⅠA・ⅠB」、「英語ⅡA・ⅡB」、「英語ⅢA・ⅢB」、「英語ⅣA・ⅣB」（合計8単位）を必修科目としています。また現在の情報社会に対応するため、「情報科学Ⅰ」、「情報科学Ⅱ」（合計2単位）も必修科目としています。さらに看護学を学ぶ上で必要な基礎的なものの考え方として、「論理的思考」、「統計学基礎論」（各2単位）を必修科目としています。

また、様々な学問分野での学びを深める事ができるように、本学で開講されている全学教養教育科目の中から、12単位以上を選択必修として設定しています。

5. 知的好奇心をもち、看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する。[区分5]

この教育目標では、「キャリア開発演習Ⅰ（看護）」、「キャリア開発演習Ⅱ（看護）」、「キャリア開発演習Ⅲ（看護）」、「キャリア開発演習Ⅳ（看護）」、「キャリア開発演習Ⅴ（看護）」、「キャリア開発演習Ⅵ（看護）」（各1単位）を必修科目として設定しています。この演習は少人数クラスで構成され、それぞれの回生の学習状況に合わせた演習を行い、卒業後のキャリアデザインを描けるように、きめ細やかな学生指導を実施します。

第3章 カリキュラム

I 授業科目一覧

(1) カリキュラム表

区分	授業科目の名称	単位数			履修年次								備考					
		必修	選択	自由	1年次		2年次		3年次		4年次							
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期						
看護の本質を追究し、 看護を創造する能力 を育成する [区分1]	看護学原論Ⅰ	2			2													
	看護学原論Ⅱ	1											1					
	総合看護学実習	2												2				
	看護研究演習Ⅰ	1									1							
	看護研究演習Ⅱ	2												2				
異文化を理解し、 人によりそう看護を 実践できる能力を 育成する [区分2]	看護管理学Ⅰ	2								2								
	看護管理学ⅡA		2											2				
	看護管理学ⅡB		2											2				
	看護教育学Ⅰ	2								2								
	看護教育学Ⅱ		2											2				
	人によりそう看護の 応用を理解する	災害看護学Ⅰ	1				1											
		災害看護学Ⅱ			1			1										
		国際看護学Ⅰ	2							2								
		国際看護学Ⅱ		2											2			
	人によりそう看護の 展開を理解する	実践看護学Ⅰ	4						4									
		実践看護学Ⅱ	4							4								
		実践看護学Ⅲ-1	4								4							
		実践看護学Ⅲ-2	4								4							
		実践看護学演習Ⅰ	2						2									
		実践看護学演習Ⅱ	2							2								
		実践看護学演習Ⅲ	2								2							
		実践看護学実習Ⅰ	2							2								
		実践看護学実習Ⅱ	2								2							
		実践看護学実習Ⅲ-1	2											2				
		実践看護学実習Ⅲ-2	2											2				
実践看護学実習Ⅲ-3		2											2					
実践看護学実習Ⅲ-4		2											2					
実践看護学実習Ⅲ-5		2											2					
高度実践看護論		2												2				
助産技術学			4												4			
助産学実習			8												8			
対象と環境の相互 作用を理解する	ヘルスプロモーション	2			2													
	ヘルスプロモーション演習	1				1												
	プライマリケア論	2					2											
	プライマリケア実習Ⅰ	2						2										
	プライマリケア実習Ⅱ	3								3								
	プライマリケア実習Ⅲ	1											1					
	ヘルスケアシステムⅠ	2						2										
	ヘルスケアシステムⅡ	2							2									
ヘルスケアシステムⅢ			2						2									
対象を理解する	ライフサイクル論	4			4													
	ライフサイクル論実習	1				1												
	フィジカルアセスメントⅠ	4			4													
	フィジカルアセスメントⅡ	4				4												
	フィジカルアセスメント演習Ⅰ	1				1												
	フィジカルアセスメント演習Ⅱ	1				1												
	助産診断学			4							4							
	異文化コミュニケーション論	1			1													
	家族看護学	1				1												

2単位以上選択必修

区分	授業科目の名称	単位数			履修年次								備考	
		必修	選択	自由	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
看護に関わる倫理を 培い、倫理・道徳的 態度を養う [区分3]	看護倫理Ⅰ	1							1					2 単 位 以 上 選 択 必 修
	看護倫理Ⅱ			1								1		
	生命・医療倫理	2					2							
	哲学概論		2		2									
	倫理学概論		2		2									
	道徳教育の理論と方法		2		2									
多彩な学問分野に 触れ、知性と感性を 育成する [区分4]	教養入門	2			2									
	英語ⅠA	1			1									
	英語ⅠB	1			1									
	英語ⅡA	1				1								
	英語ⅡB	1				1								
	英語ⅢA	1					1							
	英語ⅢB	1					1							
	英語ⅣA	1						1						
	英語ⅣB	1							1					
	情報科学Ⅰ	1			1									
	情報科学Ⅱ	1				1								
	論理的思考	2			2									
	統計学基礎論	2			2									
		※上記以外に教養科目群から12単位分 を選択必修		12		12								
知的好奇心を持ち、 看護学を主体的に学 ぶ基礎的能力を 育成する [区分5]	キャリア開発演習Ⅰ（看護）	1			1									
	キャリア開発演習Ⅱ（看護）	1				1								
	キャリア開発演習Ⅲ（看護）	1					1							
	キャリア開発演習Ⅳ（看護）	1						1						
	キャリア開発演習Ⅴ（看護）	1							1					
	キャリア開発演習Ⅵ（看護）	1										1		
卒業要件（最低）単位数/124単位														

※ただし、助産師国家試験受験資格を取得する場合は、看護管理学ⅡB、助産診断学、助産技術学、助産学実習を必修とする。
※履修年次に色のついているものは、通年開講です。

（2）教養科目群一覧

科目に変更があった場合は別途案内します。

〈必修科目〉

教養入門 2単位

〈選択科目〉

下の表より、12単位分を選択必修

領域	分野	科目名	単位数	領域	分野	科目名	単位数
人間と知の伝達	現代の思想	日本人と宗教	2	人間と文化	外国語と文化理解	比較文化論	2
		ジェンダー研究	2			文化人類学	2
		宗教学概論	2			芸術と文化	2
		心理学概論	2			中国語Ⅲ	2
	メディアと情報	言語コミュニケーション論	2			中国語Ⅳ	2
		現代のメディアと表現	2			韓国語Ⅰ	2
		情報社会論	2			韓国語Ⅱ	2
		情報処理演習Ⅲ	1			韓国語Ⅲ	2
		情報処理演習Ⅳ	1			韓国語Ⅳ	2
		情報処理演習Ⅴ	1			フランス語Ⅰ	2
		情報処理演習Ⅵ	1			フランス語Ⅱ	2
		数学演習Ⅰ	2			ドイツ語Ⅰ	2
		数学演習Ⅱ	2			ドイツ語Ⅱ	2
							外国語臨地演習

領域	分野	科目名	単位数	領域	分野	科目名	単位数		
人間と文化	歴史・文化	歴史学入門	2	人間と社会	経済・経営・社会	福祉とボランティア	2		
		京都講座Ⅰ	2			社会学概論Ⅰ	2		
		京都講座Ⅱ	2			社会学概論Ⅱ	2		
		京都の歴史・文化Ⅰ	2			家族の心理・社会学	2		
		京都の歴史・文化Ⅱ	2			時事問題研究	2		
		文学と京都	2			健康に生きるⅠ	2		
人間と社会	法律・行政・政治	日本国憲法	2	人間と自然	健康・こころ・からだ	健康に生きるⅡ	2		
		法学概論Ⅰ	2			健康に生きるⅢ	2		
		法学概論Ⅱ	2			体育理論	2		
		民法	2			スポーツコースⅠ	1		
		行政法	2			スポーツコースⅡ	1		
		人権と教育	2			スポーツコースⅢ	1		
		政治学概論Ⅰ	2			スポーツコースⅣ	1		
		政治学概論Ⅱ	2			地球生命論	2		
		国際関係入門	2			地球環境論	2		
		行政学	2			エコロジー研究	2		
		経済・経営・社会	くらしと経済			2	自然と環境	自然の探求	2
			経済学概論Ⅰ			2		地理学概論	2
	経済学概論Ⅱ		2	生活の中の数学	2				
	経営学概論		2	物理学基礎	2				
	会計学概論		2	化学基礎	2				
			2	生物学基礎	2				

<自由科目>

下記科目については、受講できますが、修得単位については卒業要件には含まれません。

- | | | | | | |
|----------|-----|-------------------|-----|--------|-----|
| ・学校保健 | 2単位 | ・養護概説 | 2単位 | ・精神保健 | 2単位 |
| ・教職入門 | 2単位 | ・教育原論 | 2単位 | ・教育心理学 | 2単位 |
| ・教育制度論 | 2単位 | ・教育課程研究 | 2単位 | ・特別活動論 | 2単位 |
| ・教育方法の研究 | 2単位 | ・生徒指導論 | 2単位 | ・教育相談 | 2単位 |
| ・教職実践演習 | 2単位 | ・養護実習（事前・事後指導を含む） | | 5単位 | |

(3) 履修条件

看護学部のカリキュラムは、系統的に構成されています。

したがって、次の履修条件を満たさなければ、履修できない科目があります。

- 1) 各回生においては、前期の区分1～3の必修科目が全て修得できていない場合は、後期の区分1～3の必修科目が履修できません。
- 2) 新しい回生の必修科目を履修するためには、前回生の必修科目を全て修得できていなければなりません。
- 3) 履修登録をした科目でも、当該期の他の科目の修得状況によっては、受講が認められないことがあります（詳しくはガイダンス等で案内をします）。
- 4) 以下に示す科目については、特定の科目を履修している事が条件となります。

	科目名	配当年次	履修条件
必修科目	生命・医療倫理	2	「哲学概論」、「倫理学概論」、「道德教育の理論と方法」の中から2単位以上修得済み
自由選択科目	災害看護学Ⅱ	2	「災害看護学Ⅰ」を修得済み
	ヘルスケアシステムⅢ	3	「ヘルスケアシステムⅠ」「ヘルスケアシステムⅡ」を修得済み
	看護倫理Ⅱ	4	「看護倫理Ⅰ」を修得済み
	助産学実習	4	「助産診断学」、「助産技術学」、「看護管理学ⅡB」を修得済み

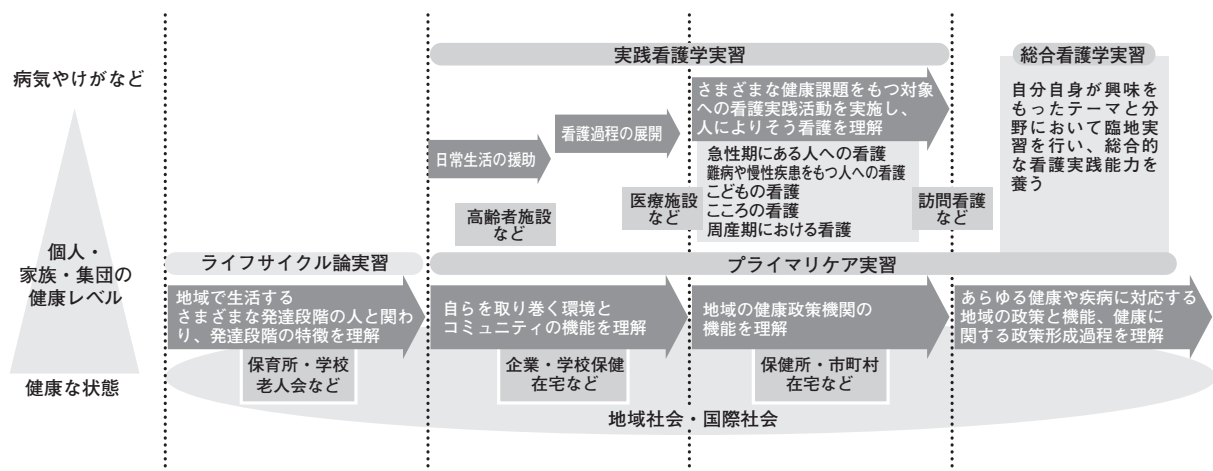
II 看護学実習の考え方

看護学は体験学習を通して学ぶ実践の科学です。すなわち、学内での講義や演習を通して学んだ基本的かつ専門的な知識・技術を統合させ看護実践に応用できることが必要です。臨地実習では、主体的に考え、学習し、様々な状況に応じて自らが判断し行動するという自律的な姿勢が求められます。

看護学実習の4年間のイメージは以下に示す通りです。様々な健康レベルの対象に対して、地域社会・国際社会などあらゆる場に応じた看護が展開できるような実習を設定しています。

1回生では「ライフサイクル論実習」(1単位)、2回生では「プライマリケア実習Ⅰ」、「実践看護学実習Ⅰ」、「実践看護学実習Ⅱ」(各2単位)が設定されています。3回生になると「プライマリケア実習Ⅱ」(3単位)、「実践看護学実習Ⅲ-1」、「実践看護学実習Ⅲ-2」、「実践看護学実習Ⅲ-3」、「実践看護学実習Ⅲ-4」、「実践看護学実習Ⅲ-5」(各2単位)が設定され、4回生ではそれまでの全ての学びを統合することを目的とした「総合看護学実習」(2単位)と、「プライマリケア実習Ⅲ」(1単位)が設定されています。

4年間の実習イメージ

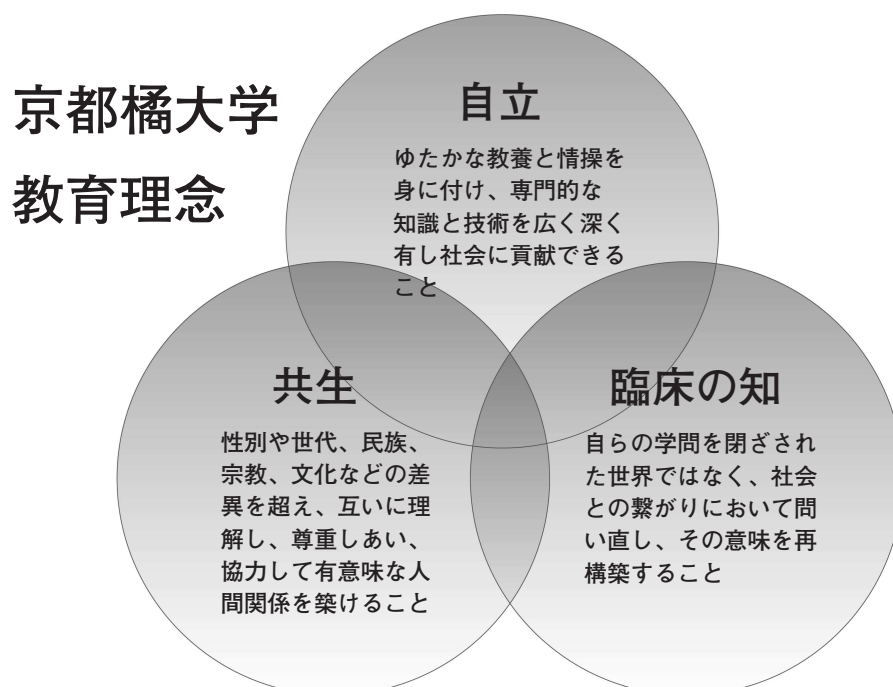


第1章 教育理念と到達目標

I 教育理念と教育目標

(1) 京都橘大学理念

京都橘大学は「自立」・「共生」・「臨床の知」を教学理念としています。この教学理念における「自立」とは、ゆたかな教養と情操を身につけ、専門的な知識と技術を広く深く有し、社会に貢献できることです。「共生」とは、性別や世代、民族、宗教、文化などの差異を越え、互いに理解し、尊重しあい、協力して有意義な人間関係を築けることです。「臨床の知」とは、自らの学問を閉ざされた世界ではなく、社会との繋がりにおいて問い直し、その意味を再構築することです。すなわち、京都橘大学の理念は、一人ひとりが自立し、互いを尊重しながら、実践的な学問の追究ができる人材を養成することです。



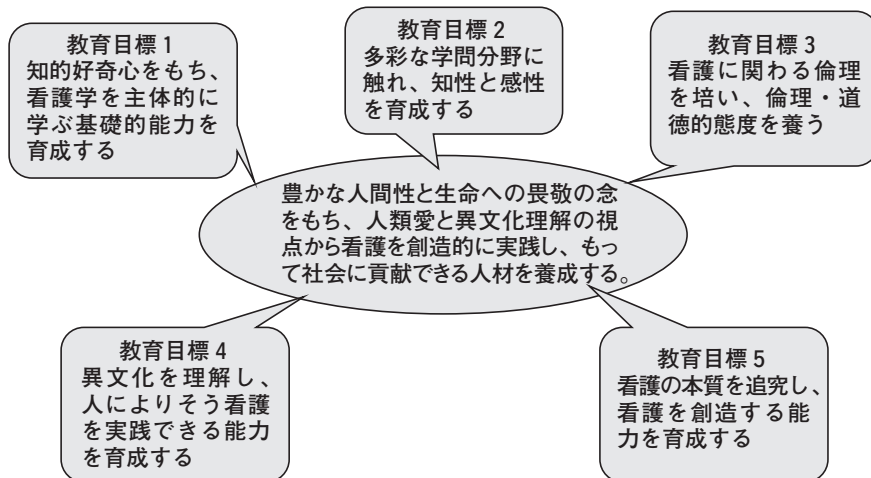
(2) 京都橘大学看護学部における教育理念

京都橘大学看護学部の教育理念は、豊かな人間性と生命への畏敬の念をもち、人類愛と異文化理解の視点から看護を創造的に実践し、もって社会に貢献できる人材を養成することです。

(3) 京都橘大学看護学部看護学科教育目標

1. 知的好奇心をもち、看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する。
2. 多彩な学問分野に触れ、知性と感性を育成する。
3. 看護に関わる倫理を培い、倫理・道徳的態度を養う。
4. 異文化を理解し、人によりそう看護を実践できる能力を育成する。
5. 看護の本質を追究し、看護を創造する能力を育成する。

看護学部の教育理念と教育目標



Ⅱ 京都橘大学看護学部スタンダード

各学年のレベル目標

1 回生

1. 主体的に学ぶ姿勢を身につける。
2. 歴史や文化、芸術に触れ、教養と感性を磨く。
3. 倫理規範を学ぶことができる。
4. 生命について考えることができる。
5. 物事の善悪を見極める能力を育むことができる。
6. 自らの心身と生活に関心がもてる。
7. 自他との関係性の中で自己を見つめることができる。
8. 自らを取り巻く環境を理解できる。
9. 人によりそう看護の基礎を学ぶ。
10. 相手を理解する対話能力を育む。
11. 看護の基本概念（人間、健康、環境、看護）を学ぶ。
12. 看護とは何かを考える（看護とは何かを問い続ける）。

2 回生

1. 学問的関心をもち、主体的に学びを深めることができる。
2. 歴史や文化、芸術に触れ、教養と感性を磨く。
3. 生命倫理を学ぶ。
4. 他者の世界観（宇宙観）を理解できる。
5. 人によりそう看護を学ぶ。
6. 現象を看護学的視点から、把握・理解できる。

3 回生

1. 自ら問題や課題を見出し、それを解決するための方法を考えることができる。
2. 自ら積極的に歴史や文化に触れ、教養と感性を磨く。
3. 看護倫理を学ぶ。
4. ケアリング倫理を学ぶ。
5. 人によりそう看護を体験できる。
6. 文化を考慮したケアを体験できる。
7. 自らの看護実践を振り返り、それを客観的に評価できる。
8. 身近に看護専門職としての役割モデルを見出すことができる（教員、臨地実習指導者等）。

4 回生

1. 自ら問題や課題を見出し、それを解決することができる。
2. 学んだ教養や感性を生かすことができる。
3. 倫理観に基づいた実践ができる。
4. 人によりそう看護を実践できる。
5. 文化を考慮した看護を実践できる。
6. コーディネート能力を育むことができる。
7. 自らの看護実践を通して、看護学的知見を得る。
8. マネジメント能力を育むことができる。

卒業生の特性

人によりそう看護を創造し実践できる人



カリキュラムの概要

本学部のカリキュラムは、看護系大学における教育課程として、資格取得とリベラルアーツを有機的に関連させ、看護学の視点に立った保健師・助産師・看護師の三職種統合教育を目指しています。本学看護学部の教育課程全般においては、このような専門分野の特性に応じた教育科目を体系的に理解できる構成と内容になっています。また、「人によりそう看護」を基軸に科目を構成し、教育目標・回生ごとの到達目標と科目群を対応させたカリキュラム構成となっています。

カリキュラム表					
学年到達目標 教育目標	1回生	2回生	3回生	4回生	
看護の本質を追究し、看護を創造する能力を育成する 【区分1】	看護学原論Ⅰ		看護研究演習Ⅰ	看護研究演習Ⅱ 総合看護学実習 看護学原論Ⅱ	
異文化を理解し人によりそう看護を実践できる能力を育成する 【区分2】	人によりそう看護の応用を理解	人によりそう看護を支える教育・管理を理解	看護管理学Ⅰ 看護教育学Ⅰ	看護管理学Ⅱ** 看護教育学Ⅱ**	
	災害看護学Ⅰ	災害看護学Ⅱ*自由 国際看護学Ⅰ		国際看護学Ⅱ**	
	人によりそう看護の展開を理解	実践看護学実習Ⅰ 実践看護学実習Ⅱ	実践看護学実習Ⅲ 1～5	助産学実習*自由 助産技術学*自由	
	対象と環境の相互作用を理解	実践看護学演習Ⅰ・Ⅱ 実践看護学Ⅰ・Ⅱ	実践看護学演習Ⅲ 実践看護学Ⅲ-1・2	高度実践看護論**	
	プライマリケア論	プライマリケア実習Ⅰ	プライマリケア実習Ⅱ	プライマリケア実習Ⅲ	
	ヘルスプロモーション ヘルスプロモーション演習	ヘルスケアシステムⅠ・Ⅱ			
	異文化コミュニケーション論 家族看護学 フィジカルアセスメント演習Ⅰ・Ⅱ フィジカルアセスメントⅠ・Ⅱ ライフサイクル論実習 ライフサイクル論	対象の理解		助産診断学*自由	
	看護に関わる倫理を培い、倫理・道徳的態度を養う 【区分3】	哲学概論、倫理学概論、道徳教育の理論と方法の3科目の中から選択必修	生命医療・倫理	看護倫理Ⅰ	看護倫理Ⅱ*自由
	多彩な学問分野に触れ、知性と感性を育成する 【区分4】	英語Ⅰ～Ⅳ、情報科学Ⅰ・Ⅱ、論理的思考、統計学基礎論は必修科目、14単位分を選択必修			
	知的好奇心をもち、看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する 【区分5】	キャリア開発演習Ⅰ・Ⅱ（看護）	キャリア開発演習Ⅲ・Ⅳ（看護）	キャリア開発演習Ⅴ（看護）	キャリア開発演習Ⅵ（看護）

**
4科目の中から
選択必修

第2章 履修方法

教育目標と科目群を対応させることで、系統的に看護学を教授します。このことから、学生が体系的に看護学を理解できるようになっています。

教育目標ごとの科目を以下に概観します。

1. 看護の本質を追究し、看護を創造する能力を育成する。[区分1]

この目標を達成するために、「看護学原論Ⅰ」（2単位）、「看護学原論Ⅱ」（1単位）、「看護研究演習Ⅰ」（1単位）、「看護研究演習Ⅱ」（2単位）、「総合看護学実習」（2単位）を必修科目として設定しています。

2. 異文化を理解し、人によりそう看護を実践できる能力を育成する。[区分2]

この教育目標は5つの下位目標で構成されており、体系的に学習していく事ができるようになっています。下位目標は次の5つです。

- 1) 対象を理解する。
- 2) 対象と環境の相互作用を理解する。
- 3) 人によりそう看護の展開を理解する。
- 4) 人によりそう看護の応用を理解する。
- 5) 人によりそう看護を支える教育・管理を理解する。

またこの中で設定されている科目の中には、人間のライフサイクルを基盤に構成されたものが含まれており、該当する科目に関しては、それぞれの専門性を持った教員が、オムニバス形式で講義を行います。

- 1) **対象を理解する**では、「ライフサイクル論」（4単位）、「ライフサイクル論実習」（1単位）、「フィジカルアセスメントⅠ」（4単位）、「フィジカルアセスメントⅡ」（4単位）、「フィジカルアセスメント演習Ⅰ」（1単位）、「フィジカルアセスメント演習Ⅱ」（1単位）、「異文化コミュニケーション論」（1単位）、「家族看護学」（1単位）を必修科目として、また「助産診断学」（2単位）を自由選択科目として設定しています。
- 2) **対象と環境の相互作用を理解する**では、「ヘルスプロモーション」（2単位）、「ヘルスプロモーション演習」（1単位）、「ヘルスケアシステムⅠ」（2単位）、「ヘルスケアシステムⅡ」（2単位）、「プライマリケア論」（2単位）、「プライマリケア実習Ⅰ」（2単位）、「プライマリケア実習Ⅱ」（3単位）、「プライマリケア実習Ⅲ」（1単位）を必修科目として設定しています。
- 3) **人によりそう看護の展開を理解する**では、「実践看護学Ⅰ」、「実践看護学Ⅱ」、「実践看護学Ⅲ-1」、「実践看護学Ⅲ-2」（各4単位）、「実践看護学演習Ⅰ」、「実践看護学演習Ⅱ」、「実践看護学演習Ⅲ」、「実践看護学実習Ⅰ」、「実践看護学実習Ⅱ」、「実践看護学実習Ⅲ-1」、「実践看護学実習Ⅲ-2」、「実践看護学実習Ⅲ-3」、「実践看護学実習Ⅲ-4」、「実践看護学実習Ⅲ-5」（各2単位）を必修科目として設定しています。また選択必修科目として「高度実践看護論」（2単位）、自由選択科目として「助産技術学」（2単位）、「助産学実習」（5単位）を設定しています。
- 4) **人によりそう看護の応用を理解する**では、「災害看護学Ⅰ」（1単位）、「国際看護学Ⅰ」（2単位）を必修科目として、さらに、「国際看護学Ⅱ」（2単位・海外研修を含む）を選択必修科目として、「災害看護学Ⅱ」（1単位）を自由選択科目として設定しています。

5) 人によりそう看護を支える教育・管理を理解するでは、「看護管理学Ⅰ」、「看護教育学Ⅰ」(各2単位)を必修科目として、さらに「看護管理学Ⅱ」、「看護教育学Ⅱ」(各2単位)を選択必修科目として設定しています。

ここで設定している科目は、ほとんどが必修科目ですが、「高度実践看護論」、「国際看護学Ⅱ」、「看護管理学Ⅱ」、「看護教育学Ⅱ」については、この中から2単位以上選択必修となっており、また「助産診断学」、「助産技術学」、「助産学実習」、「災害看護学Ⅱ」は自由選択科目として設定しています。

3. 看護に関わる倫理を培い、倫理・道徳的態度を養う。[区分3]

この目標を達成するために基礎となる、「哲学概論」、「倫理学概論」、「道徳教育の理論と方法」(各2単位)の中から2単位以上を選択必修として設定しています。さらに学びを深めるために、「生命・医療倫理」(2単位)、「看護倫理Ⅰ」(1単位)を必修科目とし、「看護倫理Ⅱ」(1単位)を自由選択科目として設定しています。

4. 多彩な学問分野に触れ、知性と感性を育成する。[区分4]

外国語能力育成のために「英語ⅠA・ⅠB」、「英語ⅡA・ⅡB」、「英語ⅢA・ⅢB」、「英語ⅣA・ⅣB」(2010・2011年度生対象・合計8単位)「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、「英語Ⅲ」、「英語Ⅳ」(2009年度生対象・合計8単位)、を必修科目として設定しています。また現在の情報社会に対応するため、「情報科学Ⅰ・Ⅱ」(合計2単位)も必修科目として設定しています。さらに看護学を学ぶ上で必要な基礎的なものの考え方として、「論理的思考」、「統計学基礎論」(各2単位)を必修科目として設定しています。

また、様々な学問分野での学びを深める事ができるように、本学で開講されている自由学修領域科目の中から、14単位以上を選択必修として設定しています。

5. 知的好奇心をもち、看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する。[区分5]

この教育目標では、「キャリア開発演習Ⅰ(看護)」、「キャリア開発演習Ⅱ(看護)」、「キャリア開発演習Ⅲ(看護)」、「キャリア開発演習Ⅳ(看護)」、「キャリア開発演習Ⅴ(看護)」、「キャリア開発演習Ⅵ(看護)」(各1単位)を設定しています。この演習は少人数クラスで構成され、それぞれの回生の学習状況に合わせた演習を行い、卒業後のキャリアデザインを描けるように、きめ細やかな学生指導を実施します。

区分	授業科目の名称	単位数			履修年次								備考	
		必修	選択	自由	1年次		2年次		3年次		4年次			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
看護に関わる倫理を 培い、倫理・道徳的 態度を養う [区分3]	看護倫理Ⅰ	1							1					2 単 位 以 上 選 択 必 修
	看護倫理Ⅱ			1								1		
	生命・医療倫理	2					2							
	哲学概論		2		2									
	倫理学概論		2		2									
	道徳教育の理論と方法		2		2									
多彩な学問分野に 触れ、知性と感性を 育成する [区分4]	英語ⅠA	2			2									
	英語ⅠB	2			2									
	英語ⅡA	2				2								
	英語ⅡB	2				2								
	英語ⅢA	2					2							
	英語ⅢB	2					2							
	英語ⅣA	2						2						
	英語ⅣB	2						2						
	情報科学Ⅰ	1			1									
	情報科学Ⅱ	1				1								
	論理的思考	2			2									
	統計学基礎論	2			2									
	※上記以外に自由学修領域から14単位 分を選択必修		14					14						
知的な好奇心を持ち、 看護学を主体的に学 ぶ基礎的能力を育成 する [区分5]	キャリア開発演習Ⅰ（看護）	1			1									
	キャリア開発演習Ⅱ（看護）	1				1								
	キャリア開発演習Ⅲ（看護）	1					1							
	キャリア開発演習Ⅳ（看護）	1						1						
	キャリア開発演習Ⅴ（看護）	1							1					
	キャリア開発演習Ⅵ（看護）	1										1		
卒業要件（最低）単位数/124単位														

※ただし、助産師国家試験受験資格を取得する場合は、看護管理学Ⅱ、助産診断学、助産技術学、助産学実習を必修とする。

※2009年度生は、英語Ⅰ、英語Ⅱ、英語Ⅲ、英語Ⅳ（各2単位）となります。

※履修年次に色のついているものは、通年開講です。

（2）自由学修領域科目表

下の表より、14単位分を選択必修

※ただし、年度ごとに登録できる科目は異なります。登録できる科目は、ポータルサイト掲示板でよく確認してください。

日本語表現Ⅰ	日本語学概説Ⅰ	西洋美術史Ⅱ	日本人の宗教と福祉	経済学Ⅰ
日本語表現Ⅱ	日本語学概説Ⅱ	民俗学Ⅰ	人生論研究	経済学Ⅱ
English Speaking	日本文学史Ⅰ	民俗学Ⅱ	人間のこころとからだ	プレゼンテーション概論
English Writing	日本文学史Ⅱ	自然科学概論	体育理論	都市と文化
フランス語Ⅰ	日本史概説Ⅰ	数学概論	スポーツコースⅠ	京都の歴史と文化財Ⅰ
フランス語Ⅱ	日本史概説Ⅱ	音楽概論	スポーツコースⅡ	比較文化論
フランス語Ⅲ	東洋史概説Ⅰ	美術概論	スポーツコースⅢ	言語コミ論
フランス語Ⅳ	東洋史概説Ⅱ	体育概論	スポーツコースⅣ	福祉とボランティア
中国語Ⅰ	西洋史概説Ⅰ	日本語コミュニケーション技術	地球環境論	日本国憲法
中国語Ⅱ	西洋史概説Ⅱ	会計学入門	エコロジー研究	漢文学Ⅰ
中国語Ⅲ	考古学概説Ⅰ	医療マネジメント入門	現代社会の課題A	漢文学Ⅱ
中国語Ⅳ	考古学概説Ⅱ	都市デザイン論	現代社会の課題B	生涯学習概論Ⅰ
数学演習Ⅰ	日本美術史Ⅰ	観光政策論	情報社会論	英語臨地演習
数学演習Ⅱ	日本美術史Ⅱ	都市とアート	国際関係入門	
数学演習Ⅲ	東洋美術史Ⅰ	文化経済論	時事問題研究A	
簿記演習Ⅰ	東洋美術史Ⅱ	養護概説	時事問題研究B	
簿記演習Ⅱ	西洋美術史Ⅰ	芸術と癒し	自分探し論	

<自由学修領域科目 自由科目>

下記科目については、受講できますが、修得単位については卒業要件には含まれません。

- ・教職入門 2単位
- ・教育原論 2単位
- ・教育心理学 2単位
- ・教育制度論 2単位
- ・教育課程研究 2単位
- ・特別活動論 2単位
- ・教育方法の研究 2単位
- ・生徒指導論 2単位
- ・教育相談 2単位
- ・教職総合演習 2単位
- ・養護実習（事前・事後指導を含む） 5単位

(3) 履修条件

看護学部のカリキュラムは、系統的に構成されています。

したがって、次の履修条件を満たさなければ、履修できない科目があります。

- 1) 各回生においては、前期の区分1～3の必修科目が全て修得できていない場合は、後期の区分1～3の必修科目が履修できません。
- 2) 新しい回生の必修科目を履修するためには、前回生の必修科目を全て修得できていなければなりません。
- 3) 履修登録をした科目でも、当該期の他の科目の修得状況によっては、受講が認められないことがあります。（詳しくはガイダンス等で案内をします）
- 4) 以下に示す科目については、特定の科目を履修している事が条件となります。

	科目名	配当年次	履修条件
必修科目	生命・医療倫理	2	「哲学概論」、「倫理学概論」、「道德教育の理論と方法」の中から2単位以上修得済み
自由選択科目	災害看護学Ⅱ	2	「災害看護学Ⅰ」を修得済み
	看護倫理Ⅱ	4	「看護倫理Ⅰ」を修得済み
	助産学実習	4	「助産診断学」、「助産技術学」、「看護管理学Ⅱ」を修得済み

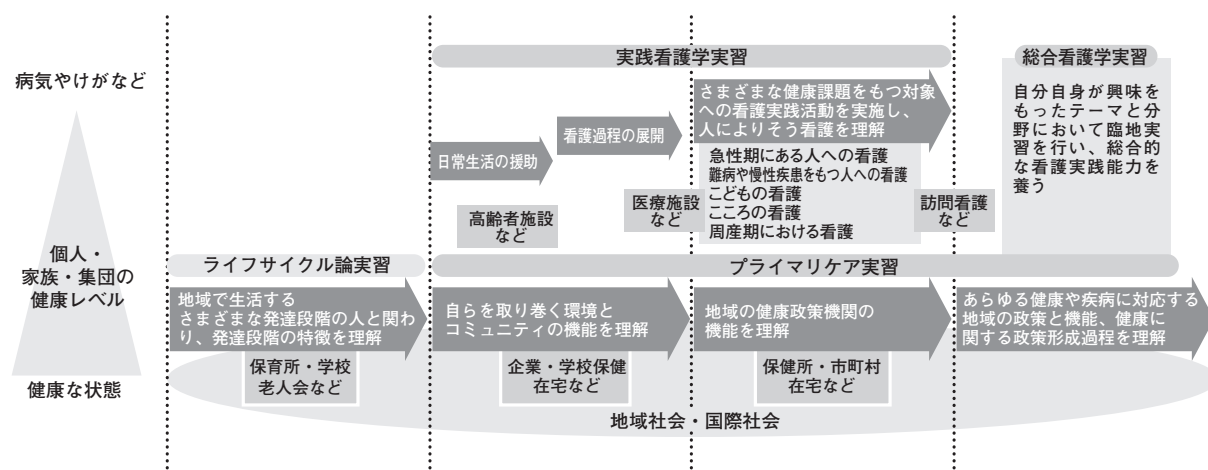
II 看護学実習の考え方

看護学は体験学習を通して学ぶ実践の科学です。すなわち、学内での講義や演習を通して学んだ基本的かつ専門的な知識・技術を統合させ看護実践に応用できることが必要です。臨地実習では、主体的に考え、学習し、様々な状況に応じて自らが判断し行動するという自律的な姿勢が求められます。

看護学実習の4年間のイメージは以下に示す通りです。様々な健康レベルの対象に対して、地域社会・国際社会などあらゆる場に応じた看護が展開できるような実習を設定しています。

1回生では「ライフサイクル論実習」(1単位)、2回生では「プライマリケア実習Ⅰ」、「実践看護学実習Ⅰ」、「実践看護学実習Ⅱ」(各2単位)が設定されています。3回生になると「プライマリケア実習Ⅱ」(3単位)、「実践看護学実習Ⅲ-1」、「実践看護学実習Ⅲ-2」、「実践看護学実習Ⅲ-3」、「実践看護学実習Ⅲ-4」、「実践看護学実習Ⅲ-5」(各2単位)が設定され、4回生ではそれまでの全ての学びを統合することを目的とした「総合看護学実習」(2単位)と、「プライマリケア実習Ⅲ」(1単位)が設定されています。

4年間の実習イメージ



I 取得可能資格一覧

看護学部で取得できる資格は、以下の4種類です。

資格名称	対象者	掲載頁
看護師国家試験受験資格	看護学部全員	91
保健師国家試験受験資格	看護学部全員	91
助産師国家試験受験資格	看護学部生のうち選択履修者	93
教育職員（養護教諭1種）免許状	看護学部生のうち選択履修者	95

* 4回生の2月頃に、看護師、保健師、助産師国家試験があります。詳細については、国家試験受験ガイダンスで説明します。掲示板等で確認をしてください。

* 教育職員（養護教諭2種）免許状：保健師の免許を受けている者に限り、95ページの表Bに定める科目単位を修得することで、都道府県教育委員会への申請により取得できます。

II 看護師／保健師国家試験受験資格

(1) 最低修得単位数

看護師、保健師国家試験受験資格を得ようとする者は、以下に示す最低必要単位数を修得しなければなりません。

※2012年度生以降

区 分	必修科目	選択必修科目	合 計
看護の本質を追及し看護を創造する能力を育成する [区分1]	8	—	8単位
異文化を理解し人によりそう看護を実践できる [区分2]	75	2	77単位
看護に関わる倫理を培い倫理・道徳的態度を養う [区分3]	3	2	5単位
多彩な学問分野に触れ知性と感性を育成する [区分4]	16	12	28単位
知的好奇心を持ち看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する [区分5]	6	—	6単位
合 計	108単位	16単位	124単位

※2009～2011年度生

区 分	必修科目	選択必修科目	合 計
看護の本質を追及し看護を創造する能力を育成する [区分1]	8	—	8単位
異文化を理解し人によりそう看護を実践できる [区分2]	75	2	77単位
看護に関わる倫理を培い倫理・道徳的態度を養う [区分3]	3	2	5単位
多彩な学問分野に触れ知性と感性を育成する [区分4]	14	14	28単位
知的好奇心を持ち看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する [区分5]	6	—	6単位
合 計	106単位	18単位	124単位

(2) 履修にあたっての注意事項

科目を履修するにあたり、一定の条件があります。その科目の履修条件を必ず確認して、履修登録を行なってください。

(3) 保健師の免許について

保健師の免許を受けるためには、保健師国家試験だけでなく看護師国家試験に合格しなければなりません。

Ⅲ 助産師国家試験受験資格（選択履修）

（1）最低修得単位数

助産師国家試験受験資格を得ようとする者は、次の表に示す科目全ての単位を修得しなければなりません。

※2012年度生以降

科目名	単位数	履修回生	
助産診断学	4	3回生	計18単位
助産技術学	4	4回生	
看護管理学ⅡB	2	4回生	
助産学実習	8	4回生	

※2009～2011年度生

科目名	単位数	履修回生	
助産診断学	2	3回生	計11単位
助産技術学	2	4回生	
看護管理学Ⅱ	2	4回生	
助産学実習	5	4回生	

（2）助産師関係科目の履修方法

具体的な履修方法については、3回生でガイダンスを行ないます。掲示板等で、確認をしてください。

（3）必要な費用

1）助産師関係科目履修費

助産師国家試験受験資格のための科目履修は選択履修ですので、所定の『助産師関係科目履修費』を別途納入しなければなりません。ただし、助産学実習履修者に限ります。助産学実習履修者は、4回生後期学費納入時に『助産師関係科目履修費（150,000円を予定）』をあわせて納入してください。

2）実習に伴う宿泊および交通費

別途実費が必要になります。

（4）「助産学実習」履修の条件

1）保健師助産師看護師法第3条により、女子のみの選択とします。

2）「総合看護学実習」、「看護研究演習Ⅱ」については、選択領域に条件があります。

3）「助産診断学」、「助産技術学」、「看護管理学ⅡB（※2009～2011年度生は「看護管理学Ⅱ」）」の全ての単位修得が条件となります。

（5）「助産学実習」の履修者数について

助産学実習では、学生1人につき10例の分娩介助体験が、法律で決められています。対象となる産婦の

数が限られることから、履修者数は、おおよそ学科定員の1割程度です。

(6) 助産師の免許について

助産師の免許を受けるためには、助産師国家試験だけでなく看護師国家試験に合格しなければなりません。

IV 教育職員(養護教諭1種)免許状課程(選択履修)

養護教諭免許状は、教育職員免許法に基づいて授与される教育職員免許状の1つです。養護教諭免許状には、1種免許と2種免許があり、1種免許については、教育職員免許法に定められた教育課程を修得する必要があります。以下に養護教諭1種免許状課程の履修について説明します。

なお、2種免許については、保健師の免許を受けている者に限り、表Bに定める科目単位を修得することで、都道府県教育委員会への申請により取得できます。

1 最低修得単位数

養護教諭1種免許状を取得するには、基礎資格を有し、表Aおよび表Bのとおり最低必要単位数を修得しなければなりません。

表A 教育職員(養護教諭1種)免許状課程 法定単位数の内訳

免許状の種類	基礎資格	科目ごとの最低取得単位数			合計単位数
		教職に関する科目	養護に関する科目	養護又は教職に関する科目	
養護教諭1種免許状	学士の学位を有すること	21	28	7	56

表B 施行規則第66条の6に定める科目

↓教職上の必修・選択

施行規則による科目名	法定単位	本学開設科目名	必/選	単位	注記
日本国憲法	2	日本国憲法	必修	2	①
体育	2	体育理論	必修	2	②
外国語コミュニケーション	2	英語 I A	必修	1	③
		英語 I B	必修	1	③
情報機器の操作	2	情報科学 I	必修	1	
		情報科学 II	必修	1	
合計				8単位	

※①②は、要卒上は、2012年度生は教養群科目
2009～2011年度生は自由学修領域科目
※③は、2009年度生は英語 I (2単位) 1科目

- 1) 「教職に関する科目」「施行規則第66条の6に定める科目」は、教育職員免許状取得希望者は、全員履修しなければなりません。(表B、99ページ表C参照)
- 2) 「養護に関する科目」は、施行規則により履修科目が、定められています。(100ページ表D参照)
- 3) 「養護又は教職に関する科目」は、「教職に関する科目」「養護に関する科目」および「養護又は教職に関する科目」の3分野から合計で7単位を修得しなければなりません。(100ページ表E参照)

2 教育職員(養護教諭1種)免許状課程の履修方法

養護教諭1種免許状課程を履修しようとするものは、1回生から4回生まで、様々な手続きやガイダンスへの出席が必要です。諸手続を行わない場合は、履修意志がないものと見なし、教職関係科目の履修ができなくなりますので注意してください。

1) 各科目の登録について

受講登録の際に、各自が必要な科目を登録してください。科目によっては、事前登録等の履修条件が付されている場合がありますので、シラバスや掲示等で事前に確認する必要があります。

2) 教育職員（養護教諭1種）免許状課程履修の辞退について

養護教諭1種免許状課程の履修を辞退または変更する場合は、学務第2課で「教職課程履修辞退・免許種変更届」を提出しなければなりません。

3) 教職課程スケジュール「教員免許状を取得するまで」

● 1回生

- 4月 教職課程について説明を良く聞き、履修するかどうか考えます。
 教職課程の履修を決意したら、教職課程のカリキュラム表で1回生担当科目を確かめ、受講登録し学習を開始します。

登録した教職課程科目を受講しながら、①教師にむいているか。②本当に教師になりたいのか。③教員採用試験の採用環境はどうか。④最後までがんばれるか。等、教職課程の履修を続けるかどうか考えます。

- 6月 教職課程履修希望票を学務第2課に提出してください。
 登録者にはメーリングリストなどで有用な情報を提供します。
- 11月 次年度の受講登録に向けた資格ガイダンスの日程を掲示板で確認します。
- 12月 必要に応じ、教職課程ガイダンスを行います。教職課程の履修を続ける場合出席し、教職課程の履修について詳しい説明を聞きます。
- 3月 教職課程のカリキュラム表で、2回生までの担当科目を確かめ、登録をします。2回生以上に担当された教職課程関係科目は教職課程履修希望票を学務第2課に提出していないと受講登録できません。

● 2回生

- 8月～ 養護実習の受入状況は年々変更されています。出身校の養護実習の受入状況について情報収集を行います。出身校の担任の先生や懇意な先生等を通じて情報を収集するとよいでしょう。
- 3月 各自確認します。
 教職課程のカリキュラム表で、3回生までの担当科目を確かめ、3回生終了までに修得しなければならない科目をもれなく登録します。

● 3回生

- 4月 養護実習の事前指導が始まります。
 2年間継続して履修することが必要な科目です。
 養護実習に必要な手続きも授業の中で行います。
 授業日程は、掲示で通知します。
- 4回生で行う「養護実習」の依頼を、出身校に対し各自行います。
 依頼に必要な書類を配布し、依頼の要領について説明します。

5月～	養護実習内諾依頼	内諾依頼先の手続きスケジュールに従い、養護実習の依頼の訪問をします。依頼の時期は事前に依頼先（実習校）に確認します。
7月	前期養護実習反省会	4回生の養護実習報告に学びます。 養護実習（3回生卒）の受講生は、必ず出席が必要です。 養護実習の内諾依頼の状況を中間報告書として提出します。
9月	養護実習予定校 報告書提出	内諾依頼の結果に基づき予定校の報告書を提出します。
11月	「養護実習内諾書」の確認	大学へ到着した内諾書の情報を通知します。 情報に相違があれば学務第2課へ連絡します。
12月	後期養護実習反省会	養護実習（3回生卒）の受講生は、必ず出席が必要です。
1月	「養護実習内諾書」の 最終締切	実習予定校からの内諾書の提出を締切ります。
3月	成績確認	

- ① 3回生終了時の累計G.P.A.が基準（2.3）以上あるか、3回生終了時までに修得しなければならない科目が全て合格しているかを、カリキュラム表に基づいて再度確認します。
- ② 累計G.P.A.が基準を下回る場合や3回生終了時までに修得しなければならない科目が未修得の場合は、4回生配当の「養護実習（4回生卒）」および「教職実践演習（※2010・2011年度生のみ対象）」は登録できません。したがって、在学中に教員免許の申請資格を得ることはできません。
- ③ 受講資格基準をクリアできない場合は、大学は、4月上旬に内諾を得ている実習校に対し、養護実習の辞退手続きを行います。なお、該当者は学務第2課で相談のうえ、内諾校に対し、辞退の連絡を必ず行ってください。

受講登録	養護実習（4回生卒）の登録許可者は掲示にて通知します。 登録許可者であることを確認し、漏れのないように登録します。
------	--

● 4回生

4月	養護実習事前ガイダンス	実習校との事前の打合せに必要な書類を渡します。
	養護実習費用等の納付	養護実習の費用等については、上記事前ガイダンスで指示します。
	教員採用試験の準備	各都道府県の教育委員会で、採用試験の日程が公表され、願書の交付が始まります。教育委員会のHPや受験雑誌等で、日程の確認をし、願書請求を行います。
5月～	養護実習	実習終了後は、2週間以内に、「実習簿」「レポート」「アンケート」等を学務第2課に提出します。
7月	教員採用試験受験	受験後1カ月以内に受験報告書を学務第2課に提出します。
	前期養護実習反省会	養護実習（4回生卒）受講者は必ず出席が必要です。
11月	教育職員免許状授与 申請ガイダンス	① 京都府教育委員会へ提出する「教育職員免許状授与申請書」を配布し説明を行います。 ② 「教育職員免許状授与申請書」を提出しない場合は、単位を取得しても免許状は交付されません。

- | | | |
|--|--------------------|-------------------|
| | 教育職員免許状申請
手数料納入 | 上記説明会時に納入の指示をします。 |
|--|--------------------|-------------------|
- 12月 **後期養護実習反省会** 養護実習（4回生枠）受講者は必ず出席が必要です。
養護実習事後指導をします。
- 3月 **卒業確認・成績確認** ①卒業が確定し、免許状に必要な要件が全て満たされているか確認します。
②卒業不可や未修得の科目があれば、教育職員免許状の申請を取り下げます。
- | | | |
|--|-----------|---|
| | 教育職員免許状交付 | 卒業式前日の「卒業生各種資格証等交付日」に交付されます。
免許状を受けとり、大学に対して受領書を提出します。 |
|--|-----------|---|
- 4) 各種連絡について
教職課程に関する日程等連絡事項は、資格関係掲示板で通知します。常に掲示板には注意を払うようにしてください。
- 5) 必要経費
養護実習に際して、京都地区大学教職課程協議会で統一設定している実習委託費（現行：18,000円；詳細は実習時に通知します）や保険料などが、別途必要になります。また、免許状申請時には所定の手続きおよび申請料、手数料等の納入が必要です。養護実習前や、免許状申請時などに納入についての詳細を連絡します。掲示板に注意してください。

3 「養護実習」履修の注意事項

- 以下に掲げる教職に関する科目の必修科目（「教職実践演習」と「養護実習」以外）を履修済みであることが必要です。
「教職入門」「教育原論」「教育心理学」「教育制度論」「教育課程研究」「道徳教育の理論と方法」「特別活動論」「教育方法の研究」「生徒指導論」「教育相談」を修得済みであること。
- 3回生修了時の累計G.P.A.（Grade Point Average）が2.3以上であること。
- 教職課程ガイダンス出席者であること。
- 看護学部生は、「介護等体験」は不要です。

表C 教職に関する科目

※2010～2012年度生

↓教職上の必修・選択

施行規則に定める科目区分			本学基準			
科目	法定単位	科目名	必/選	単位	回生	注記
教職の意義に関する科目	2	教職入門	必修	2	1-3	③
教育の基礎理論に関する科目	4	教育原論	必修	2	1-3	④
		教育心理学	必修	2	1-3	⑤
		教育制度論	必修	2	2-3	⑥
教育課程及び指導法に関する科目	4	教育課程研究	必修	2	2-3	⑦
		道德教育の理論と方法	必修	2	1-3	⑧
		特別活動論	必修	2	2-3	⑨
		教育方法の研究	必修	2	2-3	⑩
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	生徒指導論	必修	2	3	⑪
		教育相談	必修	2	2-3	⑫
養護実習	5	養護実習（事前・事後指導を含む）	必修	5	3.4継続履修とする	⑬
教職実践演習	2	教職実践演習	必修	2	4	⑭
合計			27単位			

※⑧は、要卒上は、選択必修科目

※③～⑦、⑨～⑭までは、要卒上は、自由科目（要卒外科目）

表C 教職に関する科目

※2009年度生

↓教職上の必修・選択

施行規則に定める科目区分			本学基準			
科目	法定単位	科目名	必/選	単位	回生	注記
教職の意義に関する科目	2	教職入門	必修	2	1-3	③
教育の基礎理論に関する科目	4	教育原論	必修	2	1-3	④
		教育心理学	必修	2	1-3	⑤
		教育制度論	必修	2	2-3	⑥
教育課程及び指導法に関する科目	4	教育課程研究	必修	2	2-3	⑦
		道德教育の理論と方法	必修	2	1-3	⑧
		特別活動論	必修	2	2-3	⑨
		教育方法の研究	必修	2	2-3	⑩
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	4	生徒指導論	必修	2	3	⑪
		教育相談	必修	2	2-3	⑫
総合演習	2	教職総合演習	必修	2	3-4	⑬
養護実習	5	養護実習（事前・事後指導を含む）	必修	5	3.4継続履修とする	⑭
合計			27単位			

※⑧は、要卒上は、選択必修科目

※③～⑦、⑨～⑭までは、要卒上は、自由科目（要卒外科目）

表D 養護に関する科目

教職上の必修・選択↓

施行規則に定める科目区分	法定 単位	本学 基準	本学における授業科目	単位	必/選	回生	注記
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む)	4	6	ヘルスプロモーション	2	必修	1	
			ヘルスケアシステムⅠ	2	必修	2	
			ヘルスケアシステムⅡ	2	必修	2	
学校保健	2	2	学校保健	2	必修	2	⑮
養護概説	2	2	養護概説	2	必修	2	⑯
健康相談活動の理論及び方法	2	3	ヘルスプロモーション演習	1	必修	1	
			プライマリケア論	2	必修	1	
栄養学(食品学を含む)	2	3	フィジカルアセスメントⅡ-1	2	必修	1	⑰
			フィジカルアセスメント演習Ⅱ	1	必修	1	
解剖学及び生理学	2	3	フィジカルアセスメントⅠ-1	2	必修	1	⑱
			フィジカルアセスメント演習Ⅰ	1	必修	1	
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	4	フィジカルアセスメントⅠ-2	2	必修	1	⑲
			フィジカルアセスメントⅡ-2	2	必修	1	⑳
精神保健	2	2	精神保健	2	必修	2	㉑
看護学 (臨床実習及び救急処置を含む)	10	25	看護学原論Ⅰ	2	必修	1	
			災害看護学Ⅰ	1	必修	1	
			プライマリケア実習Ⅰ	2	必修	2	
			実践看護学Ⅰ	4	必修	2	
			実践看護学Ⅱ	4	必修	2	
			実践看護学Ⅲ-1	4	必修	3	
			実践看護学Ⅲ-2	4	必修	3	
			実践看護学実習Ⅲ-1	2	必修	3	
実践看護学実習Ⅲ-3	2	必修	3				
計	28		計	50	単位		

※⑰・⑳ フィジカルアセスメントⅡ(4単位)読替

※⑱・⑲ フィジカルアセスメントⅠ(4単位)読替

※⑮⑯㉑ 要卒上は、2012年度生以降は自由科目(要卒外)、2009～2011年度生は自由学修領域科目

表E 養護又は教職に関する科目

※2012年度生以降

教職上の必修・選択↓

施行規則に定める科目区分	単位	本学 基準	本学における授業科目	単位	必/選	回生	注記
養護又は教職に関する科目	7(注)		福祉とボランティア	2	選択	1	㉒
			人権と教育	2	選択	2	㉓

※㉒・㉓ 要卒上は、教養科目群

※2009～2011年度生

教職上の必修・選択↓

施行規則に定める科目区分	単位	本学 基準	本学における授業科目	単位	必/選	回生	注記
養護又は教職に関する科目	7(注)		福祉とボランティア	2	選択	1	㉒
			同和教育	2	選択	2	㉓

※㉒・㉓ 要卒上は、自由学修領域科目

注)：「養護又は教職に関する科目」は、「(表C) 教職に関する科目」と「(表D) 養護に関する科目」の修得単位数の内、法定単位数を超えて修得した単位数と「養護又は教職に関する科目」から修得した単位数の合計で、7単位以上が最低必要となります。

*表Cと表Dの必修と選択科目を修得することで、表Eに必要な単位数となります。

科目解説 (カタログ)

看護の本質を追究し、看護を創造する能力を育成する [区分1]

看護学原論Ⅰ

実践としての看護学をその成り立ちと本質、人々の健康と取り組みへの支援、社会的観点から理解し、学問的探求の方法論についての基礎を得る。

看護学原論Ⅱ

卒業を控え、4年間の学習の振り返り、看護の専門性と機能・役割を再考する。看護専門職としての社会における役割を認識し、社会に出た後も自ら発展できる能力を養う素地を培う。そのために、看護を取り巻く社会や政策、自己の研鑽の必要性を確認し、また、看護の対象である人々の声に耳を傾け、看護職者に求められる使命を追究する。

総合看護学実習

保健医療福祉チームの一員として、様々な健康課題をもつ人々に対して、根拠に基づくヒューマンケアを実践し、看護専門職者としての専門的能力を向上させるために必要な、基礎的な能力を養う。

看護研究演習Ⅰ

看護研究に必要な基本的知識を理解する。

看護研究演習Ⅱ

これまでの学びを通して、自分自身が興味を持ったテーマにおいて看護研究を実施し、看護研究の方法を学ぶ。

異文化を理解し、人によりそう看護を実践できる能力を育成する [区分2]

[人によりそう看護を支える教育・管理を理解する]

看護管理学Ⅰ

看護管理の基礎概念と患者中心志向の医療における看護サービスのマネジメントを学ぶ。

看護管理学ⅡA

- 1.看護管理に必要な理論的知識体系と技術、それらのマネジメントへの適用について理解する。
- 2.看護管理実践の場、対象と範囲を理解する。
- 3.多様な看護の場における看護管理の実際を理解する。
- 4.トップマネジメントにおける経営参画者としての看護職の役割について理解する。

看護管理学ⅡB

社会の変革と母子保健の動向を踏まえ、施設および地域社会において提供される助産の質と安全性を保証するための管理方法と改善の取り組みについて学び、ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力を養う。

看護教育学Ⅰ

看護教育の歴史、看護の教育的機能、授業の構造化や教授学習過程について学ぶ。また、集団を対象とした教育方法や集団力学を学ぶ。

看護教育学Ⅱ

看護教育学Ⅰを踏まえ、看護の専門職としての展望、看護継続教育等のキャリア開発について学ぶ。

[人によりそう看護の応用を理解する]

災害看護学Ⅰ

災害看護に関する基本的知識を学び、災害サイクル各期のさまざまな看護の場における看護活動についてライフサイクルを踏まえて理解する。また、救命救急活動における基本的技術を習得する。

災害看護学Ⅱ

災害看護学Ⅰを踏まえ、災害看護に関する実践方法論を学び、さまざまな看護の対象とその家族、多様な看護の場における防災訓練の企画・実施・評価を通して災害時における看護の役割を考察する。授業は演習形式で実施する。さまざまな看護の場においてライフサイクル各期の対象に防災訓練を企画・実施し、評価を行う。

国際看護学Ⅰ

国際看護の概念を理解し、多文化共生社会における看護の役割について考える。

国際看護学Ⅱ

- 1) 研修をとおして国際看護・国際保健および国際協力の実際を知り、その重要性について理解することができる。
- 2) 国際看護学Ⅱの講義・研修全体をふまえて、多文化共生社会における看護師の役割について自分の意見を述べることができる。

[人によりそう看護の展開を理解する]

実践看護学Ⅰ (ライフサイクルに応じた看護)

既習の学習を踏まえ、発達段階や人間の基本的ニーズと関連させながら、さまざまな看護の対象とその家族、多様な看護の場における健康レベルに応じた看護過程を病態・治療の理解を含めて学ぶ。

実践看護学Ⅱ (健康レベルに応じた看護)

実践看護学Ⅰを踏まえ、さまざまな看護の対象と家族、多様な看護の場における健康レベルに応じた看護過程を病態・治療の理解を含めて学ぶ。

実践看護学Ⅲ-1 (健康課題の理解)

さまざまな健康課題をもつ対象とその家族、多様な看護の場における、人によりそう看護に必要な病態・治療についてライフサイクルを踏まえて理解する。

実践看護学Ⅲ-2 (健康課題に応じた看護)

実践看護学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ-1を踏まえ、さまざまな健康課題をもつ対象とその家族、多様な看護の場における、人によりそう看護を理解する。同時に、看護活動の場の多様性を認識し、看護の専門性を考察する。

実践看護学演習Ⅰ (ライフサイクルに応じた看護方法)

実践看護学Ⅰと対応しながら、さまざまな看護の対象とその家族、多様な看護の場における発達段階や人間の基本的ニーズに応じた必要な看護技術とその適応方法を学ぶ。

実践看護学演習Ⅱ (健康レベルに応じた看護方法)

実践看護学Ⅱと対応しながら、さまざまな看護の対象とその家族、多様な看護の場における健康レベルに応じた必要な看護技術とその適用方法についてライフサイクルを踏まえて学ぶ。

実践看護学演習Ⅲ (健康課題に応じた看護方法)

実践看護学Ⅲ-2と対応しながら、さまざまな看護の対象とその家族、多様な看護の場において必要な看護技術とその適

用方法についてライフサイクルを踏まえて学ぶ。

実践看護学実習Ⅰ（日常生活援助実習）

実践看護学Ⅰ・実践看護学演習Ⅰでの学習を踏まえ、高齢者施設をフィールドとして、主として日常生活援助を実施し、発達段階や人間の基本的ニーズ、健康レベルに応じた看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ。また、実習での体験を通して、自らの看護観を養う。

実践看護学実習Ⅱ（看護過程実習）

実践看護学Ⅰ・実践看護学演習Ⅰ・実践看護学Ⅱ・実践看護学演習Ⅱ・実践看護学実習Ⅰを踏まえ、医療施設をフィールドとして、看護過程を展開し、看護の理論と実践を統合する能力を養う。

実践看護学実習Ⅲ

「実践看護学Ⅰ～Ⅲ-1・2、実践看護学演習Ⅰ～Ⅲ、実践看護学実習Ⅰ～Ⅱを踏まえ、さまざまな健康課題をもつ対象とその家族への、人によりそう看護の理解を深める。チームの一員として看護実践活動を行い、看護の専門性を考察し、他職種との協働の重要性を学ぶ。」

実践看護学実習Ⅲ-1（クリティカルケア実習）

- 1) 急激な健康破綻と回復過程にある対象とその家族に対する看護の理解を深め、問題解決能力を培う。
- 2) 急激な健康破綻と回復過程にある対象とその家族への看護実践場面の体験を通して、看護の専門性を考察し、多職種との協働の重要性を学ぶ。

実践看護学実習Ⅲ-2（長期療養看護実習）

- 1) 既習の知識を活用し、慢性疾患及び慢性的な健康課題を有する対象とその家族、および終末期にある対象とその家族の看護を実践する能力を培う。
- 2) 慢性疾患及び慢性的な健康課題を有する対象とその家族、および終末期にある対象とその家族への看護の実践を通して、看護専門職の専門性について考察する能力を培う。

実践看護学実習Ⅲ-3（子ども看護実習）

健康上の課題をもつ小児とその家族に対し、発達段階や健康課題が及ぼす影響を考えながら、個別性に合った看護が実践できる能力を養う。

実践看護学実習Ⅲ-4（こころの看護実習）

精神に障害をもつ対象者とかかわりを通して、個人及びその家族への理解を深める。さらに、生活や対人関係に困難を抱えていることを理解し、自らをケアの道具として最大限に活かし、対象者とかかわるための基礎的実践能力を養う。

実践看護学実習Ⅲ-5（周産期看護実習）

ライフサイクルにおける周産期（妊娠、分娩、産褥（新生児）各期）にある母児の看護実践を通じて、生涯発達の視点から周産期にある母児とその家族の健康の保持増進、疾病予防のために必要な看護援助について学び、対象の個別的ニーズに応じた看護を実践する基礎的な能力を養う。

高度実践看護論

実践看護学Ⅰ～Ⅲ-1・2、実践看護学演習Ⅰ～Ⅲ、実践看護学実習Ⅰ～Ⅲ-1～5を踏まえ、現在臨地で行われている最新の看護について学ぶ。

助産技術学

周産期の母児と家族の健康の保持増進と異常の早期発見と予防を目指して、妊娠・分娩・産褥の経過に沿った母児の健康問題と家族の課題に関するニーズを満たす助産技術を学び、各期のマタニティケアを根拠に基づいて計画的に実践する基礎的能力を養う。

助産学実習

母子看護活動における助産師の役割ならびに社会的責任を理解し、看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護しながら、個人ならびにその家族個々の健康レベルに応じた保健指導および助産を実践できる能力を養う。

【対象と環境の相互作用を理解する】

ヘルスプロモーション

健康の概念およびヘルスプロモーションの概念を学び、ライフサイクル各期において、対象の尊厳と権利を擁護されることを前提とし、人々が自らの健康をコントロールし、改善する過程を支援する看護方法を学ぶ。

ヘルスプロモーション演習

前期に実施したヘルスプロモーションの学びを踏まえ、地域に暮らす健康レベルの高い人々を対象に、地域特性と人々のニーズを理解した上で、適切な健康増進活動を計画実施し、評価する。

プライマリケア論

プライマリケアの基本概念である、人々を取り巻く環境とあらゆる健康や疾病に対する総合的・継続的・全人的に対応する地域の政策と機能について学ぶ。ライフサイクル論やヘルスプロモーションを踏まえ、ライフサイクル各期における様々な健康レベルにある人と政策や施策等との関連および看護活動を理解する。

プライマリケア実習Ⅰ

看護の対象となる人々が生活している地域・産業・学校の場をとおり、それぞれがおかれている環境を理解したうえで、健康課題を査定し、根拠に基づいた看護援助を実践する基礎的な能力を養う。

プライマリケア実習Ⅱ

生活の営みの中で人々の健康生活を支えるための看護活動（プライマリファミリーの訪問活動、保健所、保健センター、訪問看護ステーション、地域包括支援センターにおける看護活動）を体験することにより、地域の健康政策機関の機能・役割について理解するとともに、看護職の役割と関係職種の役割・連携について学ぶ。

プライマリケア実習Ⅲ

人々を取り巻く環境とあらゆる健康や疾病に対して総合的・継続的・全人的に対応する地域の政策と機能について理解し、健康に関する社会問題を解決するための政策形成過程を学ぶ。

ヘルスケアシステムⅠ

ヘルスプロモーション、ヘルスプロモーション演習、プライマリケア論、プライマリケア実習Ⅰを踏まえ、人々を取り巻くヘルスケアシステムとその基盤となる保健医療福祉の関連法規および財政の理解、施策等行政組織について、看護の視点からライフサイクル各期の特徴を踏まえて理解する。

ヘルスケアシステムⅡ

ヘルスケアシステムⅠを踏まえ、地域特性に対応した健康環境づくりの過程を理解するとともに、地方行政における人的管理・人材確保など公衆衛生看護管理について学ぶ。また統計学基礎論、情報科学を踏まえ、地域の特性や社会資源に関する資料・健康指標を活用して、地域の健康課題を解決する過程を学ぶ。

ヘルスケアシステムⅢ

ヘルスケアシステムⅠ、ヘルスケアシステムⅡを踏まえ、社会の変化に応じて展開される先駆的保健活動の実際を学ぶ。また、社会の変化と健康への影響について、具体例を用いて学び、顕在的・潜在的な健康課題を解決する看護の専門性について学ぶ。

【対象を理解する】

ライフサイクル論

人のライフサイクルと発達について学び、それぞれのライフサイクルにおける生活のあり方や健康課題の特徴を学び看護の対象となる人々を理解するための基礎的な能力を養う。

ライフサイクル論実習

地域で生活するさまざまな発達段階の人と関わり、人の成長発達・健康・生活・環境の視点から対象を理解し、その健康課題を査定するために必要な基礎的能力を養う。

フィジカルアセスメント I

解剖学、微生物学の基礎医学を系統的に学び、身体の状態をアセスメントするための基礎的知識を修得する。

フィジカルアセスメント II

看護に必要な生理学、薬理学、病理学、栄養学等を系統的に学び、身体の状態をアセスメントするための基礎的知識を修得する。

フィジカルアセスメント演習 I

フィジカルアセスメント I で学んだ身体の機能と構造の知識に基づいて、身体の状態を理解し、健康状態を把握するための基本的技術を獲得する。

フィジカルアセスメント演習 II

フィジカルアセスメント I で学んだ身体の機能と構造の知識に基づいて、身体の状態を理解し、健康状態を把握するための基本的技術を獲得する。

助産診断学

周産期の母児と家族の健康の保持増進と異常の早期発見と予防を目指して、妊娠・分娩・産褥の経過に沿った母児の健康問題と家族の課題に関する助産診断の視点と方法を学び、各期のマタニティケアを根拠に基づいて計画的に実践する基礎的能力を養う。

異文化コミュニケーション論

多文化共生社会における異文化理解と看護の異文化コミュニケーション技術を養う。

家族看護学

家族看護に関する理論的知識体系を学び、ライフサイクルに沿って個人と家族の生活とその関連を把握し、家族の持つ健康課題に取り組む看護の役割を考える。

看護に関わる倫理を培い、倫理・道徳的態度を養う [区分3]

看護倫理 I

看護は社会制度・政策の枠内で、さらには実践現場の様々な制約のなかで提供されるものでもあるため、看護者が対象者の「求めに応じる」のは、思いの外難しく、看護者に期待される対象者の権利擁護の役割を果たしていくには、明確な倫理観が求められる。看護者の第三者的立場ではなく、当事者性（つまり、責任感）の獲得を目指す。

看護倫理 II

看護倫理 I を踏まえ、さまざまな看護の対象とその家族、多様な看護の場における倫理的課題について考察する。

生命・医療倫理

医療人としての生命観、倫理観を養う。

哲学概論

哲学はさまざまな学問の基礎だと言われている。それは、例えば数学が数を扱い、生物学が生命現象を扱うのに対して、哲学の対象が思考そのものにあるからである。哲学は言わば、物事を根本的に突き詰めて考えようとする一つの態度・スタイルを意味している。本講義の目的は、問題に取り組む際の態度としての哲学的な思考のスタイルを身につけてもらうことにある。講義のなかでは、さまざまな哲学者の思考の筋道をたどることを通して、実際に哲学することの意義を学ぶ。

倫理学概論

人と人がともに・よく生きるとはどういうことか。そして、

ともによく生きるために私たちはどのように行動するべきか。こうしたシンプルな問いを基本的なところから考えるのが倫理学である。本講義は、この問いとそこから生ずる諸問題に対するさまざまな解答を吟味することを通して、日々の生活で私たちが直面する具体的な問題から「社会のあり方」に至るまで、倫理的な問題の広さと深さを知り、倫理的な発想を身につけてもらうことを目的とする。

道徳教育の理論と方法

道徳についての一定の理解にもとづいて、学校教育においてどのような道徳教育が可能かを具体的・実践的に考えていく。

多彩な学問分野に触れ、知性と感性を育成する

[区分4]

英語 I A

基本的な英文の読解・表現の演習を通して、英語理解のための基礎的な知識（基本文型的分析や文法的知識・基本単語・成句など）を整理し、英語の表現方法と日本語の表現方法の違いを考えた上で、実用的に使える英語力を身につけ、英語運用能力のうち、特にリーディングとライティングの技能を発展させていく。

英語 I B

平易な英語のリスニング・スピーキング・プレゼンテーションの演習を通して、英語理解のための基礎的な知識（基本文型的分析や文法的知識・基本単語・成句など）を整理し、英語の表現方法と日本語の表現方法の違いを考えた上で、実用的に使える英語力を身につけ、英語運用能力のうち、特にリスニングとスピーキングの技能を発展させていく。

英語 II A

スキミング、スキヤニング、主題の把握、推論など、効果的に英文を読むために欠かせないリーディングスキルの修得をめざす。また、必要なリーディングスキルを用いて、さまざまなトピックについての読み物を読み、演習問題などを通して、それらトピックに対する自分の意見を表現できるライティング能力を向上させることをめざす。

英語 II B

効果的に英語を聞きとるために欠かせないさまざまなリスニングスキルの修得をめざす。それらのリスニングスキルを用いて、さまざまなジャンルのリスニング教材を聴き、演習問題などを通して、それらトピックに対する自分の意見をプレゼンテーションできる能力を向上させることをめざす。

英語 III A

TOEICに出題される英文を題材にして、さまざまなトレーニング形式のアクティビティを行い、TOEICの問題を中心とした演習を進めながら英語運用能力を身につける。特に、リーディング面の英語運用能力の向上をめざして、語彙力の強化にも重点を置いた授業を展開する。

英語 III B

TOEICに出題される英文を題材にして、通訳・リピーティング・ディクテーションなどのさまざまなトレーニング形式のアクティビティを行い、TOEICの出題形式の演習問題を行いながら英語運用能力を身につける。特に、リスニング面に重点を置いて、さまざまなジャンルの英語の聞き取り能力の向上をめざす。

英語 IV A

日常的な話題について質問・応答ができる表現力、基本的な文法・語彙を使って文章が書ける作文力の修得のため、TOEICに出題される英文を題材にして、音読・通訳・リピーティング・ディクテーションなどのさまざまなトレーニング形式のアクティビティを行っていく。

英語 IV B

さまざまなトピックについて英語でプレゼンテーションがで

きる表現力の修得のため、さまざまなトレーニング形式のアクティビティを行っていく。さらに、プレゼンテーションに対して、適切なコメントや質問をする能力も身につくようにしたい。

情報科学Ⅰ

現代の情報化社会に必須であるコンピュータやネットワークに関する基礎的知識の理解と、文書作成、表計算、プレゼンテーションのソフトウェアを活用する技能を習得する。さらに、保健統計学、疫学で用いる情報処理の基礎を学ぶ。

情報科学Ⅱ

社会全般の情報化が進み、道具であるパソコンがより便利に使いやすく進歩していく中で、使い手である我々には、それらに関する知識だけでなく、情報そのものを使いこなすことが求められている。

本講義では、社会で求められている情報活用の基礎力を体系化し、どうやって効果的に情報を活用するかを学習する。これらの情報活用力をもとに、地域保健・看護活動に役立つ保健統計調査の知識と方法を学習する。

論理的思考

批判的思考の基礎と理論を学び、論理的・批判的に考えるスキルを身につける。論理的に考えるための前提となる検証などの考え方を学び、思考を洗練し、創造的に思考するトレーニングを行う。

統計学基礎論

統計学の問題と方法を理解し、看護、地域保健に役立つ基礎的な知識を修得する。

教養入門

初めて大学での教養教育を学ぶ学生を対象として、教養とは何か、教養教育の意義、本学における教養教育の特徴などを講じ、受講生の動機づけとマッピングを行う。

知的好奇心を持ち、看護学を主体的に学ぶ基礎的能力を育成する [区分5]

キャリア開発演習Ⅰ（看護）

大学で学ぶ姿勢、社会人としての姿勢を学ぶ。

キャリア開発演習Ⅱ（看護）

主体的な学習態度を身につけ、社会人としての道徳観や姿勢を学ぶ。

－自らの健康と生活を手掛かりに関心のある情報を正しく入手出来る能力を身につける－

キャリア開発演習Ⅲ（看護）

文献の活用方法、論理的思考、プレゼンテーション方法を身につける。

キャリア開発演習Ⅳ（看護）

文献活用能力、論理的思考、論理的文章作成能力、プレゼンテーション能力を身につける。

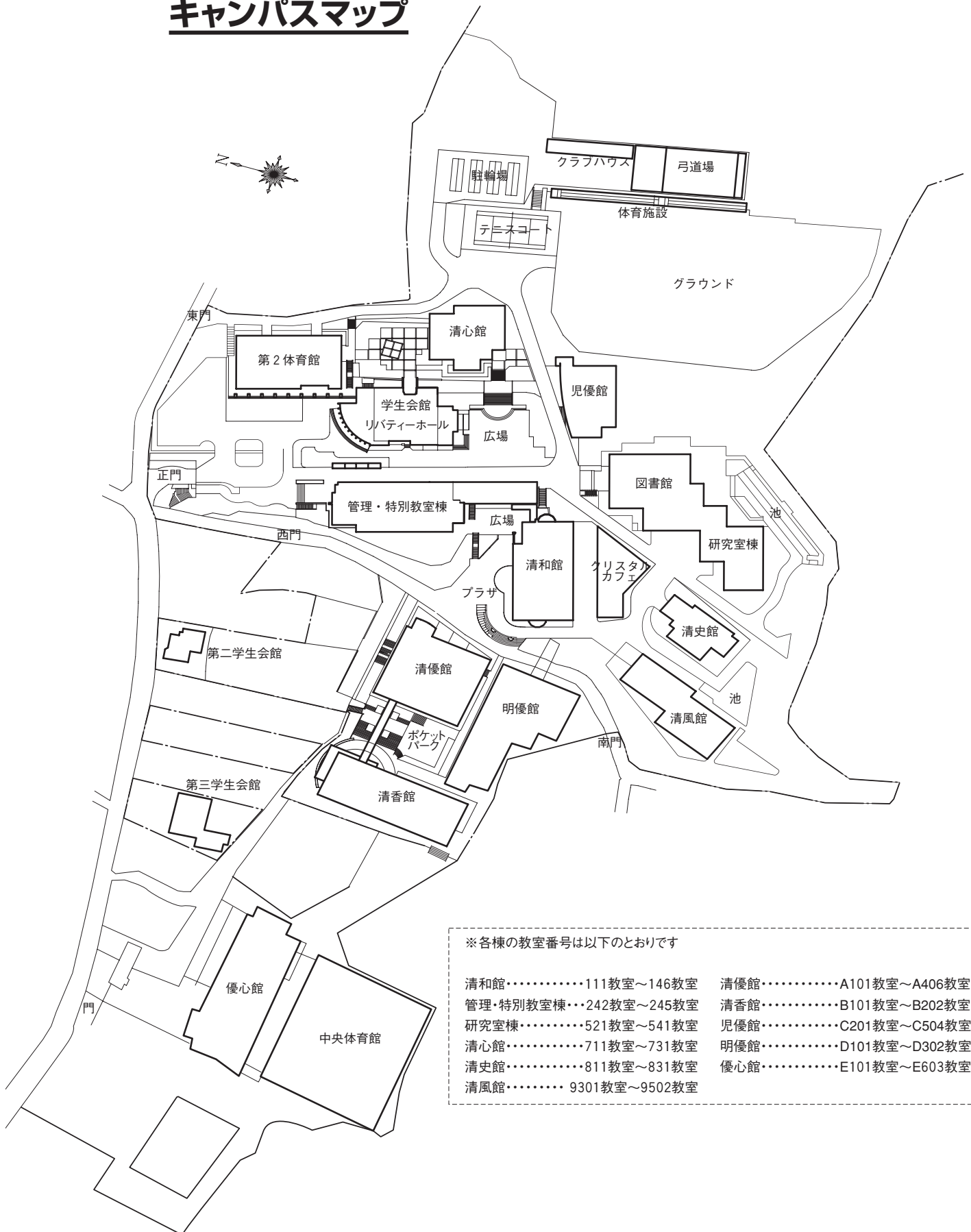
キャリア開発演習Ⅴ（看護）

2年生までの学びを踏まえて、実践看護学実習に向けて事例検討を行い、自らの課題を明確化する。

キャリア開発演習Ⅵ（看護）

これまでの看護基礎教育での学びを振り返り、自らの課題を明確化する。その上で、再度自己のキャリアをデザインし、卒業までのマスタープランを作成・実行する。

キャンパスマップ



※各棟の教室番号は以下のとおりです

清和館……………111教室～146教室	清優館……………A101教室～A406教室
管理・特別教室棟…242教室～245教室	清香館……………B101教室～B202教室
研究室棟……………521教室～541教室	児優館……………C201教室～C504教室
清心館……………711教室～731教室	明優館……………D101教室～D302教室
清史館……………811教室～831教室	優心館……………E101教室～E603教室
清風館……………9301教室～9502教室	

教室一覽

建物	1階	収容数	2階	収容数	3階	収容数
清和館	111教室	58	121教室	58	131教室	98
	112教室	58	122教室	58	132教室	98
	113教室	58	123教室	58	133教室	58
	114教室	107	124教室	107	134教室	108
	115教室	60	125教室	60	135教室	169
	116教室	60	126教室	60		
	4階	収容数				
	141教室	58				
	142教室	58				
	143教室	33				
	144教室	33				
	145教室	119				
	146教室	169				
	管理棟・特別教室棟	4階	収容数			
242教室〈書道教室〉		45				
244教室〈書道教室〉		72				
245教室〈書道教室〉		—				
清心館	1階	収容数	2階	収容数	3階	収容数
	711教室〈パソコン教室〉	60	721教室〈PC教室〉	36	731教室〈PC・LL教室〉	40
			722教室〈PC教室〉	36		
			723教室〈PC・LL教室〉	56		
		724教室〈PC教室〉	56			
清史館	1階	収容数	2階	収容数	3階	収容数
	811教室〈実習室〉	48	821教室	204	831教室〈共同研究室D〉	20
	812教室	56	822教室	22		
		823教室	22			
清風館	3階	収容数	4階	収容数	5階	収容数
	9301教室	22	9401教室	36	9501教室	324
	9302教室〈共同研究室1〉	20	9402教室〈共同研究室3〉	10	9502教室〈製図教室〉	40
	9303教室〈共同研究室2〉	20				
清優館	1階	収容数	2階	収容数	3階	収容数
	A102教室〈実験室〉	40	A201教室	165	A301教室〈第1実習室〉	—
	A103教室	24			A302教室〈第2実習室〉	—
	4階	収容数				
	A401教室〈第3実習室〉	—				
	A405教室	24				
A406教室〈ゼミ・会議室〉	36					
清香館	1階	収容数	2階	収容数		
	B101教室	24	B201教室	174		
	B102教室	24	B202教室	292		
	B103教室	24				
	B104教室	24				
	B105教室	24				
	B106教室	24				
	B107教室	24				
	B108教室	24				
	B109教室	24				
	B110教室	24				

建物	2階	収容数	3階	収容数	4階	収容数
児優館	C201教室〈多目的教室〉	100	C301教室〈理科実験室〉	42	C401教室〈調理実習室〉	36
			C302教室〈図工実習室〉	54	C402教室〈音楽実習室〉	60
	5階	収容数				
	C502教室〈臨床教育実践スタジオ〉	40				
明優館	1階	収容数	2階	収容数	3階	収容数
	D101教室	245	D201教室	245	D301教室〈CAD教室〉	46
	D102教室〈実習室〉	—	D202教室	180	D302教室〈製図教室〉	96
			D203教室	180		
図書棟	2階	収容数	3階	収容数	4階	
	524教室〈共同研究室A〉	12	532教室	32	541教室〈共同研究室C〉	
			533教室〈共同研究室B〉			
優心館	1階	収容数	2階	収容数	3階	収容数
	E101教室	110	E201教室	150	E301教室〈運動療法実習室〉	—
			E202教室	150	E302教室〈評価実習室〉	—
					E304教室	125
					E305教室	87
					E306教室	33
	4階	収容数	5階	収容数	6階	収容数
	E401教室〈演習室2〉	—	E501教室〈共同研究室〉	24	E601教室〈物理療法・水治療義肢装具実習室〉	—
	E402教室〈共同研究室〉	24	E502教室〈基礎医学実習室〉	—	E603教室〈日常動作訓練室〉	—
	E403教室〈演習室3〉	30	E505教室〈運動生理機能評価測定実習室〉	—		
	E404教室〈演習室4〉	30				
	E405教室〈演習室5〉	30				
	E406教室〈演習室6〉	30				
	E407教室〈会議演習室〉	36				
中央 体育館	1階	収容数	3階	収容数		
	小アリーナ	—	大アリーナ	—		
	中アリーナ	—				
第2 体育館	1階	収容数	2階	収容数		
	小アリーナ	—	アリーナ	—		

臨時休講措置

次の①②③のいずれかに該当する場合、授業は休講となります。

- ① 暴風警報または大雪警報が京都府南部に出された場合
- ② 台風等の災害やストライキ等のために京阪バス（山科・醍醐地域系統）と地下鉄東西線が両方とも不通になった場合
- ③ 上記②が運行中でも下記の4交通機関のうち、3交通機関以上が不通の場合

JR西日本（大阪から草津を基準とします）

阪急電車（京都線梅田から四条河原町を基準とします）

近鉄電車（京都から橿原神宮前を基準とします）

京阪電車（本線・淀屋橋から出町柳を基準とします）

※上記の暴風警報等の解除・交通機関の開通の場合は、次の原則で授業を開始します。

- a. 午前6時30分までに解除・開通になった場合は平常通り授業を行います。
- b. 午前10時までに解除・開通の場合は第3講時（13時）から授業を行います。
- c. 午前10時を過ぎても解除・開通しない場合は全日休講となります。

* 注意点

①について

大雨警報は休講となりません。

②について

京阪バスの山科・醍醐地域系統以外の路線の不通は休講となりません。

京阪バス（山科・醍醐地域系統）と地下鉄東西線のどちらかが運行されている場合は、休講となりません。

③について

基準以外の地域・路線の不通は休講となりません。

例) 阪急宝塚線・神戸線、京阪京津線、叡山電鉄、京福電車、JR東海道本線大阪以西草津以东・環状線・湖西線山科以东・東海道山陽新幹線、南海電鉄、近鉄奈良線、大阪市営地下鉄、京都市営地下鉄烏丸線

基準の4交通機関のうち3交通機関以上が不通の場合です。京阪本線のみ不通、JRのみ不通、

阪急と近鉄が不通のような場合は休講となりません。

事務局連絡先一覧

セクション名		直通電話番号	メールアドレス	場 所
総務課		574-4111	gen@tachibana-u.ac.jp	管理特別教室棟 2 階
経理課		574-4113	acc@tachibana-u.ac.jp	管理特別教室棟 3 階
教務部	学務第 1 課	574-4324	1academic@tachibana-u.ac.jp	管理特別教室棟 2 階
	学務第 2 課	574-4192	2academic@tachibana-u.ac.jp	
	学務第 3 課	574-4325	3academic@tachibana-u.ac.jp	
	教務課	574-4188	c.academic@tachibana-u.ac.jp	
学生部	学生支援課	574-4114	studentc@tachibana-u.ac.jp	管理特別教室棟 1 階
	就職進路課	574-4117	career@tachibana-u.ac.jp	管理特別教室棟 1 階
学術情報部	学術情報課	図書館	library@tachibana-u.ac.jp	図書館
		情報メディアセンター	media@tachibana-u.ac.jp	清心館 1 階
		エクステンションセンター	aca-ext@tachibana-u.ac.jp	清風館 2 階
		リエゾンオフィス	liaison@tachibana-u.ac.jp	
入学部	入学課	574-4116	admis@tachibana-u.ac.jp	管理特別教室棟 1 階
企画広報課		574-4112	pub@tachibana-u.ac.jp	管理特別教室棟 3 階
基礎教育推進室国際交流オフィス		574-4121	lec@tachibana-u.ac.jp	管理特別教室棟 3 階
教職保育職支援室		574-4192	tpsc@tachibana-u.ac.jp	管理特別教室棟 3 階
女性歴史文化研究所		574-4120	iwhc@tachibana-u.ac.jp	清風館 2 階
地域政策・社会連携推進センター		574-4131	icps@tachibana-u.ac.jp	
看護異文化交流・社会連携推進センター		574-4235	ktnc@tachibana-u.ac.jp	清優館 2 階
教育保育支援センター		574-4188	scce@tachibana-u.ac.jp	管理特別教室棟 2 階
看護教育研修センター		574-4133	cpdn@tachibana-u.ac.jp	清風館 2 階
生活協同組合		571-2325	tachibana-coop@mail.seikyounet.jp	リバティホール 1 階

*電話番号の市外局番はすべて「075」

教務部各課業務内容と窓口時間

各課とも窓口業務は月曜日～金曜日で、11:10～12:10は窓口業務を行いません。

	主な業務内容	備考
学務第 1 課	文学部・現代ビジネス学部の教学に関する事（修学相談を含む） 資格課程に関する事務（但し、教員免許・保育士を除く） 救急救命士国家試験対策に関する事 大学院文学研究科・文化政策学研究科の教学に関する事	
学務第 2 課	人間発達学部の教学に関する事（修学相談を含む） 教員免許・学校図書館司書教諭・保育士に関する事務 教職保育職支援に関する事 （教職保育職支援室・学習スペースは 3 F です） 教員採用試験対策に関する事 国際交流・言語教育に関する事（言語教育センターは 3 F です）	管理・特別教室棟 3 F 学習スペースの 利用時間は以下の通り 月～金 8:45～20:30 土 8:45～17:15 ※日曜日・祝日、入学試験日、休校日 を除く
学務第 3 課	看護学部・健康科学部の教学に関する事（修学相談を含む） 看護師等国家試験対策に関する事 病院奨学金に関する事 大学院看護学研究科の教学に関する事	
教務課 （学生窓口はあり ません）	教務システム管理、学籍管理・時間割・受講登録・成績管理等に関する 事 （時間割や受講登録の相談等は、学務第 1 課～学務第 3 課で行います）	
窓口時間		
基本は 8:45～17:15。平常授業期間中の月～金は以下の業務に限り、窓口業務を延長します。 ～18:30まで 証明書自動発行 ～19:40まで 授業に関する対応（6講時に授業がある場合） 土曜日の補講・集中講義 8:45～17:15（授業対応・証明書自動発行のみ）		

発行 〒607-8175 京都市山科区大宅山田町34 Tel075-571-1111(代)
編集 京都橘大学

2012年4月1日発行

印刷 株式会社 きかんしコム